

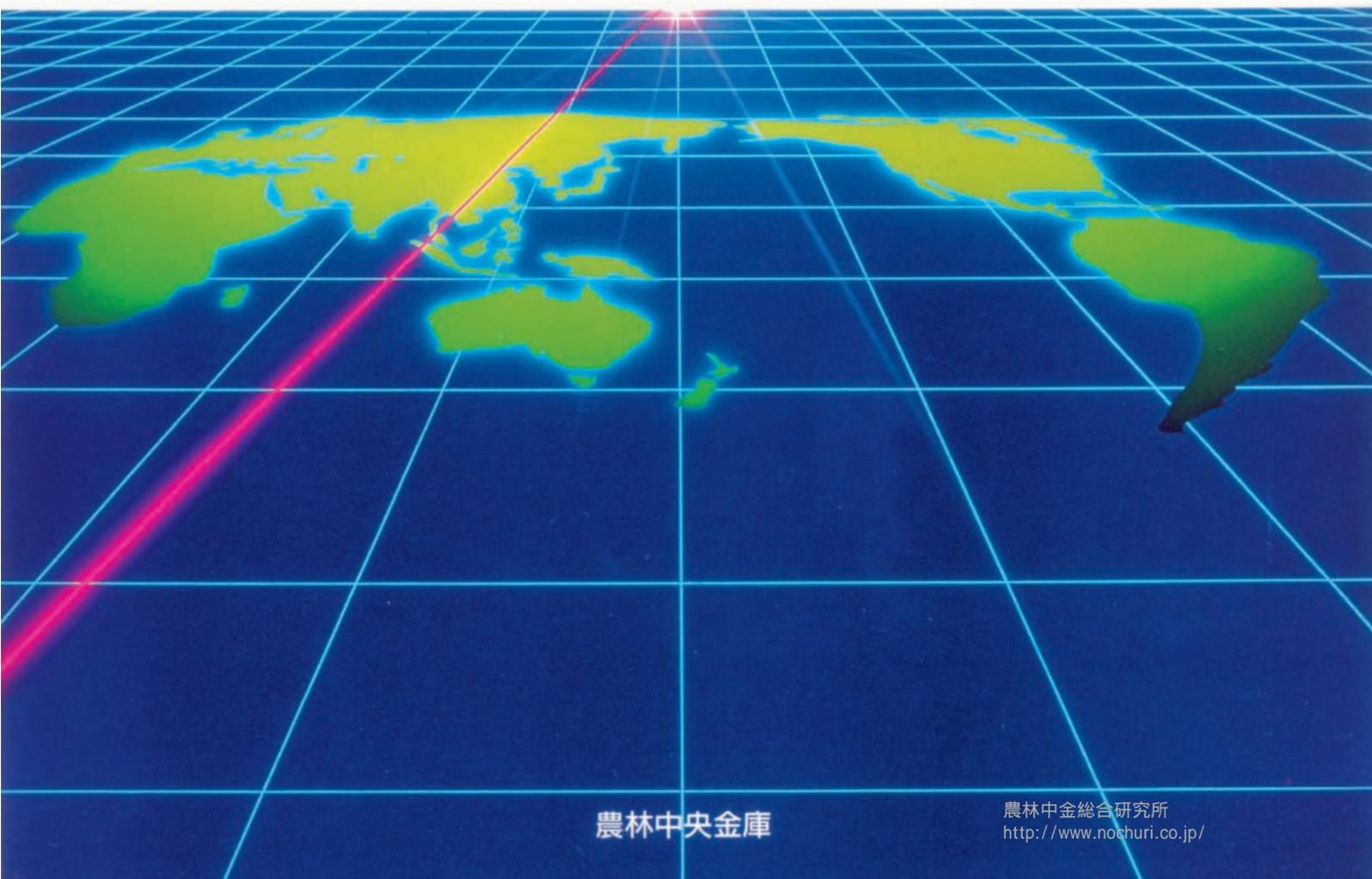
# 農林金融

THE NORIN KINYU  
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2011 **2** FEBRUARY

## 協同組合の社会的意義

- 金融論の新展開と組合金融論
- 金融危機と協同組合銀行
- 集落営農法人が担う地域農業の変革
- 病院給食における食材調達と地産地消



## 現実と虚構

3,479件, 5,724筆, 763ha。長野県のあるJAの農地集積（貸借による）事業の現況である。このうち1年間での新規貸付は241件, 46ha。この農地集積実績は、各地に「活性化組合」を組成し、農地相談会を開催するなど組合員のニーズに応える地道な取組みを重ねてきた結果でもある。

北海道深川市の2009年の農地流動化・集積実績は、農地法第3条関連で46件104ha、基盤強化法関係で316件839ha。農家戸数800戸弱の大型稲作経営地帯であるが、毎年30戸ほどの離農が続いているという。毎年、11月に入り、農作業が一段落すると同時に一斉に農地移動に関する調整会議が始まり、農業委員会は多忙を極める。

神奈川県相模原市の09年の農地の権利移動は176件、うち貸借は159件。農地の権利移動については農業委員会の審査・許可が必要であるが、農業委員会によると、受付の段階での指導による改善等により不許可処分は極めてまれだという。件数としては少ないが、不許可となる典型例は農地法第3条での下限面積要件を満たさないケース、あるいは所有農地を違反転用しているケースなど、客観基準によるものである。

昨年11月から12月にかけて上記3地域の農業会議・農業委員会・JAへ中国農業部の研究者とともに訪れ、各地域の農地管理運営について勉強させてもらった。農業委員会制度により公共財の側面を有する農地が守られ、またJAや農業開発公社、農業委員会の地道な取組みにより、農地集積が確実に進展している現状を知ることができた。

09年12月の改正農地法の施行に伴い、転用規制の厳格化と農地の貸借に係る規制の見直し等が行われ、農地の有効利用促進が図られている。例えば、農地を借りる場合は、「農業生産法人」でなくても、一定の要件を満たせば株式会社等の法人も許可を受けることが可能となった。一定の要件とは、①農地を適正に利用していない場合に貸借を解除する旨の条件が契約に付されていること、②地域における適切な役割分担（話し合い活動への参加・共同利用施設の取決め等の遵守）のもとに継続した営農が見込まれること、③地域との調整役として責任をもって対応できる者が、業務を執行する役員のうち1人以上いること、であり、いずれの条件も地域農業を維持するために不可欠なものである。

いま、さらなる農地規制の緩和が必要との提言があるが、09年改正後の制度で何が農業生産力強化の支障になるのか、理解し難い。本当に現状を把握したうえでの必要性なのか、疑問だ。あらゆる仕事はあるべき理想の姿と現状のギャップを埋めていく作業から始まる。現状把握が間違っていれば、正しい仕事はできない。ましてや、現状を正確に把握しようともせず、ステレオタイプの空疎で内容のない（あるいは内容が不明な）言葉の羅列と繰り返しにはうんざりする。

「平成の開国」が意味する内容は何なのか。「自由で開かれた国際秩序」の意味するものは何か…Freeは「無料、負担のない」、Openは「剥き出し、覆いのない」だとすれば、「負担が少ない剥き出しの秩序」ということか。本質をとらえないままの発信、無批判で見苦しい迎合、虚妄の提言、が我が国を席卷しようとしている。それこそが不条理であり不幸である。

（株）農林中金総合研究所 専務取締役 岡山信夫・おかやま のぶお

今月のテーマ

協同組合の社会的意義

今月の窓

現実と虚構

(株) 農林中金総合研究所 専務取締役 岡山信夫

金融論の新展開と組合金融論

田中久義 — 2

欧州の実情と論調を中心に

金融危機と協同組合銀行

重頭ユカリ — 14

二つの合理性と農協の課題

集落営農法人が担う地域農業の变革

福田竜一 — 33

病院給食における食材調達と地産地消

尾高恵美 — 53

談話室

福井でがんばる小さな鉄道

福井県立大学経済学部 教授 北川太一 — 30

農林中金総合研究所 企画 齊藤由理子・重頭ユカリ 著  
『欧州の協同組合銀行』

滋賀県立大学環境科学部 教授 増田佳昭 — 29

本棚

蔦谷栄一 著

『協同組合の時代と農協の役割』

東京農業大学 名誉教授 白石正彦 — 32

統計資料 — 68

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

# 金融論の新展開と組合金融論

常任顧問 田中久義

## 〔要 旨〕

- 1 農協信用事業のあり方やその役割は、信用組合論、農業金融論、組合金融としての信用事業論、そして農業・農村金融論などのさまざまな名のもとに論じられてきた。しかし、それは貸出中心の役割論として取り上げられることが多く、そこでは金融理論とのかかわりはあまり意識されていなかった。
- 2 一方、金融論は、金融工学のような新たな分野が著しく発展して注目を集めているが、信用創造理論や中央銀行の金融政策のような伝統的分野においても新たな展開がみられる。
- 3 信用創造理論については、金融機関の業務の出発点が預貯金にあるのか、それとも貸出にあるのかが問われ、伝統的には預貯金が先と考えられてきた。しかしこの理解には異論も多く、現在では、預貯金は信用創造によって創出されるとする貸出先行論が定着しつつある。
- 4 ところが、農協信用事業が担っている農業・農村金融をめぐるさまざまな理論は、相互金融の名のもとに「集めた資金を貸し出す」という貯金先行論をそのまま維持しており、地域経済も含めた経済の発展に不可欠な資金を供給する信用創造機能の評価が不十分なままである。
- 5 協同組合が行う金融である組合金融としての農協信用事業について、新たな金融論の展開を加味した事業論の確立が必要であり、そのためには相互金融、貯貸率や余裕金概念の再検討、さらには連合組織を含めた運用業務の本来業務としての再位置づけが必要と思われる。

## 目次

### はじめに

#### 1 金融論の概要とその展開

- (1) 金融論の概要
- (2) 預金が先か貸出が先か

#### 2 信用事業論の展開と金融認識

- (1) 産業組合前後
- (2) 農業金融論

#### (3) 組合金融論としての信用事業論

#### (4) 農業・農村金融論

### 3 再検討の論点と展開方向

- (1) 組合金融の特性
- (2) 相互金融の位置づけ
- (3) 貯貸率と余裕金概念

### おわりに

## はじめに

農協信用事業のあり方やその役割については、これまで主として貸出面に着目して論じられてきた。その多くは、農業・農村、そして協同組合の特性を明らかにしたうえで、その金融面への反映を解明するもので、金融理論それ自体にはあまり注意が払われてこなかった。

しかし、金融理論は着実に展開しており、現在では、これまでの農業金融論や農業・農村金融論が前提とするそれとはかなり趣を異にしている。金融理論は、今回の金融危機を招いた一因とされる金融工学など新たな分野が注目されているが、新たな展開はそのような分野だけではなく、伝統的理論それ自体にも及んでいる。

そこで、本稿では、金融論の新たな展開状況を紹介するとともに、これまでの農協金融をめぐる議論に共通する金融観を明らかにし、新たな金融論をベースに組合金融論を再整理するための課題とともに、再構築の方向を提起してみることにしたい。

## 1 金融論の概要とその展開

### (1) 金融論の概要

#### a 金融取引とその効果

はじめに、現在の標準的な金融論から、組合金融論にかかわりが深いと思われる事項を整理しておきたい（参考文献2, 5, 9参照）。

金融取引とは、「現在のお金」と「将来時点でお金を提供するという約束」を交換する取引と定義される。ここでいう「お金」とは購買力であり、この金融取引の取引対象が「金融商品」である。これは、発行する立場からは「金融負債」、保有する立場からは「金融資産」と呼ばれる。

また、約束には負債契約と持分契約の2つがある。負債契約は、大部分の国債や貸出金そして預貯金のように、将来提供されるお金の額があらかじめ確定しているものである。一方、持分契約は、普通株式や協同組合への出資金のように、将来提供されるお金の額つまり配当額が確定していないものである。ただし、負債契約のなかにも

額が確定していない変動利付債があり、持分契約の代表である株式にも優先株式があるなど、両者の境界は明確ではない。

このような金融取引の効果としてあげられるのは、①資金の移転、②リスクの移転、③決済機能などである。

「資金の移転」とは、金融取引をつうじて赤字主体と黒字主体との間で購買力が移転することである。ここでいう「赤字」「黒字」は損益ではなく、投資額が貯蓄額を上回るかどうかである。赤字主体が投資を行うためには不足する購買力を入手しなければならない。そこで将来時点でお金を提供する約束をし、それと交換に現在のお金を受け取る取引を行うのである。

つぎに「リスクの移転」である。投資を行う場合、その成果があらかじめ確定していないという意味でリスクが伴う。現在の金融論は、資金提供者も応分のリスクを負担することを想定し、その分担は契約によって定められるが、負担内容は契約方式や資金提供者のリスク負担能力によって異なる。

最後に「決済機能」とは、取引などによる債権・債務関係を清算する機能である。金融商品は、受け渡しと同時に支払いが完了する場合には「交換手段」と呼ばれ、後日支払われて社会的に取引の完了が承認される場合には「決済手段」と呼ばれる。この意味で最終的な決済手段は貨幣そのものである。

以上のような金融取引は、資金の移転によって赤字主体の投資を可能にするという

重要な意義をもつが、それを安定的に行うためには一定の基盤を必要とする。その基盤には、金融取引の円滑な実施を支える仕組みやそれを担う組織と、その働きを担保する公的な仕組みとしての規制や取引ルールがあり、これらを一括して金融制度と呼ぶ。

なお、金融取引における資金調達者と資金提供者のニーズにはギャップがあるため、それを調整するメカニズムが必要となる。市場の価格調整メカニズムによって調整するのが「直接金融」であり、金融機関が介在して調整するのが「間接金融」である。

これらに新たに加わった方式が、つなぐ片側が「市場」である間接金融であり、「市場型間接金融」と呼ばれる。この市場型間接金融には、金融機関が資金提供者と市場を結ぶものと、資金調達者と市場を結ぶものがある。前者が投資信託や金融機関の市場運用であり、そして後者にはノンバンクなどがある。

ここで、前者に「金融機関の市場運用」が含まれていることに留意する必要がある。これは、資金の運用サイドである借方（資産）が市場と結びついている金融機関は市場型間接金融の担い手であることを示しており、このことは組合金融の各金融機関にもよく適合する。

## **b 審査と事後の監視**

金融取引を行う場合、資金提供者は通常、事前における審査と、事後における監

視を行う必要がある。

「事前の審査」とは次のようなものである。

金融取引を円滑に行うため、資金提供者は取引にあたってまず「審査」を行う。審査とは、約束された将来の見返り提供の実行可能性を確認することであり、「信用調査」ともいわれる。ここで確認されるのは、投資計画や投資者の能力評価、所得の見通しやリスク負担を担保する資産の有無などであり、これらを的確に判断するには専門能力が必要となる。

しかし、すべての資金提供者がこのような能力を備えているわけではなく、またすべての人が行うことが効率的ともいえない。そこで、特定の組織が本来の資金提供者に代わって審査活動を行い、専門家による能率の向上と集中による規模の利益を実現することで審査コストを引き下げることが必要となる。これが金融機関の基本的な存在理由である。重要なのは、費用対効果に優れた審査能力をもっているかであり、審査コストを低減することができるかが金融機関の存在意義に大きくかわるということである。

つぎに「事後の監視」とは次のようである。

金融取引は、資金提供者に渡される見返りが大きいほど、投資から得る利益のうちの資金調達者の取り分が減少するという関係があるため、事後において調達者に約束を守らせる仕組みが必要となる。このための制度が司法であり、最終的にそれを利用

する可能性が約束を履行させる圧力となる。しかし、これによっても資金が完全に担保されるわけではない。司法制度によっても全額を回収できないことがあり、加えて制度の利用には費用と時間を要するからである。

このような公的制度によらずに履行を確実にする仕組みに「評判のメカニズム」がある。これは、不履行となった主体は評判を失ってその後の取引が不可能になるというメカニズムである。この評判に基づく実効性確保の仕組みは、比較的クローズドな集団のなかで繰り返し取引が行われる状況で、より有効に働くとされる。

こうした事後の監視も、審査と同様に費用と専門的な能力が必要であり、ここでも金融機関という専門組織に委託することが効率的である。金融機関のこのような監視は預貯金者などの利益を守るために行われるが、そうした監視下で活動することは、資金調達者にとっても信頼性を高めるという意義があり、この点も金融機関の存在意義を強めている。

## (2) 預金が先か貸出が先か

今回の金融危機は、多様な金融商品を作り出した金融工学をクローズ・アップさせた。しかし、金融理論の変化は、このような分野だけではなく、伝統的な領域でも生じた。それは金融機関の信用創造機能にかかわる論争であり、金融機関の業務の基本的な理解にかかわるものであった。その論点は「金融機関の業務の出発点は預金（受

信行為)にあるのか、それとも貸出(与信行為)にあるか」である。

#### a 伝統的見解

伝統的・通説的見解は、金融機関の業務の出発点は預金(受信行為)にあるとする。その説明はつぎのようである(詳細は参考文献5,9参照)。

金融機関は、資金の供給者と需要者の間で仲介するだけでなく、信用創造も行う。金融機関の預金は、取引先から現金などを受け入れることによるほか、貸出金が借り手の口座に入金されることによっても創出される。前者を「本源的預金」、後者を「派生的預金」と呼ぶ。

預金は絶えず入出金されるが、全体としてみると、その一定割合はどこかの金融機関に滞留する。この滞留預金が貸出の原資となり、借入者の口座に入金されて派生的預金になるところから信用乗数サイクルに入るとされる。

たとえば、ある人がA銀行に現金で100万円を預金したとする。支払準備が10%であるとしてA銀行は10万円を残して90万円を企業甲に貸し出し、甲は企業乙への支払いとしてB銀行内の乙名義の口座に振り込んだとする。B銀行はこのなかから9万円を支払準備として残し、残り81万円を貸し出す。このような連鎖が繰り返されると、最初に預けられた100万円の現金をもとに、貸出によって900万円の預金通貨が創られ、預金総額は1,000万円に増加する。

以上のような伝統的見解の説明は、まず

本源的預金、場合によっては滞留預金から始められる。これがコアとなり、支払準備を差し引いた部分が次の貸出にまわされて預金に入り、そこからさらに準備部分が差し引かれてさらに次の貸出に回されるというように預金が拡大する機能を「信用創造(預金創造)機能」と呼んでいる。

この見解の基礎は「大数の法則」にある。預金の一定割合が金融機関に滞留すること、そして利用者数が多いほど滞留する資金が大きくなることが統計的に確認されていることが根拠とされている。

#### b 通説的見解への疑問

しかし、このような見解には古くから疑問が出されていた(建部(2008))。それは、「預金者が持ち込んだ現金はどこからくるのか」という問いである。先の例で最初に預けられた現金は、取引先からの入金や給与収入で得られたものであるかもしれないが、その入手経路をたどれば、その現金は必ず金融機関から入手されている。日本銀行だけが銀行券を発行し、それが金融機関を経由して経済社会に供給されている以上、これは必ず成立する。

とすれば、本源的預金として預入された先の例の現金は、もともと他金融機関の預金であったのであり、ある金融機関の本源的預金の増加は他金融機関のその減少を意味する。これを金融システム全体でみれば、預金額も支払準備額も変化しないことを意味しており、信用創造は実現していないのである。

このような立場では、金融システム全体でみれば本源的預金は存在しないことになる。存在する預金は、すべて貸出によって創造されたものであると理解せざるを得ないからである。

### c 現在の理解

この論争は通説的見解の修正で決着した。すなわち「銀行が貸出を行う際は、貸出先企業Aに現金を交付するわけではなく、Aの預金口座に貸出金相当額を入金記帳する。つまり銀行の貸出の段階で預金は創造される」とされたのである（全国銀行協会金融調査部編『図説わが国の銀行（2000年版）』）。

ここで示されているのは、「まず預金ありき」ではなく、預金通貨を創造する「貸出ありき」が妥当だという見解である。これは、預金通貨がすべて金融機関の貸出によって創造されたものであることを宣言している。

この通説の修正は、単に信用創造の理解の変更だけにとどまらない広がりをもっている。例えば、マネーストックにかかわる金融政策では、中央銀行がハイパワード・マネーの供給額を決めれば、その貨幣（信用創造）乗数倍のマネーストック（つまり銀行貸出）が供給されるとしていた。しかし、時間的に先行するのが金融機関の貸出であるとする、日銀はそれをコントロールすることができないことになる（池尾（2010）94頁以下）。

このように、信用創造論は金融論の根幹

をなすといっただけに、これをめぐる見解の変化は、農協の信用事業論ひいては協同組合の金融事業をめぐる組合金融論にも大きな影響を与えると考えざるを得ない。

## 2 信用事業論の展開と金融認識

農協の信用事業論は、組合金融、農業金融、生活金融、農村金融、農業・農村金融、そして地域金融といった多様な名のもとに展開されてきた。これらの幅広い概念は農協の信用事業だけに当てはまるわけではないが、それが主要な担い手であることは共通している。以下では、金融論の変化を念頭に置きながら、これらの主張がどのような金融観にあるかを確認してみたい。

### (1) 産業組合前後

わが国の農村社会における協同組織による相互融通組織の原型は、中世の頼母子講や無尽講などいわゆる「講」にさかのぼるといわれる。「これらは、困窮者の救済を目的に講員（加入者）が一定の掛け金を拠出し、定められた期日に入札・抽選を行ない、所定の金額を講員に融通し合うという、相互扶助的な性格をもっていた」（参考文献7）。

こうした幕末期までの講は、明治10年代以降各地に設立された近代的な協同組合や産業組合法に基づく協同組合とは一線を画すものではあるが、その源流とされる。現在の農協信用事業がもつ相互金融性は、こ

うした古くからの講にその原型をみることができるのである。

金融としての講の特徴は、持ち寄るのが「現金」であり、借入者が受け取るのもその「現金」だという点にある。ここでみられる金融観は、集めた現金の授受を金融ととらえていることにある。購買力を表章する現金は目に見えるだけに、このような金融観は直感的で理解しやすい。

「講」による金融は、協同組合とともに新たな展開をみせる。わが国の近代的な協同組合は1900年に制定された産業組合から始まるとされる。法制定当初は、販売、購買、信用、指導の4種の組合がそれぞれ設立されることとされ、兼業はできなかつた。しかし、1906年には早くも法律が改正され、兼業とくに信用と他の事業の兼営が認められた。この産業組合金融の考え方は、組合金融の古典といわれる小平権一「産業組合金融」につぎのように述べられている（『新版協同組合事典』家の光協会）。

産業組合金融は、組合の組織によって信用を取得し、組合の組織によって互いに余裕の手許金を預け合い、これを組合員に貸付し、または他の確実なところに預け入れるものである。このような性格上組合金融は債務者のための金融であり、組合員の経済の改善に役立たない資金は、いかに担保があっても信用を付与しないことを原則にするという意味で、精神的・教育的である。

この産組金融は相互金融として次のように説明される。まず、組合金融は組合を媒介として組合員の資金の有無相通を図るも

のであるとし、産組ではまず互いに手許金を組合に預け合い、その預けた資金を組合員が借り合うことを実行しなければならないとする。このような金融観は、明らかに先の「講」のそれに近く、以下にみる諸論の金融観にも強い影響を与えている。

## (2) 農業金融論

つぎに農業金融論における金融観を確認しよう。加藤（1997）は、金融の定義から始め、最広義の金融とは貨幣の流通であるとする（参考文献6）。貨幣の流通類型のひとつである金融的流通が狭義の金融であり、貨幣の貸借、そして資金の貸借がその内容である。この「資金」には預金通貨が含まれ、それは利子を得るという意味で資本としての性格をもつとされる。こうした間接金融機関の資金は自己資金（資本金+積立金）と外来資金とからなり、外来資金とは金融機関の社会的信用によって吸収・創設された資金である。

金融機関の最重要業務は受信業務すなわち預金業務であり、この預金は2つに分けられる。ひとつは「直接預金」であり、外部から預け入れられることによって生まれる。もうひとつは「振替預金」であり、貸出金が借り手の預金勘定に振り込まれて生まれる。この両者には、「直接預金の場合は、銀行の受動的な信用創造であり（中略）この行動によって社会に存在する貨幣量が変化するわけではない」が、「振替預金の場合は、銀行の能動的な信用創造であり、社会に存在する貨幣量がそれだけ増加す

る」という違いがあり、後者が通常いわれる「信用創造」である。

この信用創造を基礎付ける理論については、「直接預金として受け入れた資金のうち支払準備金として必要なだけを保有しておけば、それ以外は貸出すことによって振替預金を創造することができる」とする。これは、この農業金融論の金融観が先にみた伝統的見解と同様であることを示している。

### (3) 組合金融論としての信用事業論

日本経済の高度成長期以降、農協信用事業の実務者に大きな影響を与えた組合金融論としての信用事業論に市塚、長井、鈴木(1986)があり、その認識はつぎのようである(参考文献4)。

農協信用事業のあり方はその時々を経済的・社会的条件の変化に応じて変化しており、戦後から高度成長期にいたるまでの間は、後述するような条件のもとで相互金融性を強く保持していた。しかし、その相互金融性は次第に限定され、協同貯蓄金融機関としての性格が強まった。

この変化をとらえて論者は、従来の相互金融一色の信用事業論にひとつの修正を加える。それは、基本に「一定範囲の相互金融を充足する機能」が、その上に「大部分の組合員農家から預託された共同の資金運用部分を保有する貯蓄金融機関化」した部分があり、その全体が農協信用事業を構成するというものであった。言い換えれば、貸出金と見合う貯金部分が相互金融であ

り、それを上回る部分は共同資金運用であるとしたのである。

このような認識に立ちながら、「農協信用事業は組合金融であり、協同組合を媒介とする相互金融を旨とし原則」としたうえで、「相互金融とは、組合が一方では余裕ある組合員の資金を貯金として受託し、他方、資金を必要とする組合員にそれを融通し、組合員相互の貯金と貸付とを結びつけることによって資金の「有無相通」をはかる」と先の産業組合金融論の主張を踏襲している。このように、産組金融論の金融観は農協の信用事業論にも承継され、ここでも「講」にみられた貨幣そのものの貸借が金融という金融観が色濃く残っている。

しかし、これは組合金融の基礎部分についての認識であり、その上にある協同貯蓄金融機関部分については、つぎのことが強調される。すなわち、「相互金融とは借入者でもあり、貯金者でもある組合員が協同して貯蓄をし、協同して資金を融通し合う『協同貯蓄』『協同信用』である」ことが最も肝要であるとし、貯金と貸出金とが、それぞれ独自の協同であることも指摘されているのである。

### (4) 農業・農村金融論

農協貸出は、高度成長期を経て生活資金のウェイト上昇と農業貸出のその低下という変化をみせた。このような状況をうけて、当研究所の前身である農林中金調査部では、農協を含む各種金融機関の組合員農家向けの融資状況を「農業・農村金融」と

して公表してきた。

このような変化を踏まえて提起されたものに「農村金融論」や「農業・農村金融論」がある（参考文献10、同3）。

前者では、わが国経済の高度成長期、安定成長期、平成不況期に分けて先行研究が整理されている。これら諸研究での金融観が伝統的見解に基づいていることは本稿でもすでに紹介したとおりであり、論者の分析・主張も同様である。

たとえば、農村金融機関の社会的役割は「農村で調達した資金を同じ地域内で運用」することにあり、貯貸率の低下は、「農協資金の農村外資金循環」となるため、農村貸出を促進することが農村金融の課題のひとつであるとされる。ここでも貯金で調達した資金を貸し出すという考え方が根底におかれている。

また、後者では、金融論の新展開を踏まえた記述がみられる。たとえば、金融自由化論の背景に「金融理論における市場機能を強調する学派の影響力が増大」していることをあげ、これを「市場機能の活用が金融市場における資源配分をより効率的にするという考え方」と説明している。

このように、金融論の新たな展開への留意はみられるが、その関心はマイクロファイナンスなどに向けられ、信用創造理論の変化には触れられていない。その意味で、ここでも伝統的な金融観が前提とされるとみられるのである。

### 3 再検討の論点と展開方向

#### (1) 組合金融の特性

前項では、金融機関の信用創造機能、具体的には貯貸業務の位置づけについての考え方という意味での金融観の観点から、組合金融をめぐる諸論調のいくつかを紹介した。これらの共通項はつぎのように整理することができる。

第一に、組合金融の特質が相互金融にあることは一貫している。この相互金融は、産業組合当時の整理が踏襲され、組合員から集まった貯金を必要とする組合員に融通することとされていた。この考え方は、修正されてはいるが、現在も承継されていることは既に述べたとおりである。

第二に、組合金融である農協金融は貯貸業務を中心とする間接金融の担い手であることが前提とされている。これは諸研究が農協の貯貸業務に着目していることが示している。また、農協の信用事業制度そのものが、そうした役割を果たすための制度として発足した点からも確認される。

しかし、金融の方式には伝統的な直接金融と間接金融に市場型間接金融という新たな方式が加わった。これにより、第一の点で指摘した古くからの共同運用部分は、市場型間接金融と位置づけられることを意味している。

第三に、組合金融は各種の金融機関との競争裡に置かれてきたことが確認される。先の諸研究において、農協の信用事業が貯

貸両面で各種金融機関、とくに政府系金融機関と日常的に競合してきたとしていることがこれを示している。

このようにみた場合、銀行をはじめとする他の金融機関の機能にかかる理論と、農協をはじめとする協同組織の金融機関のそれが異なっている状況をどのように考えればよいのであろうか。以下いくつかの論点を検討してみたい。

## (2) 相互金融の位置づけ

組合金融の特質としての相互金融性は、経済状況の変化とともに変化しており、一言でいえば相互金融性の弱まりととらえられていた。このような状況を市場ほか(1986)では次のように説明している。

農協信用事業が相互金融を展開することができた理由は、①組合員農家各階層がほぼ等しい貯蓄率であった、②各層とも資金余裕が低水準であった、③各層の組合員農家が互いに間欠的に資金が不足したことにあり、これが「資金を相互に充足するという相互金融性」を可能にしていた。しかし、この条件は高度成長を経て大きく変化し、農協信用事業は「一定範囲の相互金融を充足する機能」を基本としつつ、その上に「大部分の組合員農家から預託された共同の資金運用部分を保有する貯蓄金融機関化」したのである。

しかし、金融機関業務の出発点が貸出(信用創造)にあるとする現在の金融論に基づけば、異なる整理が可能となる。つまり、組合金融の相互性は、貯金を貸出の原資と

することにあるのではなく、協同組織性にメンバーシップ性の発揮によるコストの低減にある。農協の信用事業は、信用の協同供与と貯蓄の協同運用という2つの協同から構成され、組合金融としての農協信用事業の課題は、この2つの協同をより低コストで実現することではなければならない。

言い換えれば、農協信用事業が信用創造機能を発揮することこそが、組合員経済や地域経済の発展に寄与することなのである。なぜなら、集めて貸す金融では経済を成長させることはできないからである。

## (3) 貯貸率と余裕金概念

貯金残高に対する貸出金残高の割合である貯貸率はさまざまな意味で使われてきた。

そのひとつに、金融機関が本来的役割を果たしているかどうかのメルクマールとしての利用がある。たとえば、住専問題論議が高まっていた折、貯貸率が低いことをもって「農林系統」は、いわゆるエコノミストから役割を果たしていないと指弾され、金融界からの退場を求められた。この種の批判は現在でもあり、この基礎に信用創造についての伝統的見解が潜んでいることは明らかであるが、そのような批判は金融論の修正とともに根拠を失っている。

もうひとつの使われ方は、地域の資金を地域にどの程度還元しているかを示す指標とするものである。この比率が高い金融機関ほど資金の地域還元度が高く、地域に貢献しているとされ、先の農村金融論にも同

じ認識が見られる。しかし、集めて貸すのではなく信用創造で貸すと理解すると、このような使い方はできない。地域への資金供給状況は、貯貸率ではなく、地域の資金需要の充足度で示されなければならない。

つぎに余裕金概念である。余裕金は組合金融に特有な概念であり、抽象的には、総資金量のうち組合員貸出と内部運用分を除いた残りの資金をさす。ただし、この概念は農協法上のものではなく会計慣行とされている（『新版協同組合事典』家の光協会）。

組合金融がこうした概念を必要とした理由は相互金融性であろう。そこでは、組合員の資金充足を図ることが系統3段階を通じた本来業務とされ、外部への資金運用はこれが満たされたのちの余裕金に限るとされてきたからである。このような理解はとくに信用系統で強く、貯金－貸出金＝余裕金ととらえられている。

この算式は資金の運用順序にもつながっている。すなわち、貯金で調達された資金はまず貸出に向けられるべきであり、貸出需要を充足したのちに系統機関への「預け金」、そして市場運用である有価証券等に運用すべきという考え方がそれである。しかし、これも、余裕金の増大という事実を前に修正されたことは既に述べた。

繰り返しになるが、貯金が貸出の原資なのではなく、貸出が貯金を作り出すという現在の金融論の立場では、この余裕金概念も見直しが必要となる。この立場では、組合員から受け入れた貯金すべてが運用の委託であるということになるからである。従

って、これまで余資運用業務といわれた業務は本来業務に位置づけなければならず、これは系統金融で連合組織の役割論にも影響を与える。

先に、市場型間接金融についてのバランス・シートの説明は、農協信用事業系統の現在の姿にそのまま当てはまる。単位組織である農協の信用事業は、余裕金の大宗を連合会への預け金に運用し、さらにそれは連合会の資産勘定をつうじて市場に運用された。これは、農協自身も、連合会を含めた系統金融それ自体も、市場型間接金融機関であり続けていることを明確に示している。このようにみると、余裕金や余資という概念はその役割を終えていると考えることも可能である。

## おわりに

本稿を終えるにあたり、新たな金融論にもとづく組合金融論の再検討の必要性和、筆者の今後の検討課題をあげておきたい。

第一は、そもそも金融論の変化を組合金融論に反映させる必要があるか、である。集めた資金を融通するという従来の相互金融の考え方を、信用創造論の変化にかかわらず貫くことは可能だからである。

しかし、農協信用事業が、他の金融機関と異なる金融を行っていると主張することは難しい。なぜなら、金融論とは農協を含む各種金融機関が行う金融を統一的に説明するものだからである。筆者の主張は、相互金融概念を捨てることではなく、信用創

造を踏まえた理論として再構築することである。

第二は、先の論点以外にも検討点が多いことである。たとえば、余裕金概念の見直し方向でふれたような連合組織の機能やあり方をはじめとする系統金融性についての再検討がそれである。

この点に関しては、市場型間接金融の担い手としての系統金融性についてさらに磨きをかける必要がある。また、現在マクロ、ミクロでプルーデンス政策のあり方に関心が高まっている折から、これと系統金融が保持してきた「相互援助」の考え方の関連についても明らかにする必要がある、これらの検討は今後の課題である。

第三は、協同組織性の観点からの貸出の強化という事業面の課題である。

先に「審査と事後の監視」の項で「評判のメカニズム」について述べた際、このメカニズムが比較的クローズドな集団のなかで、繰り返し取引が行われるような状況で、より有効に働くとされていると紹介した。このようなメカニズムは、協同組織という組合員中心の金融が行われる場合にまさしく当てはまる。また、人的関係が重視される協同組合は、組合と組合員、あるいは組合員同士が情報を共有しているという意味で、審査コストを低くすることが可能

である。これらを実証的に検証し、その結果を施策にまで高めることも今後の課題である。

このところ、再び農協制度の見直しを取り沙汰されていると伝えられ、そのなかには組合金融の見直しも含まれているとされる。批判的見解の多くは、金融論におけるかつての通説的見解にたつものが多い。この意味からも、現在の金融論の水準にたった組合金融論の再構築への取り組みが必要と考える。

#### <参考文献>

- 1 明田作 (2010) 『農業協同組合法』 経済法令研究会
- 2 池尾和人 (2010) 『現代の金融入門 [新版]』 ちくま新書, (株) 筑摩書房
- 3 泉田洋一編著 (2008) 『農業・農村金融の新潮流』 農林統計協会
- 4 市塚宰一郎, 長井民太, 鈴木博共著 (1986) 『五訂新農協信用事業入門』 全国共同出版
- 5 岩田規久男, 堀内昭義 (1983) 『金融』 東洋経済新報社
- 6 加藤譲, 農林省経済局金融課共著 (1977) 『農業金融』 (社) 全国農業改良普及協会
- 7 (株) 農林中金総合研究所 (2004) 『JA教科書 信用事業 [第6版]』 全国農協中央会
- 8 川野重任, 桑原正信, 森晋 (1975) 『農協経営全書 第5巻 農協事業Ⅲ 信用・共済』 (社) 家の光協会
- 9 建部正義 (2008) 『はじめて学ぶ金融論 [第2版]』 大月書店
- 10 日暮賢司 (2003) 『農村金融論』 筑波書房

(たなか ひさよし)



# 金融危機と協同組合銀行

—欧州の実情と論調を中心に—

主任研究員 重頭ユカリ

## 〔要 旨〕

- 1 金融危機は欧州の主要な銀行に大きな影響を与えたが、協同組合銀行も例外ではなく、グループの全国銀行のなかには国外での銀行買収や投資した債券の評価損等から大きな損失を被ったケースもあった。しかし、危機の直接的な影響は民間の商業銀行や投資銀行ほど深刻ではなく、損失額あるいは資産の償却額は投資銀行に比べると相対的に少なく、国有化されたり倒産した協同組合銀行はなかった。リテール業務を担当するローカルバンクでは、地域に密着して業務を行っていることが利用者の信頼を高め、預貸金残高が大幅に増加したり、組合員数が大きく増加したケースもあった。
- 2 欧州協同組合銀行協会は、金融危機においても協同組合銀行の脆弱性が低かった原因として、①組合員が所有者というコーポレートガバナンスの構造、②組合員や顧客のニーズに対応するという目的をもち、より伝統的な「仲介機能」を基盤とするビジネスモデル、③グループ内部で相互援助制度を持つこと、を挙げている。
- 3 金融危機の後、さまざまな研究機関や国際機関から協同組合銀行に関するレポートが数多く刊行された。欧州政策研究センターが2010年9月に刊行した報告書によれば、詳細なデータ分析を行った結果、協同組合銀行は経済の安定性と地域の成長に不可欠な役割を果たす一方で、市場発展の変化に対応していることが明らかになった。そして、金融システムにさまざまな組織形態があるということは重要であり、金融システム内に強い協同組合セクターを維持することには大きなメリットがある。欧州では、協同組合銀行も含めた多様な金融機関が存在していることが金融システムの安定性を高めることにつながるという見方が、規制・政策策定者にも受け入れられつつあるとみられる。
- 4 金融危機を経て、欧州では金融システムにおいて協同組合銀行が果たす重要な役割が積極的に評価されるようになったと考えられる一方で、協同組合銀行にはいくつかの課題が残されている。1つは、規制策定者が協同組合銀行の特徴や果たしている役割を認識しつつも、規制は一律であるべきという原則から、協同組合銀行の特性とは相いれない規制を設ける可能性を否定できないことである。また、事業戦略面においても、国内市場と国際市場での活動のリスクと便益のバランスをとることや、専門的な経営者による経営とローカルバンクの組合員の関与や参加との間でのバランスをとること等の課題がある。

## 目次

### はじめに

#### 1 金融危機後の欧州の協同組合銀行の動向

- (1) 概況
- (2) ローカルバンク
- (3) 全国銀行

#### 2 欧州における論調

- (1) 金融危機において協同組合銀行が安定的であった要因
- (2) 危機後の金融システムにおける協同組合銀行の好機と課題

#### (3) 金融システムの安定性への貢献

#### (4) 政策・規制への提言

#### 3 金融危機が協同組合銀行にもたらしたもの

- (1) 協同組合銀行についての調査・研究の進展
- (2) 金融危機において果たした役割の評価
- (3) 鮮明になった課題

### おわりに

## はじめに

100年に一度と言われる金融危機において、協同組合銀行はどのような影響を受けたのか、そして商業銀行と比較した場合、何らかの違いがあったのかについて示すことは、協同組合銀行の特色や存在意義を明らかにすることにもつながると考えられる。

このレポートでは、金融危機以降の欧州の協同組合銀行の動向をまとめたうえで、危機後数多く刊行された協同組合銀行に関する文献のレビューを行う。そして最後に、金融危機が協同組合銀行にもたらしたものについても考察することとする。

## 1 金融危機後の欧州の協同組合銀行の動向

### (1) 概況

金融危機は欧州において、主要な銀行に

大きな影響を与えたが、協同組合銀行もその例外ではなかった。<sup>(注1)</sup> 後述するEACBのサーチペーパーは、金融危機が協同組合銀行に与えた影響について、協同組合銀行の組合員・顧客の中心である個人や事業者が景気後退の影響を受け、地域の経済状況が悪化した影響を免れることはできなかった<sup>(注2)</sup>としている。また、多くの大規模な協同組合銀行はリスクの高い投資で多大な損失を被ったが、危機の直接的な影響は商業銀行や投資銀行ほど深刻ではなかったし、協同組合銀行の損失額あるいは資産の償却額は商業銀行や投資銀行に比べると相対的に少なく、国有化されたり、倒産した協同組合銀行はないとしている。

(注1) この点については、本誌2009年10月号に掲載した「金融危機と協同組合銀行 欧州協同組合銀行協会事務局長エルベ・ギデ氏講演記録」も参考にされたい。

(注2) EACB (2010)

### (2) ローカルバンク

協同組合銀行の場合、組合員や利用者と

の接点となるローカルバンクが個人や中小企業向けのリテール業務を主に扱い、地方レベルや全国レベルの事業連合組織がローカルバンクを補完する業務や法人業務、国際業務に従事するのが一般的である。リテール業務はリスクとボラティリティが低く、リターンがより安定的という傾向があるため、ローカルバンクの業務は金融危機の影響をそれほど大きく受けなかったとみられる。むしろ、金融危機により欧州でも大手商業銀行が国有化されたというニュースが報じられると、地域に密着して業務を行う協同組合銀行への信頼性が増し、ローカルバンクでは、預金や貸出金残高が大幅に増加したり、新しく組合員になる人の数が大きく増加したケースもあった。<sup>(注3)</sup>

**(注3)** Birchall and Ketilson (2009) では、オランダのラボバンクで08年に貸出金のシェアが上昇し42%になったこと、スイスのライファイゼンバンクで08年に新規の組合員が15万人増と歴史的にみても大幅に増加したことをとりあげている。

### (3) 全国銀行

他方、グループ内で法人業務や国際業務

に従事している全国レベルの事業連合組織（以下「全国銀行」という）のなかには、金融危機の影響を大きく受けて収益が悪化し、グループ全体の収益悪化をもたらしたケースもあった。

第1表は、欧州の協同組合銀行グループの税引後当期純利益の推移をみたものである。ラボバンク・グループ以外の4つのグループでは、08年の当期純利益は前年に比べて大幅に縮小した。<sup>(注4)</sup>

フランスでは、すべての協同組合銀行グループが金融危機の影響を大きく受けた。表に示したクレディ・アグリコル・グループとクレディ・ミュチュエル・グループは、08年の当期純利益が前年に比べて大幅に減少した。クレディ・アグリコル・グループの場合は、全国銀行であるCASAグループの国外でのリテール業務、法人・投資銀行業務での業績悪化が影響している。クレディ・ミュチュエル・グループの場合も、法人・投資銀行業務の業績悪化が大きな要因である。

フランスでは、政府が銀行救済措置のた

第1表 欧州の協同組合銀行グループの税引後当期純利益の推移

(単位 百万ユーロ, %)

	実額			前年比増減率	
	2007年	08	09	08	09
クレディ・アグリコル・グループ(仏)	6,487	2,941	3,069	△ 54.7	4.4
クレディ・ミュチュエル・グループ(仏)	2,785	442	1,882	△ 84.1	325.8
ドイツ協同組合銀行グループ(独)	3,050	75	4,638	△ 97.5	6,084.0
ラボバンク・グループ(蘭)	2,696	2,754	2,208	2.2	△ 19.8
OP-ポヒョラ・グループ(フィンランド)	738	221	338	△ 70.1	52.9

資料 各銀行グループのアンニュアルレポート

(注) 1 表はグループで連結決算を行っているグループのみを示した。BPCEグループは2009年に統合したため、掲載していない。

2 銀行グループ全体の連結決算の結果。

3 ドイツ協同組合銀行グループの08年の税引後当期純利益は、08年版のアンニュアルレポートでは186百万ユーロと示されているが、09年版では75百万ユーロとされている。

め、国家資金保証公団（SPPE）を設立し、08年に大手銀行6行（BNPパリバ、ソシエテ・ジェネラル、クレディ・アグリコル、ケス・デパルニュ、バンク・ポピュレール、クレディ・ミュチュエル）に対し、SPPEが各々の発行する優先株や劣後債を買い取ることによって資本注入を行った。

また、フランスでは、ケス・デパルニュ・グループとバンク・ポピュレール・グループも金融危機で大きな打撃を受けた。両グループは、06年から一部の業務の統合を行っており、それぞれの中央機関が共通の子会社として投資銀行NATIXISを保有していたが、NATIXISの経営状況は金融危機の影響を受けて大きく悪化した。その支援のために、両グループの中央機関が統合してBPCEとなり、BPCEグループを形成することとなった。

表中で08年の当期純利益の前年比減少率が最も大きかったドイツ協同組合銀行グループの場合、グループ全体の当期純利益は07年の30億5,000万ユーロから08年には7,500万ユーロに減少したが、これは全国銀行DZ BANKグループの当期純利益が07年の8億9,700万ユーロから08年には△11億6,600万ユーロの赤字に転じたことが大きく影響した。<sup>(注5)</sup> 損失は、債券の評価損、リーマンブラザーズ及びアイスランド関連の債権、資産担保証券、前述のフランスのBPCEグループの子会社NATIXISへの投資によるものであった。しかし、ドイツ国内ではコメルツ銀行等に公的資金の注入が行われたが、DZ BANKはグループ内で会員

からの増資を受け、公的資金の注入は受けていない。

また、グループで連結決算を実施していないため表には示していないが、オーストリアの2つの協同組合銀行グループも金融危機の影響を大きく受けた。オーストリアでは、ライフアイゼンバンク・グループの全国銀行RZB、フォルクスバンク・グループの全国銀行ÖVAGを含む主要銀行が中東欧諸国に活発に進出しているが、中東欧諸国の経済が金融危機で大きなダメージを受けたため、それらの主要銀行は政府保証や公的資金を受けた。

フィンランドのOP-ポヒョラ・グループの場合は、グループ内の生命保険業務で損失を計上したことが、当期純利益の縮小に影響した。

一方、オランダのラボバンク・グループは、国内の他の大手商業銀行が国有化されたり公的資金の注入を受けたりしたが、大手銀行のなかでは唯一金融危機のさなかにあっても安定的な業績を示した。

以上みてきたとおり、協同組合銀行は、グループの全国銀行、特に国外に進出するなどグローバルな業務展開を行っている全国銀行のなかには、金融危機の影響を大きく受けたケースもあった。ただし、政府からの支援を受けたフランスやオーストリアの場合も、協同組合銀行だけがそうした支援を受けたのではなく、他の大手商業銀行も同様の支援を受けている。また、経営状況が悪化しても商業銀行のように倒産したり国有化されたりした例はなく、会員から

の増資によって資本の増強を図ることができた全国銀行も多かった。そして、第1表にみるとおり、大半のグループでは09年の業績は持ち直している。

(注4) この項は、齊藤・重頭(2010)のうち、特に「第3章 各国の協同組合銀行の概要」を参考にしている。

(注5) 全国銀行DZ BANKグループの08年のアニュアルレポートでは当期純利益は△10億5,500万ユーロとされているが、09年のアニュアルレポートでは△11億6,600万ユーロに修正されている。

## 2 欧州における論調

以下では協同組合銀行サイドで金融危機の影響をどのようにみているのか、また、国際機関や研究機関ではどのような分析が行われているのかについてみてみたい。

### (1) 金融危機において協同組合銀行が安定的であった要因

欧州協同組合銀行協会(EACB)は、会員銀行とともに特別なプロジェクトチームを作り、欧州の協同組合銀行における金融危機の影響について、リサーチペーパー「金融・経済的混乱における欧州の協同組合銀行」<sup>(注6)</sup>をとりまとめた。

このレポートでは、欧州の8つの協同組合銀行の①Tier1比率、②収益性、③効率性(費用収入比率)の3種のデータを分析している。

その分析結果によると、欧州の協同組合銀行の①Tier1比率は高水準を保っており、安定した資本を有する協同組合銀行が金融システムの安定性に貢献しているとい

う見方は、IMF等の実証的な研究からも支持されていると述べている。

②の収益性については、総資産利益率(ROA)と株主資本利益率(ROE)を協同組合銀行と商業銀行とで比較すると、協同組合銀行の方が低いが、その要因として協同組合銀行は利益の最大化を第一の目標としているのではなく、組合員や顧客の価値の実現を目標としているからだ指摘している。また、協同組合銀行のTier1比率が商業銀行よりも高くROEが相対的に低いのは、レバレッジ比率が低いことのあらわれだと主張する。

③効率性を示す費用収入比率については、ドイツでは協同組合銀行よりも商業銀行の方が比率が低く、フランスではほぼ同水準であるが、オーストリア、スイス、オランダの3か国では協同組合銀行の方が低いということを示している。

加えて、EU15か国の人口に占める協同組合銀行の組合員の比率が年々上昇していること、またフランス、イタリア、ドイツ、オランダの4か国では、金融危機以降も協同組合銀行の非銀行部門に対する与信額の伸び率は、その他の銀行よりも高いことをデータで示している。

このレポートでは、協同組合銀行は脆弱性が低いと主張するのであるが、その要因としては以下の3点を挙げている。

1つは、コーポレートガバナンスの構造であり、組合員所有制は典型的な組合員・顧客である個人や中小企業へのサービス提供に焦点をあてることにつながるが、この

業務領域は、比較的风险が低い、ボラティリティが低い、リターンがより安定的という特徴がある。第2に、協同組合銀行のビジネスモデルは、組合員や顧客のニーズに対応するという目的をもち、より伝統的な「仲介機能」を基盤としている。第3に、協同組合銀行の安定性は、経営が困難に陥った場合にグループ内部で相互に支援しあう、相互援助制度を持つことからきている。

同様に、国際協同組合銀行協会（ICBA）の文書「グローバルな金融の枠組みの再評価：協同組合の観点」も、協同組合銀行は商業銀行よりも安定的だと主張するが、それは協同組合銀行が商業銀行に比べると長期的な時間軸で経営を行っているからだ<sup>(注7)</sup>と指摘している。そのように長期的な時間軸で経営を行うことができる理由については、ほとんどの協同組合銀行が株式市場に上場しておらず、組合員が意思決定過程をコントロールする「一人一票制」というガバナンスの原則を有していることを挙げている。そして、協同組合銀行は設立以来、中小を含め、あらゆる規模の地域の企業とともに活動するプレイヤーでありつづけていることが長期的な観点をもつことを育んでいるし、協同組合の組合員出資が投機的な商品ではないことが協同組合が短期的志向となることを防いでいると述べている。

**(注6)** 原題は、"European Co-operative Banks in The Financial and Economic Turmoil" .

**(注7)** 原題は、"Global Financial Framework Reassessment : the Cooperative Perspective" .

## (2) 危機後の金融システムにおける協同組合銀行の好機と課題

前述のとおり、オランダのラボバンクは、金融危機下においても経営状況が非常に安定している。そのため、金融危機下における協同組合銀行の動向について、さまざまな会議で発言をしたりレポートを刊行するなど、協同組合銀行のなかでも特に積極的に情報発信を行っているように感じられる。

後述する国連の専門家会合では、EACBの会員銀行を代表してラボバンクが報告を行ったし、イスタンブールで開催されたIMFと世銀の09年の年次会合でもレクチャー資料を発表するなど、09年には3本のレポートを公表している<sup>(注8)</sup>。また、EACBのリサーチペーパーの作成にも参加し、10年4月にEACBが主催した国際会議でも活発に<sup>(注9)</sup>発言していた。

3本のレポートのうち「新しい金融システムにおける協同組合銀行」と題するレポートでは、金融危機の影響を受けた後の新しい金融システムと、そのなかで協同組合銀行は以下のような好ましい機会と課題を持っていることを提示している。新しい金融システムとは、金融危機が銀行システム全体に影響を与え、「ゲームのルール」「ビジネスの原則」「ビジネスモデル」が第2表のように変化したものを指す。その新しい金融システムにおいて、協同組合銀行は、①顧客が所有する組織であることから顧客中心主義である、②強固な資本基盤と高格付けを有している、③堅固でバランス

第2表 ラボバンクレポートが示す新しい金融システムの特徴

	新しい金融システムの特徴
新しいゲームのルール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コーポレートガバナンス、リスク管理に対する明確な配慮</li> <li>・正しいインセンティブをもたらす報酬スキーム</li> <li>・国際的なレベルで、銀行やその他の金融機関に対するより厳格な監督と規制</li> <li>・銀行に対するより高い資本、ソルベンシー要件</li> <li>・政策手段：政府の介入、出口戦略、臨時の金融措置、リスク事象に対する早期警戒システム</li> </ul>
新しいビジネスの原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客中心</li> <li>・モラルと正直さ</li> <li>・リスクへの健全な姿勢</li> <li>・短期的な利益ではなく長期的な展望</li> <li>・株主だけでなく、すべてのステークホルダーへの配慮</li> <li>・ビヘイビアの外部性への配慮</li> <li>・商品や組織における透明性</li> </ul>
新しいビジネスモデル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少数だが、よりシンプルで透明性の高い商品と事業活動</li> <li>・リテールバンキングへの焦点</li> <li>・国家支援による国内市場への回帰</li> <li>・政府からの支援を受けたことにより、大規模な国際戦略を縮小</li> <li>・いくつかの大規模な金融コングロマリットの解体</li> </ul>

資料 Groeneveld and Sjaauw-Koen-Fa(2009)

のとれたコーポレートガバナンスの構造をもつ、④リテールバンク市場で高いシェアを有している、⑤EACBやユニコバンキングを通じて国際協力を行う（将来的には特定分野でのより密接な協力関係を発展させる必要がある）、⑥協同組合モデルを新興国や発展途上国など国外へ導入する、という6つの機会がある。

他方、協同組合銀行の課題としては、以下の点が挙げられている。①競争相手である他の金融機関が、戦略やビジネスモデルを修正し組織を再構築するであろうし、マーケットシェアを獲得するために野心的に市場に再参入することが想定される。そのような状況において、協同組合銀行は先を見越した革新的な対応をとる必要がある、②マージンが縮小するなかで競争力のある商品やサービスを提供することが求められており、効率性を一層改善する必要がある

る。特に、デリバリーチャネルの費用便益を分析し店舗チャネルとバーチャルなチャネルを統合していくこと、さらに職員教育を充実させることも重要である、③商品や価格の違いはほとんどないにもかかわらず、他の金融サービスプロバイダーとの差異を明確にする戦略的な選択が求められる、④国際的な活動と国内の（母国市場の）活動の便益とリスクのバランスをとること、⑤専門的な職員によって

経営が行われる状況下で、ローカルバンクの組合員の関与や参加をいかに守るかという点でバランスをとること、の5点である。

（注8）国連専門家会合での報告はde Vries(2009)、IMFでの報告はGroeneveld and Sjaauw-Koen-Fa(2009)、その他Groeneveld and de Vries(2009)

（注9）EACBの国際会議の詳細については、重頭(2010)を参照されたい。

### （3）金融システムの安定性への貢献

ここまで協同組合銀行陣営内の論調をみてきたが、外部でも協同組合銀行に関する分析は行われており、近年ではその数が増えてきているように感じられる。

07年には、IMFから2本のワーキングペーパーが刊行されたが、このうち「協同組合銀行と金融の安定性」は、金融の安定性に果たす協同組合銀行の役割を分析したところ、いくつかの文献の示唆に反して、協同組合銀行が商業銀行よりもより安定的で

あることを見いだしたと結論づけた。また、09年4月には、ドイツのブンデスバンク（中央銀行）やIMFの専門家ら4名が、95年から07年までのデータを用いて様々な所有構造をもつドイツの銀行の安定性を検証した結果、株式会社の銀行は、協同組合銀行や政府所有の貯蓄銀行ほど安定的ではないという結論を導き出している。<sup>(注11)</sup>これらのレポートは、協同組合銀行への金融危機の影響を直接的に検討したものではないが、平時においても協同組合銀行が金融システムの安定性に貢献していることを示すものであった。

さらに、欧州の政策を研究する独立した研究機関である欧州政策研究センター<sup>(注12)</sup>（CEPS）が、10年9月に刊行した報告書「欧州における銀行セクターの多様性に関する調査：協同組合銀行の主要な展開、パフォーマンス、役割」は、金融危機における協同組合銀行の役割を評価するものであった。<sup>(注13)</sup>

CEPSでは、欧州には多様な形態の銀行が存在していることを前提として、それらの銀行の存在が金融システムの安定性にどのような影響を与えているのかをテーマに調査を行っており、09年6月には貯蓄銀行に関する報告書を公表している。したがって、協同組合銀行に関する報告書も金融危機の影響のみをとりあげたものではないが、この研究の根底にある「協同組合は依然として経済的、社会的な役割を果たしているのか、そして危機から将来についてどのような教訓を学ぶのか」という問いの重要性を、金融危機の発生が際立たせた

<sup>(注14)</sup>  
と述べている。

報告書は全体で170頁にも及ぶが、注目されるのは協同組合銀行の経済的なパフォーマンスと役割に関して、実証的な文献のレビューと主要国の協同組合銀行のデータ分析を行っていることである。具体的には、収益性、効率性、競争力、収益の安定性、地域の成長に果たす役割という点について、6か国（オーストリア、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、スペイン）の00年から08年のデータを用いて分析を行っている。

データを詳細に分析した結果、協同組合銀行の収益性はその他の銀行よりもやや低い<sup>(注14)</sup>が、効率性と市場支配力については、明確な差はなかった。収益の安定性の点では、協同組合銀行は、安定的な収益のクッション（緩衝物）を享受しているために、支払不能に陥るリスクが低いといえる。地域成長への貢献という点では、協同組合銀行の存在は、ほとんどの国ではGDPの成長にプラスの影響を及ぼしたと報告書は述べている。そして、「全体をまとめると、これらの結果は、協同組合銀行は、同様の状況のもとにあるその他の銀行と共存しつつ、経済の安定性と地域の成長に貢献するための不可欠な役割を果たす一方で、市場発展の変化に対応していることを示している」<sup>(注15)</sup>と述べている。

さらに最終的に、報告書は、「特定の形態の組織のメリット、デメリットと同様に、さまざまな組織形態によって占められた金融システムを持つという点は重大であ

る。金融システム内に強い協同組合セクターを維持することが説得的である論拠は、協同組合モデルに内在するといわれるメリットよりも幅広い」と結論づけている。<sup>(注16)</sup>

(注10) Fonteyne (2007) と Hesse and Čihák (2007) の2本

(注11) Beck et al (2009)

(注12) CEPSは、ヨーロッパが直面している課題に建設的な解決策を導くような健全な政策を研究することを目的とする独立した研究機関であり、ブリュッセルに立地している。

(注13) Ayadi et al. (2010) Investigating Diversity in the Banking Sector in Europe – Key Developments, Performance and Role of Cooperative Banks

(注14) Ayadi et al. (2010) p.2

(注15) Ayadi et al. (2010) p.146

(注16) Ayadi et al. (2010) p.149

#### (4) 政策・規制への提言

CEPS以外のさまざまな国際機関も金融危機下の協同組合銀行の動向を把握したうえで、各種の規制機関に対して新しく設けられる政策や規制が協同組合や協同組合銀行を害することがあってはならないという趣旨の提言を行っている。

その1つの例としては、国連の専門家会合における提言が挙げられる。国連は、09年4月に金融危機と食料危機を念頭におき、「危機下の世界における協同組合」と題する専門家会合を開催した。この会合での報告や勧告は国連総会に報告され、その後国連総会で12年を国際協同組合年とする総会宣言が採択されたことは周知のとおりである。

4月の専門家会合の報告を受けて作成された報告書では、金融危機について以下の<sup>(注17)</sup>ような勧告が行われた。①包括的な法制の

枠組みを通じて、多様な金融市場における効率的なプレイヤーとしての協同組合のビジネスモデルの強さと独創性を認識すること、②投資家所有の銀行に与えられた支援<sup>(注18)</sup>が、支援を必要としない金融協同組合を不利な立場におき金融市場にゆがみを生じさせないように、平等の競争環境を保証するメカニズムを提供すること、③担当の規制機関が「協同組合の差異」を理解し、金融協同組合を不利な立場に置かないような規制と健全な規制体制を確立すること。これは、会計基準、税制、資本へのアクセスを制限する規則にもあてはまる、④金融サービスへのアクセスを持たないような人々の金融包摂と深化という目標に、貯蓄・信用供与協同組合が果たしている貢献を、公共政策を通じて認識すること。政府は、そうした協同組合の自主性を尊重し、自身のペースでセクターが成長することを可能にするため、資金調達できる環境を提供すべきである。

この勧告と同様の提言は、09年6月に国際労働機関（ILO）から刊行されたレポート「危機の時期における協同組合ビジネスモデルの強さ」にもみられる。<sup>(注19)</sup>同レポートでは、「まず、グローバルなレベル、あるいは国のレベルで将来的に実行されるいかなる金融機関救済のためのパッケージも、商業銀行セクターと協同組織金融機関とで公平でなければならない。また、政府と国際機関から発せられる見解においては、協同組織金融機関は、現在の危機の局面で、安心して健全な金融オルタナティブであり、

地域で所有される安定した金融機関であったと認識されるべきである。そして、今回の危機に由来する将来の規制や法制は、協同組織金融機関はこうした問題の発生源ではなく、経済的後遺症による影響をそれほど受けていないことを認識すべきであり、協同組織金融機関が引き起こしたのではない問題を修正することを目的とした一連の新しい規制に包含されることによって罰せられるべきではない」と述べられている<sup>(注20)</sup>。

つまり、新たな規制や政策の導入によって協同組合銀行の経営がダメージを受け、かえって金融システムの不安定性が高まることのないよう十分配慮することが提言されているのである。そして、10年に入って公表されたいくつかの資料をみると、欧州内では、多様な形態の金融機関の存在が金融システムの安定性につながるという考え方が規制や政策の策定者の間でも定着しつつあるようである。

欧州議会が09年10月の決定に基づき設置した「金融、経済、社会危機特別委員会」が10年10月に刊行した「金融、経済、社会危機：とるべき方策とイニシアティブに関する勧告」と題する中間報告書では、次のように述べられている<sup>(注21)</sup>。「異なる銀行は異なる専門知識の領域とコアコンピタンスを持つと認識し、新しい規制を規定する際に、EUは、金融セクターの構造的な多様性を維持・拡大する必要性を考慮し、欧州の経済は貯蓄銀行や協同組合銀行のような地方の銀行 (regional banks) や地域の銀行 (local banks) の健全なネットワークが必要

であると信じるのが重要であろう。多様性は金融危機においてその価値を立証し、安定性を付け加えたこと、そして画一性の広がりやシステムの脆弱性につながりうるということに留意しなければならない」。

他方、イギリスでは、連立政権が10年5月に公表した「連立政権－われわれの政策プログラム」において、銀行のセクションで「われわれは銀行システムが事業の役に立つことを望んでいるのであり、その逆を望んでいるわけではない。われわれは、金融サービスにおける多様性を強化し、相互金融機関を奨励し、より競争的な銀行産業をつくりだすための詳細な提案をする予定である」と記している<sup>(注22)</sup>。また、イギリスの大蔵省が10年7月に議会に提出した「金融規制への新しいアプローチ」は金融監督体制の改革について提案したものであるが、この資料においても、「(例えば、参入障壁を排除することによって、また相互的に所有されている金融機関に、規則が不利益をもたらさないことを確実にすることによって) 金融サービスセクターにおける多様性を維持する必要性」が明記されている<sup>(注23)</sup>。

Michie (2010) が指摘するように、イギリスの金融サービスセクターは、多くのビルディング・ソサエティが相互金融機関から株式会社に転換したこともあり、1つのビジネスモデル、すなわち規模の大きい、株主保有の公開有限責任会社 (plc) によって支配されている。株主に対するリターンを極大化することを目的とする金融機関が市場を支配しているために、過度のリスク

がとられ、結果的にイギリスの金融システムの不安定さを高めたと考えられる。したがって、安定性を高めるためには、多様な所有形態の金融機関が存在し業務を行うことが重要なのである。Michie (2010) では、政府が「連立政権－われわれの政策プログラム」で述べたことを実行するためには、規制機関の組織内に相互金融機関の政策の長とされる人を置くことが必要と行った、規制や政策に関する具体的な提言を行っている。

(注17) the Expert Group on 'Co-operatives in a world in crisis' (2009) p.2-3

(注18) この報告書では、協同組合銀行だけでなくクレジットユニオンもあわせて、金融協同組合(financial cooperative)と呼んでいるとみられる。

(注19) Birchall and Ketilson(2009) "Resilience of the Cooperative Business Model in Times of Crisis"

(注20) Birchall and Ketilson (2009) p.35

(注21) Special Committee on the Financial, Economic and Social Crisis (2010) "REPORT on the financial, economic and social crisis: recommendations concerning measures and initiatives to be taken (mid-term report)", p.10 のセクション54

(注22) 原文ではmutualsという用語が使われている。この文書では特に記載がないが、Michie (2010) によれば、mutualsは、すべての組合員所有あるいは出資者保有の組織、例えばビルディング・ソサエティ、相互保険会社、友愛組合、協同組合、クレジットユニオン、従業員所有組織を含むとされている。ただし厳密に言うと、イギリスのビルディング・ソサエティでは、出資は貯蓄口座に入り預金と同様に扱われ、脱退しなくてもいつでも払戻しが可能であることから出資は資本とみなされていないという特徴がある。そうした特徴は、ここでとりあげている欧州の協同組合銀行とは異なっており、EACBの会員にもビルディング・ソサエティは入っていない。

(注23) The Coalition: our programme for government, p9

(注24) HM Treasury (2010) "A new approach to

financial regulation: judgement, focus and stability", p.32

### 3 金融危機が協同組合銀行にもたらしたもの

ここまで、金融危機後の欧州の協同組合銀行の動向と、協同組合銀行に関する論調をまとめてきた。こうした論調も踏まえたうえで、今回の金融危機は、協同組合銀行にどのような意味をもっていたのかについて考えてみたい。

#### (1) 協同組合銀行についての調査・研究の進展

IMFのワーキング・ペーパー「ヨーロッパにおける協同組合銀行」は、国際的な基準設定者や政策決定機関による重要な著作も、協同組合には特別な関心を払っていないと指摘した。<sup>(注25)</sup>こうした状況を踏まえ、EACBは、欧州において協同組合銀行は平均すると約20%のシェアを有しているにもかかわらず、協同組合銀行に関する研究は欧州における既存研究のわずかに1%に過ぎないという状況を改善するため、08年に協同組合銀行の研究者たちのネットワークを立ち上げた。

こうした動きも影響したであろうが、金融危機の発生によって浮き彫りになった協同組合銀行の強さを研究するため、より多くの調査・研究成果が公表されるようになったと考えられる。09年から10年にかけては、本稿で紹介した以外にも欧州の協同組

合銀行についてとりあげた本が刊行された<sup>(注26)</sup>し、10年1月21日付のEconomist誌でも欧州の協同組合銀行に関する文献を引用しながら、金融危機下の協同組合銀行の動向を伝える記事が掲載された。筆者が知る限りでも、ほかにいくつかの調査プロジェクトが進行中であり、リーマンショックの影響が業績に大きく反映された08～09年以降のデータを用いた分析は、今後一層本格化するとみられる。

(注25) Fonteyne (2007) p.26

(注26) 英語では『協同組合銀行：革新と発展』(Cooperative Banking : Innovations and Developments, 2009年), 『ヨーロッパの協同組合銀行：ケーススタディ』(Cooperative Banking in Europe: Case Studies, 2010年), フランス語では『ヨーロッパの協同組合銀行：戦略と挑戦』(La banque coopérative en Europe: stratégies et defies, 2009年) という本が刊行されている。

## (2) 金融危機において果たした役割の評価

これらの調査・研究成果が指摘するとおり、欧州においては、協同組合銀行は、そのビジネスモデルによって危機の間も比較的安定した経営を行うことが可能であったし、協同組合銀行も含めた多様な金融機関が存在していることは金融システムの安定性を高めることにつながるという見方が受け入れられつつある。つまり、欧州では金融システムにおいて協同組合銀行が重要な役割を果たしていることが積極的に評価されるようになってきていると考えられる。

翻って日本においても、欧州ほど明確ではないが、金融危機によって協同組織金融

機関に対する見方が変わったと思われる状況がみられた。日本では、08年3月に金融審議会第二部会の下に「協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ」が設置され、具体的には信用金庫と信用組合を対象として、組織や業務のあり方についての検討が開始された。リーマンショックは、ワーキング・グループが始まって約半年後に発生し、検討は一時中断されることとなった。これについて村本(2009)は、「外部環境の変化は、地域経済に悪影響を与え、中小企業の業況悪化・資金繰りの劣化は著しく、地域に密着した協同組織金融機関の存在は否応なく大きくなり、その制度改革を安易に行う状況ではなかったとも言える<sup>(注27)</sup>」としており、金融危機の発生は、協同組織金融機関の重要性をより際立たせる意味があったと考えられる。

結果的に、同ワーキング・グループの「中間論点整理報告書」では、「協同組織金融機関は、本来、相互扶助を理念とし、非営利という特性を有するもの」であり、「このような協同組織金融機関の基本的性格や、その背景にある相互扶助という理念は、地域金融及び中小企業金融の専門金融機関としての協同組織金融機関に求められる役割を最大限発揮するために活かされる必要がある。このことは、金融市場の発展がみられる今日においてもなお、また、地域経済の疲弊や格差の問題が指摘される今日であるからこそ、より一層、あてはまるものと考えられる」とまとめられること<sup>(注28)</sup>となった。

しかし、日本においては、欧州でみられるような多様な形態の金融機関が存在していることが金融システムの安定性につながっているという見方は、まだ一般的ではないと考えられる。そもそも、同ワーキング・グループは、前年6月に閣議決定された「規制改革推進のための3か年計画」に基づくものであり、株式会社形態の民間金融機関とのイコールフットイングを求めるといった視点からスタートしていたように、日本では、協同組織金融機関に対してイコールフットイングの観点から改革を求めると方向に向きがちである。

欧州の論調を念頭におくと、今後の日本の金融システムのあり方や安定性を考える際には、所有形態の多様性の観点等を含め、さまざまな角度から検討がなされることも重要なのではないかと考えられる。

(注27) 村本(2009) 2頁

(注28) 金融審議会 金融分科会第二部会(2009) 2頁

### (3) 鮮明になった課題

一方で、協同組合銀行にはいくつかの課題が残されている。1つは、協同組合銀行の役割が積極的に評価されるようになったとしても、規制や政策の策定において協同組合の特性を尊重することにはつながらない可能性があることである。筆者が出席した10年4月に開催されたEACB主催の国際会議において、規制・監督機関側の討論者たちは、協同組合銀行の存在が金融システムの安定性に貢献していることについて認識し、その特性についても配慮する意欲を

みせてはいたものの、規制は世界中で一律のものでなければならないという基本原則をとらざるを得ないことにも言及した。<sup>(注29)</sup>協同組合銀行の特徴や果たしている役割を認識しつつも、規制は一律であるべきという原則から、協同組合銀行の特性と相いれない規制が設けられる可能性は依然として残されているとも考えられる。

また、事業戦略面においても、前述のラボバンクのレポートが指摘するとおり、金融危機後の新しい金融システムにおいて、国内市場と国際市場での活動のリスクと便益のバランスをとることや、専門的な経営者による経営とローカルバンクの組合員の関与や参加との間でのバランスをとること等の課題がある。こうした課題は、金融危機が発生しなかったとしても、協同組合銀行としてのあり方としてグループ内で議論されるべき点であろうが、金融危機がそれを一層鮮明にしたとも考えられる。

冒頭でみたとおりローカルバンクの経営は安定的であったものの、グループの全国銀行、あるいはその子会社のなかには収益が悪化し、既に業務の見直しを行ったケースもある。例えば、クレディ・アグリコル・グループでは、08年10月にニースで開催された全国連合会FNCA主催の会合で、今後はより一層国内リテール業務を重視する方向を打ち出している。また、オーストリアのライファイゼンバンク・グループの全国銀行RZBでは、利益の縮小にともない人員削減をとまなう費用削減等にも取り組むとともに、グループの全国機関としての役割

を除く業務をRZBから分社化し、中東欧での業務を行う子会社のライフアイゼン・インターナショナルと合併させる等、組織構造を含めたリストラクチャリングが行われている。

欧州の協同組合銀行では、今回の危機で協同組合銀行のビジネスモデルの強みを十分に認識しているとみられ、こうした事業戦略の見直しも、協同組合であることを基本としてその強みをより強化する方向に向かうものとみられる。つまり、金融危機は原点回帰を促す作用があったのではないかと考えられる。

(注29) 重頭 (2010)

## おわりに

他の金融機関もリテール業務への回帰志向を強めるとみられるなかで、協同組合銀行がそれらと競合しつつ、内在する課題を克服することは大きな困難がともなうものとみられる。しかし、今回の危機において、欧州の協同組合銀行は危機を克服するための新たな取組みを行って来ている。

例えば、ユニコバンキングという実務的なサポート機関に加盟する欧州の8つの協同組合銀行は、金融危機の発生直後に、期間3か月までの短期資金を100億ユーロから150億ユーロまでの間で相互に融通することを保証する協定を結んだ<sup>(注30)</sup>。この協定が締結されたのは、金融危機の発生により銀行間取引に保証が求められるなど銀行の流動性に大きな問題が生じていた時期であ

り、これを報じた新聞の見出しはユニコの協定を「民間初の取引改善策」としている。実際に資金が融通されたかどうかは公表されていないが、EACBのギデ事務局長は、この協定を「協同組合銀行同士が相互に協力するという行為そのものが非常に大きな意味を持っていた」と位置づけている。

危機の時期にあっても、相互に連帯しあう新しい取組みが生まれたのは、協同組合銀行が環境の変化によりよく対応していく潜在的な能力をもっているとみることができるとはならないか。そもそも協同組合銀行は、農業者や中小企業主がその困難を克服するために自ら設立したものが大きく発展したものであり、人々が結集し知恵を出すことができる協同組合は、危機をチャンスに変えていく力をもつと信じるに足る存在であると考えられる。

(注30) 08年10月17日付の日経新聞の朝刊

### <参考文献>

- ・ Ayadi, R., D.T. Llewellyn, R.H.Schmidt, E. Arbak and W.P. De Groen (2010) *Investigating Diversity in the Banking Sector in Europe - Key Developments, Performance and Role of Cooperative Banks*, CENTRE FOR EUROPEAN POLICY STUDIES
- ・ Birchall, J. and L.H. Ketilson (2009) "Resilience of the Cooperative Business Model in Times of Crisis", International Labour Organization
- ・ Boscia, V., A. Carretta and P.Schwizer (2009) *Cooperative Banking: Innovations and Developments*, Palgrave Macmillan Studies in Banking and Financial Institutions
- ・ Boscia, V., A. Carretta and P. Schwizer (2010) *Cooperative Banking in Europe: Case Studies*, Palgrave Macmillan Studies in Banking and Financial Institutions
- ・ European Association of Co-operative

Banks (2010) "European Co-operative Banks in The Financial and Economic Turmoil", Research Paper

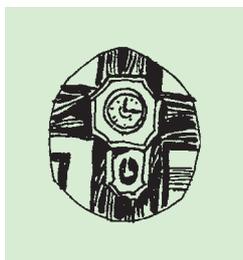
- ・ de Vries, B. (2009) "European co-operative banks in financial and economic turmoil"
- ・ Fonteyne, W. (2007) *Cooperative Banks in Europe—Policy Issues*, IMF Working Paper
- ・ Groeneveld, J.M. and B. de Vries (2009) "European co-operative banks: First lessons of the subprime crisis", Working Paper, Rabobank
- ・ Groenveeld J.M. and A. Sjauw-Koen-Fa (2009) "Co-operative banks in the new financial system", Rabobank Group, report prepared for the Duisenberg Lecture at the annual meeting of the IMF and World Bank in Istanbul, Turkey
- ・ Hesse, H. and M. Čihák (2007) *Cooperative Banks and Financial Stability*, IMF Working Paper
- ・ International Co-operative Banking Association (2008) "Global Financial Framework Reassessment: the Cooperative Perspective"
- ・ Michie, J. (2010) "Promoting Corporate Diversity in the Financial Services Sector". University of Oxford, Kellogg College
- ・ Report from the Expert Group on 'Co-operatives in a world in crisis' – towards the

UN Secretary-General's report to the UN General Assembly (2009) "The contribution of co-operatives to mitigating the global crisis and ensuring longer term economic stability: some policy recommendations"

- ・ Sherwin-Smith, J. & M. Weil (2008) "Cooperative Bank: Customer Champion", Oliver Wyman
- ・ エルベ・ギデ (2009) 「金融危機と協同組合銀行 欧州協同組合銀行協会事務局長エルベ・ギデ氏講演記録」『農林金融』10月号
- ・ 金融審議会金融分科会第二部会 (2009) 「協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ中間論点整理報告書」
- ・ 斉藤由理子・重頭ユカリ (2010) 『欧州の協同組合銀行』日本経済評論社
- ・ 重頭ユカリ (2010) 「欧州協同組合銀行協会の国際会議に参加して」『農中総研 調査と情報』7月号
- ・ 村本孜 (2009) 「協同組織金融機関のあり方に関するワーキンググループ「中間論点整理報告」を受けてー論点の整理と課題解決の必要性」『信用金庫』8月号

＜本稿は、「金融危機と協同組合銀行に関する文献レビュー」『欧州の協同組合銀行』（日本経済評論社、10年12月）所収（第2章）を加筆・修正したものである。＞

(しげとう ゆかり)





農林中金総合研究所 企画  
斉藤由理子・重頭ユカリ 著

### 『欧州の協同組合銀行』

欧州における協同組合銀行の平均シェアは約20%、フランスでは6割、オランダ、オーストリア、フィンランド、イタリアでは3割以上の預金シェアを持つ。欧州協同組合銀行の最近の動向を幅広く取り上げる本書は、「信用事業分離論」や「准組合員廃止論」などがとびかう日本の農協を考える上できわめて示唆に富んでいる。

本書は「第Ⅰ部 欧州の協同組合銀行の概要」「第Ⅱ部 組合員制度」「第Ⅲ部 グループの組織運営」「第Ⅳ部 グループの事業戦略」「第Ⅴ部 CSRの取り組み」「第Ⅵ部 協同組合銀行間の協力・連携」からなるが、興味深く読んだのが組合員制度と組織運営、とくに職能組織性と協同組織性についてである。両者が、協同組合銀行の制度と戦略の中でどのように取り扱われてきたかは、これからの日本の農協制度を考える場合に重要だからである。

欧州の協同組合銀行も、歴史的にみれば農民や商工業者の組合として職能組織性を帯びていた場合が多い。だが、経済の発展にともなって農民や零細商工業者は急速にその数を減少させていく。協同組合銀行はこれにどのように対応したのだろうか。

本書によれば、フランスのクレディ・アグリコールの場合、組合員資格は当初農業生産者とその団体に限定されていたが、1971年に、農村地帯の個人及び小規模事業主のほぼすべてが加入可能となる組合員資格拡大が行われた。また、イタリアの信用協同組合銀行（BCC）は、もともと農民と

手工業者のための金融機関で、組合員の80%は農民あるいは職人でなければならなかったが、1993年の銀行法改正で組合員資格の職能制限を撤廃し、地域の居住者等に拡大された。欧州協同組合銀行において職能組織性はほぼ解消の方向にある。

また当然のことながら、協同組合銀行は協同組合として協同組織性を持っている。金融機関間の競争が強まる中で協同組織性というものはどのように位置づけられてきたのだろうか。

日本と違って、欧州の協同組合銀行では員外利用規制がほとんどないため、非組合員利用者が増大している。また協同組合銀行の合併・大型化と業務範囲の拡大によって一般金融機関との同質化が進んでおり、全国レベルの協同組合銀行組織の株式会社化も進んでいる。にもかかわらず、同質化の動きは必ずしもストレートな脱協同組合化につながっているわけではない。フィンランドのOP-ポヒョラ・グループが組合員向けボーナスポイント制度を始めたり、オランダのラボバンク・グループが組合員増強運動を始めたりするなど、組合員との密接な関係こそ協同組合銀行の強みと考えて、組合員数の拡大や関係強化を図っているケースが多いという。協同組合としての個性発揮が試みられていることは興味深い。

さらに、グループの事業戦略やコーポレートガバナンス、CSRにまで踏み込んで、欧州協同組合銀行の実態を多面的かつ横断的に描き出している点に、本書の大きな魅力がある。日本の農協の将来をまじめに考える多くの人に読んでもらいたい好著である。

——日本経済評論社 2010年12月

定価3,600円（税別）260頁——

（滋賀県立大学環境科学部 教授

増田佳昭・ますだ よしあき）

## 福井でがんばる小さな鉄道

福井に移り住んで、6年近くになる。福井県は、豊かな自然に恵まれ、水や空気が綺麗である。海の幸にも恵まれ酒もうまい(らしい)。持ち家率や貯蓄率が高く、三世同居家族も多い。したがって、世帯の所得が比較的高く、安定した地域である。私のような県外から来た者も温かく迎えてくれ、仕事もやりやすい。福井県は、富山などと並んで住みよさのランキングでは常に上位に来るそうだが、何となくわかる気がする。

ただ、一つだけ難を言えば、車社会(正確には、車優先社会と言うべきか)が行き過ぎていること。朝夕の道路の混みようはかなりのもので、雪でも積もろうものなら大渋滞である。率直に言って、運転マナーも決してよろしくない。交差点で信号が赤になっても、どんどん右折車が入ってくる。横断歩道を渡ろうとしている人がいたので、その前で停車すると、後ろからクラクションを鳴らされる。左車線で猛烈にスピードを出して右車線の車を抜くこともしばしばである。普段は大変穏やかな福井県人だが、いったんハンドルを握ると人が変わる、という評判もあるようだ。

そもそも、こうした車優先社会になった背景には、路線バスの本数が少ないなど公共交通が整備されていない、裏を返せば、モータリゼーションの進展が公共交通の整備を後退させたという問題がある。これは、福井に限らず地方都市なら多かれ少なかれ抱えている課題であろう。

こうした福井の街で、きらりと光るローカル鉄道がある。えちぜん鉄道(通称、えち鉄)である。路線は二つ。一つは、JR福井駅前から大区画の圃場が広がる坂井平野を駆け抜け、温泉や東尋坊で有名な芦原・三国方面へと海をめざして走る三国芦原線(営業キロ26.7km)。もう一つは、同じくJR福井駅前から永平寺の近くを通り、九頭竜川のゆったりとした流れを見ながら、スキージャンプや恐竜博物館で有名な勝山方面へと山をめざして走る永平寺・勝山線(営業キロ27.8km)

である。

以前は別の鉄道会社が経営していたが、乗客数の減少や、2000年頃に起こった二度にわたる脱線事故などで経営が行き詰まり、列車の運休を余儀なくされた。しかし、鉄道存続を求める強い要望もあり、県、関係市町村、その他企業や県民出資による第三セクターとして、2002年9月に復活した。私の家は、福井駅から三国芦原線に乗って10数分のところにある。普段は自家用車で動くことが多いが、出張等で福井駅に出るときなど、できる限りえち鉄を利用する。年間1,000円払って、「えち鉄サポーター」にもなっている。

えち鉄のうりの一つは、アテンダントと呼ばれる車内乗務員の存在である。彼女たちは、無人駅での乗降客に対する切符の販売・回収、高齢者や身障者の乗降介助、駅到着時や観光案内等のアナウンス、各種グッズの販売など、忙しく車内を歩き回る。車内で切符を販売するときは、必ずしゃがんで乗客の目線に立つ。そこから、日常的な会話が生まれることもある(私も時々、今日はどこへ出張ですか、と声をかけられる)。ちなみに、えち鉄の駅には、無人駅も含めて切符の自動販売機は一切置かれていない。有人駅では、駅舎の窓口で切符を購入する。

復活したえち鉄の経営は、まだまだ決して楽ではないが、乗客数は伸び続け、目標に近づきつつあるという。あえて人を配置し、お客さんとのつながりを作り、地域に優しく、次世代に存続できるような鉄道をめざす経営戦略。JAの運営にとっても学ぶところは多いのではなかろうか。

\*えちぜん鉄道については、次の文献を参照。

- ・見奈美徹(えちぜん鉄道社長)「えちぜん鉄道の5年間を振り返って―地域共生と経営改革による地方鉄道の再生―」『地域公共政策研究』第16号(2009年3月)
- ・島田郁美(えち鉄アテンダントの一人)『ローカル線ガールズ』メディアファクトリー、2008年

(福井県立大学経済学部 教授 北川太一・きたがわ たいち)



蔦谷栄一 著

『協同組合の時代と  
農協の役割』

本書は、農協グループの2009年10月の第25回JA全国大会の主題と問題意識を共有しながら、農協による「新たな協同の創造」の組織的源泉として、日本の「自治村落」に注目し、今日の「集落営農」等に受け継がれている点を農協の枠組みとして重視している。さらに、1980年にICA（国際協同組合同盟）の大会で採択されたレイドロー報告、1995年に採択されたICAの新協同組合原則、西欧等の「サード・セクター」、イスラム圏の「イスラム金融」等のグローバルで文化的な差異も包含した、内発的な協同の流れをふまえた日本の農協の「新たな協同」のビジョンづくりを提唱するなどタイムリーな著書として評価できる。

本書の目次構成は、プロローグで共生の原理など全体像が示され、第一章で「農協の枠組みと基本的論議」、第二章で「農業と農協」、第三章で「農協と協同組織金融」、第四章で「農協の役割と組織」、エピローグで結ばれているが、プロローグの「農業・農協の本質的危機を乗り越えて」、エピローグの「地域コミュニティと一体となって公正な社会を」という点に、著者の今日的な問題意識と農協のビジョンが率直に語られている。

本書が重視している地域社会に開かれた「地域社会農業」や「集落営農」の進化・発展を農協の「販売確保と農家経営管理支援システム」の創造・発展と結びつけて取

り組むべきであるという農協のビジョンや一楽照雄氏の論述を引用しながら「組合員の一人一人の経済的欲望を達成することだけでなく、自立の精神を前提に、お互いに助け合う精神を基本にすべきだ」という論点の明示も、農協関係者に腰を据えた本物の農協づくりへの視座を与えている。

農協グループは、市場原理主義そのものであるTPP交渉の論理的実証的な批判にとどまらないで、協同組合である農協の内発的発展の論理をグローバルな視点から検討する上で、本書が明示している鶴見和子氏の内発的発展の十二の特徴、多様な担い手による多様な農業の図解や農協の内外のコミュニティのネットワークと結節点としての農協の役割の図解、協同組合原則と内発的発展論、EUの協同組合（イギリスの協同組合銀行の倫理基準、イタリアの倫理銀行等）とサード・セクター（社会的経済、連帯経済、社会的企業）など、示唆に富んでおり評価できる。

2012年は国連の国際協同組合同年であり、公一共一私の関係性の中で、協同組合は共の中核的な一翼を担っている。本書が明示している日本の農協の内発的発展論とビジョンは、今後、著者によって男女共同参画を重視した協同組合の価値論と農協の事業活動論が本格的に盛り込まれると、より説得力を増すであろう。

最後になったが、協同組合の時代にふさわしい農協の内発的な活力源とその顕在化に関心のある多くの方々タイムリーな本書の一読をお勧めしたい。

——家の光協会 2010年12月

定価1,680円（税込） 222頁——

（東京農業大学 名誉教授

白石正彦・しらいし まさひこ）

# 集落営農法人が担う地域農業の变革

—二つの合理性と農協の課題—

主事研究員 福田竜一

## 〔要 旨〕

- 1 高橋（1987）は、高度成長期以前の地域農業においては、個々の農業者らによる個別合理性の追求が、「予定調和的」に地域農業の全体合理性となっていたが、高度成長期以降になると、両者の調和をはかるために何らかの人為的調整が必要になったと論じた。
- 2 しかし、その後もそうした地域農業の問題はなお解消された状況にあるとはいえない。近年では経済構造改革の推進によって農業参入の自由化が進み、一部には地域農業の活性化が進んでいるようにも見えるが、それらの成果はほとんどが個別経営体レベルのそれであり、地域農業全体にまでその影響が及ぶには至っていない。このため「一部の企業的農家栄えて、面としての地域農業は衰える」（高橋（1987））という事態はなお進行している。
- 3 他方、定住条件や生産条件等で不利な中山間地域における水田農業では、個別合理性の追求の限界が早い時期で露呈した。そのような地域には、その他さまざまな諸条件も相まって、集落営農の組織化や法人化にとどまることなく、さらにそれらの広域連携（ネットワーク化）等を通じて、すでに地域農業における個別合理性と全体合理性を追求する取組みが実践されている。
- 4 こうした動きは地域の特殊性に依存する面もあり、画一的に全国へ広がるとは考えにくい。農業の規制改革、農業の国際化、農業従事者の高齢化と担い手不足といった共通する背景があることからみれば、そのような地域農業の变革と再編が時間差や質的な差異等を伴いながらも、今後さらに広がっていく可能性は高い。
- 5 集落営農法人等がネットワーク化する事例が増加していき、「新しい農協」としての機能や役割を果たすようになれば、それらと農協がどのような関係を構築するのが課題となる。それについて明確な回答はまだ得られていないが、事例調査の結果からは両者の関係が対立的・競合的という論拠は見いだせない。
- 6 すでに農協が核となって集落営農法人のネットワーク化を実現している事例もあり、集落営農法人のみならず、小規模農家等を含めて、農協が核となって地域農業の全体合理性を追求することは可能である。

## 目次

### はじめに

#### 1 地域農業の二つの合理性

#### 2 集落営農法人のネットワーク化による地域農業の再編

##### (1) 株式会社大朝農産

##### (2) 考察

#### 3 多様な地域農業の全体合理性の追求のあり方

##### (1) 有限会社グリーンワーク

##### (2) LLP横田特定農業法人ネットワーク

##### (3) 三次農協の取組み

#### 4 「担い手の確保」という課題

#### おわりに

## はじめに

高橋（1987）は、高度成長期以前の地域農業において、個々の農業経営体の合理性の追求は「予定調和的」に地域農業全体の合理性を実現していたが、高度成長期以降になると、両者の調和をはかるためには何らかの人為的調整が必要になった、と論じた。それはすなわち、地域農業において「一部の企業的農家栄えて、面としての地域農業は衰える」（高橋（1987, 48頁））という事態に対する懸念であった。しかしその後、現在においてもなお、地域農業における個別合理性と全体合理性という二つの合理性の調和の問題が解消された状況にあるとはいえない。

まず個々の主体による合理性の追求はその後一層進んだ。規制緩和の推進等による農業の自由化が進むなかで、一部の大規模経営体や農業法人等のなかには「農業ビジネス」を成功させているものもあり、農業を「成長産業」としてとらえる場合の事例としてしばしば引き合いにされる。しかし

それらの成果の多くは個別経営体としての成功のレベルにとどまっており、そうした一部の農業者による成果の影響が地域農業全体に波及している事例はむしろまれであろう。さらに規模拡大を志向する一部の大規模経営体と地域とが農地利用調整を巡って対立的関係に陥るなど、地域農業の全体合理性を考慮せず各主体が個別合理性を追求することの問題が生じるケースもある。

以上のように、地域農業において個別に合理性を追求する個別経営体が成果を上げる一方で、個別と全体の調和が図れておらず全体的な脆弱化が進むなか、水田農業が主体の中山間地域等では、定住条件の不利性もあって、近い将来には地域農業はもとより地域社会の維持すら困難になると見込まれる地域が少なくない。そのような地域農業の弱体化が深刻な地域では、個別主体の合理性の追求にも早くから限界が生じていたが、他方で農業集落をベースとする営農組織である集落営農組織が新しい地域農業の担い手としての役割を果たしている場合が増えている。

集落営農組織は2007年の品目横断的経営

安定対策の対象に含まれた影響もあり、生産条件の有利性・不利性等を問わず、その数が近年特に増加している。<sup>(注1)</sup>そのような集落営農組織は、集落の合意等に基づき個々の合理性の追求を超えて、地域農業の全体的な合理性を追求する「人為的」な取組みだととらえることができる。

さらに、すでに法人化を果たした集落営農組織（以下では、特に断りのない場合を除き、法人化した集落営農組織を「集落営農法人」という）のなかには、互いに連携することで集落を超えた広域的な活動を実践している事例もある。こうした動きはまさに高橋（1987）の指摘する地域農業の全体合理性の追求に向けた新しい動きと解釈できるだろう。さらにそうした「集落営農法人のネットワーク化」は、いわば地域における「新たな農協」としての機能を果たしているところもあり、そうした新たな組織と農協との連携は、地域農業の全体合理性の実現に向けて重要な課題になっていると思われる。

そこで本稿では、地域農業の個別の合理性と全体の合理性の調和が強く求められるなか、とりわけ生産条件や定住条件面で不利性が強い中山間地域を対象として、そのような集落営農法人によるグループないしネットワーク組織の調査事例等に基づき、それらが個別経営体の合理性を超え、地域農業の全体の合理性の実現に向けてどのような対応をとっているのか、さらに地域農業におけるそのような新しい組織は農協とどのような関係を構築できるのか、あるい

は地域農業の全体合理性を追求していく上で、農協にはどのような役割があるのかという問題への接近を試みる。

本稿の構成は以下の通りである。まず1では、高橋（1987）が論じた地域農業の個別合理性と全体合理性についてやや詳しく検討する。2では、複数の集落営農法人が共同して新たに「ネットワーク型農業法人」を設立し、事実上の「1町1法人」を実現した広島県の（株）大朝農産の事例を対象にして、その経緯と現状の取組みを概説し、そのような集落営農法人のネットワークが、個別の合理性を超えて地域農業の全体合理性の追求する可能性を検討する。3では、さらに異なる集落営農法人の事例（島根県の（有）グリーンワークとLLP横田特定農業法人ネットワーク）と、農協が「核」となって集落営農法人のネットワーク化を実現している広島県の三次農協の事例から、地域農業の全体合理性追求の現状と課題についての議論を深める。そして、そうした集落営農法人の取組みが一定の成果を収めるなかで、なお解決が難しい課題である地域農業の担い手の確保の問題についても言及する。

**(注1)** 農林水産省「集落営農実態調査」によれば、2010年2月1日現在の集落営農組織の数は全国で13,577（うち法人が2,038）である。同調査によれば、05年5月1日現在の集落営農数は10,063（うち法人が646）であったので、単純に比較すると最近5年間で3,514増加（増加率34.9%）したことになる。

## 1 地域農業の二つの合理性

高橋（1987）は、資本主義におけるイノベーション（革新）の重要性を指摘したことで名高いシュンペーターの理論と、それを日本農業の分析に援用した東畑精一の『『企業者』と『単なる業主』』の問題に依拠しつつ、地域農業の変革の担い手像に迫った（第2章）。高橋（1987）は80年代に執筆されたため、2000年代以降における農業の規制改革の著しい進展等を踏まえたものではないが、こんにちの地域農業問題の本質に迫る重要な示唆を含んでいる。

ここでは、地域農業の組織革新とは個々の農業経営の改善だけでなく、地域を単位とした農業生産システムを改善して、他の一連の革新が個々の農業者の手で可能になるような地域農業の「場」を創出することであるとしている（高橋（1987, 70頁））。そのような論点に照らしあわせると、農業の規制改革の進展等によって地域農業の「革新」は進んだが、それは個別経営に対して参入の自由や規制緩和を推進する、すなわち個別合理性のさらなる追求までにとどまっており、地域農業の全体としての革新、つまり全体合理性をどのように追求し、実現するかまでは至らなかったといえよう。

そもそも規制改革を支えた新自由主義に基づけば、個別合理性の追求とは個々の自由な活動であり、それは市場原理を通じた調整により「自ず」と全体合理性の実現に

至るととらえられる。したがって地域農業の全体合理性を追求するためには、個別主体の自由な活動を妨げる規制や制度こそを改めるべきだとする主張にもつながりやすい。しかし地域農業を担う主体が異質化・多様化した場合、地域とのつながりの希薄な主体が増加し、さらに多様化した地域農業において、その利害調整を行うことは一層困難になることはないであろうか。

実際、そうした規制改革が進む以前から高橋（1987）は、現代の地域農業においては個別経営がそれぞれ「個別合理性」を追求しても、それが自ずと「全体合理性」につながらないだけでなく、両者はむしろ相反するようにさえなっており、「一部の企業的農家栄えて、面としての地域農業は衰える」という事態が起こりうると指摘したのである（第1章）。かつての地域農業では、同質的な個々の農家が自己の利益を追求すれば、自ずと地域全体の農業の生産力が向上し、地域合理性は自然と達成されてきた。<sup>(注2)</sup>ところが、高度成長期以後になると、地域農業における個々の農業経営が多様化し分断され、個別合理性と全体合理性が一致する保証が無くなったばかりか、個別経営体の合理性追求の結果、地域農業の自然循環が断ち切られ、一部に「畜産公害」などにみられるように両者がむしろ相反するようにさえなった、と主張した。

さらに高橋（1987）は、現代の地域農業には、「自然に」調和しなくなった個別合理性と全体合理性を「意識的、形成的に」調和させる必要が生じ、それを実現する新

たなタイプの主体を形成しなければならぬとした。すなわち、それは「その一つは全体合理性を踏まえたより高次の個別合理性を追求する新しい農業者であり、その二つは個々の農家の個別合理性の実現に十分な理解をもちながら、地域農業全体の維持・発展に責任をもつ新しいタイプの集落リーダーや地域農業関連機関の担い手である。」(高橋(1987, 74頁))。ここで高橋(1987)が示唆した地域農業関連機関には行政や農業改良普及センターのほか、農協も含まれる。

ところで、地域農業において個別合理性と全体合理性の調整を担う最も基礎的な単位は、地縁や血縁による人的結合を基礎とする集落であったといつてよかろう。<sup>(注3)</sup>すなわち、各農家は自らの属す集落のルール等の下において各々が合理性を追求することで、集落内の個別合理性と全体合理性は「自然に」調和してきたといえる。

これに対して、近年では集落営農組織が相次いで誕生しており、集落内部における一部個別農家の担い手としての機能低下を補完する役割を果たしている。こうした集落営農組織の設立とその取組みは集落の機能に多くを依拠しているが、地域農業のさらなる脆弱化によって、かつてのように自然に達成されなくなった地域農業の個別合理性の追求と全体合理性との調和を「意識的に」実現させようとする試みであると考えられよう。

しかし今後とも地域農業を維持するためには、集落営農の取組みをさらに一段超え

た対応の必要性が高まってきた地域も少なくない。実際、中山間地域などの一部において、集落を超えた集落営農法人による広域的連携による地域農業の全体合理性の追求が模索され始めているのである。

(注2) 近代社会以前の地域農業システム(ヨーロッパでは中世の三圃式農業、日本では幕藩時代の近世農法など)においては、集団や地域の存続のための地域合理性が前面に出ていて、個別合理性は背後に押しやられていた。これに対して近代社会の地域農業システム(ヨーロッパでは輪裁式農業や自由式農業、日本では明治農法が展開していた明治後期から1960年ごろまで)では、「個」が確立され、個別性の追求が推奨されたため、個別合理性の追求だけが前面に出され、地域合理性が背後に押しやられていた。しかし同時に「見えざる神の手」が働き、結果として地域合理性が実現されるという、両者の間の「予定調和的」な関係が成立していたとされている(高橋(1987, 70~71頁))。

(注3) 農協も個々の農家や農業者が自発的意思に基づき組織した協同組合というよりも、現実には集落を基礎単位とする地縁・血縁に基づく人的結合をベースにした協同組合であるといえる。

## 2 集落営農法人のネットワーク化による地域農業の再編

### (1) 株式会社大朝農産

ここでは集落レベルでの各主体における個別合理性と全体合理性の追求をこなした集落営農法人らが集落の枠組みを越えてネットワーク化を実現し、さらに広域的な全体合理性の追求を試みている事例として、株式会社大朝農産<sup>(注4)</sup>の取組みを取り上げる。

大朝農産は広島県山県郡旧大朝町(現:北広島町)の集落営農法人や個別大規模農家が共同して設立した株式会社である。北広島町は4つの旧町(大朝、千代田、芸北、

豊平)が05年3月に合併して誕生した町である。なお旧大朝町は農林水産省の農業地域類型区分では山間農業地域(一部地域は中間農業地域)の水田型に該当する。

大朝農産は旧大朝町内の7集落の集落営農<sup>(注5)</sup>法人と、集落内の6つ

の大規模農家が共同設立した株式会社である。設立は07年3月で、資本金が1,630万円、株式総数163株、株主は上記の集落営農法人と大規模農家(13人)である。大朝農産の概要は第1表に示すとおりである。

大朝農産の構成員である集落営農法人と大規模農家は合計すると旧大朝町内の5割の農地を集積しており、事実上の「1町1農場」を実現した。集落営農7法人が合計153.8ha、大規模農家が77.1ha、合計230.9haを耕作する。ここでは大朝農産が1町1農場を実現するに至る過程を過去にさかのぼってやや詳しく説明しておく。第2表には旧大朝町の農業と大朝農産の設立までの経緯を年表にして示す。

#### a 初期

大朝農産の集落を超えた活動の原点は、70年代のM氏の取組みにある。このM氏がリーダーとなって、旧大朝町内の大規模農家(基準3ha以上、中心メンバーは20ha程度の規模)を募り「大型稲作研究会」を設立

第1表 (株)大朝農産の概要

		概要
株式総数		163株
株主総数		13人
資本金		1,630万円(株主1名当たり約125.4万円)
株主	集落営農法人 大規模農家	7法人(総耕地面積153.8ha、1法人当たり約22.0ha) 6戸(総耕地面積77.1ha、1戸当たり約12.9ha)
役員(非常勤)		12人(常時雇用者は無し)
主な保有機械	大豆用機械 飼料稲用 防除用無人ヘリ 製粉機 トラクター(野菜用)	9台(乗用管理機、汎用コンバイン、選別機、選粒機ほか) 3台(ホールクローブ収穫機、ラップマシーン、フロントローダー) 1台(2010年のリース事業による導入) 1台(100メッシュ) 1台

資料 大朝農産社内資料を基に筆者作成

第2表 (株)大朝農産の設立までの経緯

設立経緯	
1975～80年ごろ	大型稲作研究会の設立(大型稲作農家グループによる標高差を生かした稲作の取組み等)。大朝町内で地域営農集団(基盤整備導入を契機とする大型機械の利用組合)が相次いで設立
98	緊急生産調整で大朝の転作率が28%から36%に急激に上乗せ。一部の大型農家が大豆と飼料稲の試作を相次いで開始
2000	大朝町内で集落営農組織の法人化第1号が誕生
01	飼料稲生産組合と大豆生産組合が設立
03	大朝町集落法人ネットワークが設立
07	株式会社大朝農産が設立

資料 大朝農産社内資料及び聞き取り調査を基に筆者作成

し、そこで作業効率化や経営安定化に向けた技術向上を目指すサークル的活動が始められた。一方、集落をベースとする集落営農組織は、基盤整備の導入に合わせて機械利用組合として立ち上げられたケースが多かった。

#### b 大豆及び飼料稲生産組合の設立

旧大朝町ではかつて転作対応として大豆を生産してきたが、徐々に衰退していき、90年代には転作は自己保全が大半となって

いた。ところが98年度の緊急生産調整推進で、旧大朝町の転作率がそれまでの28%から36%へと急激に上乘せされることになったことで大きな変化が起こった。すなわち、一度は衰退した大豆作の本作化への取組みと、大豆作に取り組みにくい諸事情のある大規模農家を中心とする新たな飼料稲生産の取組みである。

大豆作については、現在、大朝農産の代表を務めているK氏が大豆の本作化を決意したのが始まりである。ただし大豆の本作化の試みには、単なる転作対応だけでなく、農地が自己保全によって荒れることや、農地の非効率な利用を放置できないというK氏の強い思いがあった。00年になると大豆の団地化に旧大朝町による助成措置が講じられると大豆作の動きが広がり、旧大朝町には大豆作を開始する集落営農組織が相次いだ。

こうした大豆作の拡大の動きが進む一方で、大豆作に取り組みにくい大規模農家などでは飼料稲に注目していた。大規模農家にとって大豆は手間がかかり、家族労働だけの大規模農家には不向きとされていたこと、また大規模農家の多くの圃場は分散しており、大豆を団地化する見込みはないが、逆に飼料稲は主食用稲と同じくらいに簡単に取組み、乾田化も不要であったこと、さらに大朝町内には畜産農家が多く、その畜産農家も稲発酵粗飼料への関心が高かったことなどが飼料稲の取組みが進んだ背景にあった。

00年には稲作発酵粗飼料推進支援地区に

指定され、飼料稲生産が実験的に開始された。その後、飼料稲生産の実用化のメドが立ったため、旧大朝町が飼料稲生産に必要な機械類導入を補助する事業を決定した。

こうして01年には大朝町大豆生産組合、大朝町飼料稲生産組合が相次いで設立され、旧大朝町には集落営農法人及び大規模農家による集落を跨ぐ広域的連携の枠組みが2つ形成された。

### c 集落営農組織の相次ぐ法人化

こうした取組みを精力的に続けるなか、担い手不足の深刻化、不作付け田の増加、稲作以外の作物の本作化など多くの課題を抱えていた旧大朝町の各集落営農組織はその法人化に向けた話し合いを進めていた。00年の鳴滝農場の農事組合法人化を皮切りに、03年までに5つの集落営農組織が相次ぎ農事組合法人となった。01年には集落営農組織の法人化に対して、広島県の助成措置が出るようになったことも、同時期に集落営農組織の法人化が進んだ大きな要因であった。

旧大朝町の集落営農法人の特徴は、そこに規模の大規模農家が加わっているケースがあることである。5つの集落営農法人のうち3つに大規模農家が参加している。大規模農家には集落営農法人に参加することで、集落営農法人が保有する農業機械を利用し自らが機械を保有する必要がなくなること、また集落営農法人は大規模農家が持つ販路を利用できること、オペレーターを確保できることなどが主なメリットであっ

た。

集落内の大規模農家の耕作地は集落営農法人に利用権設定ないし作業委託をしている。大規模農家は自らが集落営農法人のオペレーターとして耕作をする。他方、集落外の耕作地の扱いは集落営農開始前のままとしているが、そこでの主要な作業は集落営農法人に委託することになっている。

#### d 大朝町集落ネットワークの設立

こうした大規模農家も巻き込んだ集落営農組織の法人化が相次ぐ一方で、それぞれの主体は各々が目的別に組織を立ち上げ、それぞれ作業受託を行っていた。そのため作業が過度に集中することで作業適期を逃しやすくなり、収量や品質の低下を招いているという認識が高まった。

このため作業時期の調整による効率的な生産の実施を目的とする「大朝町集落法人ネットワーク」が03年3月に設立された。同ネットワークでは、コメ袋の共通化による「大朝米」ブランドの確立、大豆色彩選別機、ショットガンシーダー（水稻打ち込み式散播直播機）、無人ヘリなどの諸機械を導入し、省力化と品質向上が図られた。

#### e 大朝農産の設立

集落営農組織は法人化が進みその成果も表れたが、集落営農法人や大規模農家を束ねている3組織はすべて任意組織であったため、さらなる効率化を進め、また組織を強固とするためには、それら組織についても法人化を果たすことがより望ましいと認

識されるようになった。

そこで集落営農法人、個別農家という複数主体と、それらを束ね組織する3組織（大豆生産組合、集落法人ネットワーク、飼料稲生産組合）を一本化するべく、品目横断的経営安定対策が導入された07年に、株式会社大朝農産が成立するに至った。

設立後の大朝農産の主な役割は前身組織の2つの取組み、つまり大豆、飼料稲の作業受託であった。他方で、大朝農産としての新しい取組みも必要という意見も強まった。そこで各集落営農法人や個別農家がそれぞれエコファーマー資格を取得し、栽培方法の統一、使用する農薬や肥料の統一化を図り、特別栽培米の生産を開始した。また農地・水・環境保全向上対策先進的営農<sup>(注6)</sup>支援を受けるため稲作の栽培方法を統一化するなどの取組みを行っている。

**(注4)** 大朝農産については楠本（2010、第3章）や田代（2009、第4章）を参照。また大朝農産設立以前からの旧大朝町の各集落営農法人の取組については田代（2004、第5章）を参照。

**(注5)** 広島県では集落営農組織の立ち上げの時点で、農業生産法人としての特定農業法人化を指導（楠本（2010）、38頁）しており、それらに対して「集落法人」という呼称を用いている。広島県の説明によれば「集落法人」（広島県の行政文書等では「集落農場型農業生産法人」と呼称するのが正式）とは「集落（1～数集落）が1つの経営となつて、集落の農地を1つの農場としてまとめ、効率的かつ安定的な農業経営を行う農業生産法人」のことである（<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/page/1170808260697/index.html>、10年8月6日アクセス）。

**(注6)** 同支援では、一定のまとまりを持って化学肥料・農薬の使用を原則5割低減する取組みに対して、面積に応じて農家に配分可能な交付金を交付する。稲作の場合10a当たり6,000円である。

## (2) 考察

大朝農産の設立までの経過等を踏まえつつ、次に地域農業における集落営農法人の役割と機能について検討する。ここではいくつかの論点のなかから、第1に農業経営のネットワーク化に関する議論、第2に集落営農法人が主体となった地域農業における集落間連携とネットワーク化に基づく地域農業の再編、すなわち地域農業の全体合理性追求の「広域化」に関する議論、第3にそのような集落営農法人ネットワークによる農協との関係の現状に関する議論を取り上げる。

### a 農業経営組織のネットワーク化

近年の農業経営組織に関する研究において、ネットワーク型組織に対する注目度が高まっており、まとまった研究成果がすでにいくつか公表されている（門間編（2009）、納口、佐藤編（2005））。農業経営のネットワーク型組織とは、門間（2010）によるおおまかな定義によれば「経営目的を共有し、経営の全体もしくは一部において相互の経営資源や技術・知識・ノウハウを共有しながら、連携して活動する複数の農業経営が集まった組織」であり、大朝農産もこの定義に該当するネットワーク型経営組織とみてよいだろう。

ところで集落営農組織とは、すでに指摘したように、地域農業全体の脆弱化が進むなかで集落の内部において各主体の個別合理性の追求を超え、全体の合理性を追求するために誕生した組織であるといえる。そ

の点では、個別に存立し一定の収益を上げることによって個別合理性の実現を果たすことを本来の目的としている個別農家や企業的な農業法人等と、集落営農組織との間には、大きな違いがあるとみてよからう。

そのような個々の集落営農組織が、それぞれの集落内部における各戸の個別合理性の追求をこなし、集落内部の全体合理性を追求し、さらに地域を越えたネットワーク化を通じて、より広く地域農業の全体合理性を追求したのが大朝農産だといえる。

大朝農産において広域的に地域農業の個別合理性と全体合理性の同時追求を可能にしているのは、ネットワーク型という組織形態にあるとみてよいだろう。大朝農産の場合、各農家の個別合理性との調整は大朝農産の構成員である各集落営農法人にほぼすべてをゆだねていることから、ネットワークの中核にある大朝農産ではより大局に立った広域的な地域農業の全体合理性を追求することが可能になっているのである。

そもそも大朝農産は株式会社であるが、自らの利益の最大化を追求しているわけではなく、株主への利益の還元を最大化することを第一の目的とはしていない。大朝農産は、株主である集落営農法人や個別大規模農家が互いにつながることで得られるメリットを最大化することで、それらの営農活動を支援し貢献することを第一の目的としている。つまり大朝農産は、各集落の内部にとどっていた全体合理性追求をさらに拡大して、地域農業の全体合理性をより広域的に実現するために誕生したネットワー

ク型農業法人なのである。

### **b 地域農業のネットワーク化と全体合理性追求の広域化**

集落営農組織等をベースとする農業法人のネットワーク化が旧大朝町で進展した背景には、行政による推進政策は無論のこと、その地域の持つ特性（集落の地縁・血縁的な人的結合性、リーダーシップを取れる指導者の存在の有無、生産条件の有利・不利性等）にもかなり規定されているとあってよい。旧大朝町は、山間地域であるという不利性がある一方で、西日本屈指の優良米産地として広く知られている。また高速自動車道のインターチェンジもあるなど、都市部へのアクセス条件にも比較的恵まれている。このように地域にあるいくつかの固有の諸条件が、これまでの地域農業の取組みに影響を与えてきたことは明らかである。

そのため、大朝農産のような集落営農法人のネットワーク化が、直ちに全国的に広がるとみることはできない。また各集落営農法人をつなぐネットワーク組織としての大朝農産を設立するという結論にまで至った過程は決して一朝一夕のものではなく、かなり長い年月をかけて話し合いや経験を積み重ねた上で得られた結論であり、それは短期間で一気に成に集落営農組織のネットワーク化が進むといった性質のものではなかった。

一方、そのような急激な進展は見込まれないにしても、多くの地域において水田農業では規模拡大や省力化といった経営体単

位での個別合理性の追求が多かれ少なかれ限界に直面しつつあり、その対応策としてその経営活動の場を広域化することにより、経営体同士の連携の取組みを強化し、地域農業としての全体合理性をさらに追求する試みが他地域でも広がる可能性はあるし、後述する他の事例を含めて、すでに広がりつつあるとあってよい。

### **c 農業法人ネットワークと農協の関係**

次に集落営農法人のネットワーク組織が、農協とどのような関係を築くことができるのかについて、大朝農産の事例を基にして検討を行う。

第1に農産物の販売と生産資材の購買である。大朝農産の場合、各集落営農法人や個別大規模農家によるネットワーク化の経済的メリットは、それぞれが持つ販路の共有・拡大化ないし複線化にあった。さらに生産資材等の購買面についても、構成員が利用する農業生産資材の大朝農産による一括購入がコスト削減などの経済的メリットとして極めて大きな意味を持っていた。こうした点はいずれもネットワーク組織の強みであり、これまで多くの農家を束ねて購買・販売事業を担ってきた農協にとって、こうした取組みが重要な意味を持つことは明らかであろう。

第2に運転資金等の調達である。大朝農産では、取引相手となる生産資材業者間の競争によって、取引上は大朝農産の方が有利な立場にあるため、業者からはほとんど収穫時払いで取引できるとのことである。

従って、運転資金の不足が問題になることはほとんどなく、農協からの運転資金の借入が必要になることはあまりない。

第3に地域の農地利用調整である。一般的にあって農地利用調整を行う主体にはある程度地域内の農地に関する情報等が集積されていることが必要であり、そうした情報は行政や農協といった「公的な」主体に集積され、それらが農地利用調整の機能を担うことが想定される。これに対して旧大朝町の地域では、大朝農産に農地利用調整に関する情報が集積されているので、農地利用調整は、事実上、大朝農産が担っている状況にある。それは大朝農産が単なる私企業としてではなく、半ば私的な半ば公的な「中間組織」としての性質を持ち、その機能と役割を果たしていることを示している。

以上から明らかなように、大朝農産は地域における「新しい農協」としての機能の一部を担っているといっても差し支えない。しかし他方でそれは農協が不要となったことも意味しない。なぜならば、まず農協は農業経営に対するサービスだけではなく、農村生活にもかかわる多くの重要な地域サービスの供給者である。しかし大朝農産が農協の供給する農村生活にまで及ぶすべてのサービスの供給の主体にはなりえないといってよからう。さらに農業面においても、大朝農産と農協には一定の取引関係もあり、農協に対しては取引面での優遇や地域農業への支援を強化してほしいという要望を持っている。

以上から、地域農業において集落営農法人ネットワークと農協が組織の機能面で競合的関係にあるととらえることは適当ではない。大朝農産の場合、より広域的に地域農業の全体合理性を追求するなかで、大朝農産と農協との従来の協力関係や補完的關係にはとどらない、新しい両者の関係を現在模索している段階に達しているのととらえるのが最も妥当だといえよう。

(注7) 集落営農組織の議論では、その仕組み全体を1つの建物にみたてて、基礎となる1階部分では、集落内の全農家による農地の共同管理に必要な出役義務の決定など、地域の資源管理にかかわるより基礎的、あるいは非経済的問題の調整を行い、そのような基礎の上に2階部分では個別の大規模農家等による農業活動をはじめ、女性や高齢者などのグループ活動など、多様な組織形態によってそれぞれ個別の目的の追求が行われるという、いわゆる「2階建て方式」のメリットを説く議論がある(楠本(2010)を参照)。こうした「集落営農の2階建て組織論」は個別合理性の追求に先立つ形で、全体合理性を追求する方式をとることによって、それぞれがバラバラに個別の合理性を追求する以上のメリットが得られる可能性を指摘しているといえる。

### 3 多様な地域農業の全体合理性の追求のあり方

大朝農産の取組み以外にも、それぞれの地域がそれぞれの形で地域農業の全体合理性を追求している事例はすでに各地においてみられる。ここではそのなかからいずれも中山間地域における3事例を対象にして、現在および今後の地域農業の全体合理性の追求に関する議論を深めたい。

### (1) 有限会社グリーンワーク

(注8)  
鳥根県旧佐田町(現出雲市)にある有限会社グリーンワークは、地域(飯栗東村地区)の5集落の有志30名が共同で立ち上げた農業生産法人である。その概要と設立の経緯については第3表と第4表にまとめておく。

グリーンワークは農業生産法人であり、その主な事業は稲の育苗や農作業受委託、野菜の生産など多岐にわたっている。また最近では、鳥根県の事業として水田に羊を放牧する試み(羊による畦草の「舌刈り」)に取り組んでおり、女性部組織による羊の羊毛加工(手作りマフラーや手袋など)など、大変ユニークな取り組みを実践している。

グリーンワークの取り組みにおいて注目さ

れることは、法人設立の当初からその業務として、旧佐田町が実施していた高齢者の病院への送迎バス運行や、地域の森林公園の管理業務を受託することを想定していたことである。(注9)これらは周年雇用確立のため請け負っているものだが、また地域貢献としての重要な業務としても位置づけられている。グリーンワークは設立した当初は農事組合法人での法人化を検討したが、農業だけではなく農外事業に取り組めるように有限会社を選んだ経緯がある。こうした農外事業の取組みは、1つには法人として農業だけでは周年雇用を創出することが困難であり、農外の事業に取り組む必要があったこともある。他方でこうした事業で収益を上げることは難しく、それに取り組むのは地域に対していかに貢献するかという観点から重要であるとの認識があった。

このようにグリーンワークが経営として

第3表 (有)グリーンワークの概要

	概要
資本金	1,800万円
社員数(組合員数)	30人
参加集落と農家戸数	5集落, 80戸
役員	5人
経営面積	水稻 12.9ha (コシヒカリ11.4ha, キヌヒカリ1.5ha) トマト 4a
作業受託面積	耕起 1ha 代かき 1ha 田植え 2ha 刈取り 13ha 乾燥調整 15ha
水稻育苗	14,000箱
主な所有機械と施設	トラクター 2台(50ps, 28ps) コンバイン 3台 (5条刈2台, 4条刈1台) 乗用田植え機 2台 (6条植1台, 5条植1台) 乾燥機 6台(24石) 籾摺機 1台(6インチ) 畦塗り機 1台 フォークリフト 2台 ハウス 14棟(7,000㎡)

資料 グリーンワーク社内資料を基に筆者作成

第4表 (有)グリーンワークの設立経緯

	設立経緯
1997年	クリーン農園(飯栗東村地区の2集落を基盤)設立, 構成員6人
98	グリーンワーク(飯栗東村地区の3集落を基盤)設立, 構成員12人
2002	2つの営農組合が合併(新たに構成員が加わり計24人)。会社設立に向けて準備作業開始
03	有限会社グリーンワーク設立(資本金300万円, 社員30人で発足) 旧佐田町の送迎バス事業の受託を開始 ※経営理念 ・従来の任意組合からの脱皮, 営農活動は経済活動であることを明確にする。 ・法人格を持ち農地の集積を可能にし, 政策的な資金導入を可能にする。 ・組織を強化し地区内における永続的な営農基盤を確立する。
05	羊による畦草の草刈(羊の舌刈り)事業をはじめ(鳥根県のモデル事業)

資料 グリーンワーク社内資料を基に筆者作成

の合理性だけでなく、地域の全体合理性を本来的に追求しようとしていたことは明らかである。ここで追求しようとしている全体合理性は地域農業と地域社会の双方にわたるものである。地域農業での全体合理性は、農地利用調整や農作業や農業機械の合理的な共同利用や運用の追求である。他方、地域社会レベルでの全体合理性は福祉サービスをはじめとする、これまで行政や農協が担ってきた公共サービスにまで及んでいる。グリーンワークは公共サービスの新たな担い手として、地域社会における中間組織としての役割を追求するまでに至ったのである。

しかしそれでも、地域住民が必要とするサービスをグリーンワークがすべて担うことはおよそ不可能であり、行政あるいは農協には、地域住民や組合員による自発的・自助的な取り組みを支えると同時に、中・長期的にはそれら組織との間でどのような役割・機能分担を図るのかを十分に構想する必要があるといえるだろう。

(注8) 佐田町は05年の合併で出雲市の一部となった。

(注9) グリーンワークについては楠本(2010, 第3章)を参照。なお送迎バスは行政が購入した車両をグリーンワークに貸与している。この送迎バス事業で地域の高齢者は20km程度離れた総合病院まで1,000円以内で往復できる。

## (2) LLP横田特定農業法人ネットワーク

島根県旧横田町(現奥出雲町)のLLP横田特定農業法人ネットワークは、旧横田町内の6集落営農法人がまとまって設立した「有限責任事業組合(LLP: Limited Liability

Partnership)<sup>(注12)</sup>」である。6つの集落営農法人の構成員を合計すると126戸(人)、あわせて約125haの農地を耕作している。LLP横田特定農業法人ネットワークの設立に至る経緯等は第5表に示しておく。

LLP横田特定農業法人ネットワークも大朝農産と同じように、集落営農組織が自生的なプロセスでネットワーク化を果たした事例である。その活動内容も集落営農法人で共通したエコ米づくりなど、大朝農産でもみられた取り組みを実践している。ただしLLP横田特定農業法人ネットワークの旧横田町内における農地の集積率はまだ10%程度で、今後の展開次第では、さらなる広域的な地域農業の全体合理性追求の余地を残しているともいえる。

LLP横田特定農業法人ネットワークでは、構成員である各集落営農法人の代表者

第5表 LLP横田特定農業法人ネットワークの設立経緯

設立経緯	
1987年	旧横田町三森原集落が生産調整の強化を契機にして、農事実行組合(集落営農組織)を設立
98	農事組合法人三森原が旧横田町で初の農事実行組合の法人化となる。
2002	農事組合法人三森原が「横田町集落農業研究会」を主催。町や農協と一体となって農事実行組合の法人化を進める。さらに3集落に集落型農業法人が設立(年度内にさらに2法人が設立)
03	横田特定農業法人ネットワークを設立
06	ネットワークとして共通した取り組みを行うため、06年にエコ米づくりの開始(6法人で2.3ha)。横田特定農業法人ネットワークをLLP化。
07	第9回全国米・食味分析鑑定コンクール総合部門金賞、水田環境部門で特別賞受賞

資料 谷口(2008)、小田切、安藤、橋口(2006, 第5章)と聞き取り調査を基に筆者作成

らによる全員一致原則によって運営されており、会合は月2回ほどのペースで開催している。ネットワークの立ち上げに当たっては、地域で生産しているブランド米「奥出雲源流米」を6集落営農法人が共通して販売することが主な目的であった。ただし水田は全部で100ha程度しか確保できていないことから、販売ロットはさほど大きくはなく、また販売担当専任者を設ける余裕もないため、販売は専ら口コミなどで都市部（県内、広島、大阪）の米穀店などと取引しており、さらに縁故米の延長線での販路を加えれば、生産した米はほぼ全量販売できるという。資材調達では、ネットワークとしてエコファーマーの栽培方式を共通化していることで、肥料や農薬は同じものを使用するため、一括共同購入している。共同購入により、個別に購入するのに比べれば、15%程度はコストのカットができるという。またネットワーク転作部門の共同化等の取組みを進めることによって、地域の農地を荒さないでここまでくることができたと考えている。

LLP横田特定農業法人ネットワークの取組みにおいて着目したいのは、任意組織であったLLP横田特定農業法人ネットワークが法人化を選択せず、LLPを選択したことである。LLP化する以前の横田特定農業法人ネットワークでは、ネットワークとしての取組みをさらに強化するために、任意組織から法人化を果たすかどうかで議論があった。そこでは法人化に対して消極的な意見があった。法人化をためらった理由はい

くつかあったが、最も重要な理由はネットワークを法人化した場合、経営体としての論理が組織運営上でも優先されやすくなり、本来の目的である「地域農業を守る」という目的が軽視されるのではないかという恐れがあることにあった。結局、法人化の検討をしている最中に、05年の会社法の改正で新たにLLPという組織形態が認められることになることを知り、法人化の議論は、地域農業を維持するという目的をより明確にできるネットワークのLLP化に傾いたという。

こうした横田特定農業法人ネットワークのLLP化までの経緯には、ネットワークを構成している各集落営農法人が、各々その個別合理性を追求しつつも、それらを束ねるネットワークまでもが個別合理性を追求することに対する問題や疑問を明確に意識していたことを示しており、そうしたなかで集落内部での利害調整をこなした集落営農法人がさらにLLPによって結集することで、より広域的な地域農業の全体合理性を追求することが最も望ましいという結論に至ったと解釈できる。

大朝農産の事例にしても、グリーンワークにしても会社形態をとっているが、その設立目的と運営状況等から判断して、地域の全体合理性の実現を明確に意識したことは明らかである。したがってこれらの個別の事例は、地域の全体合理性を追求する動きであるという統一的な解釈をあたえることができる。

(注10) 横田町は05年に仁多町と合併して奥出雲町

となった。なお旧横田町では、1989年に町と農協が主な出資をして設立された「社団法人横田町農業公社」が、町の総合的な農業活性化対策の中核を担うなど、農業対策に関する独自の取り組みの経緯を有している。詳しくは小田切（1995）や橋詰（1995）などを参照。

（注11）横田特定農業法人ネットワークについては谷口（2008）を参照。また同ネットワーク設立以前の横田町の集落営農組織については安藤光義「中山間地域における集落営農の展開方向」（小田切、安藤、橋口（2006、第5章））を参照。また、同ネットワークのホームページも参照（<http://www.okuizumo.ne.jp/genryu-net/>）。

（注12）LLPIは有限責任、内部自治原則、構成員課税という3つの特徴を兼ね備えた事業体である。有限責任事業組合契約に関する法律（LLP法）により、05年から設立が可能となった。LLPIには法人格は無い。LLPIによって大企業同士、大企業と中小企業、産学連携、専門人材同士などさまざまな共同事業が可能となるとされている。LLPについて詳しくは、経済産業省ホームページを参照のこと。

（[http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei\\_innovation/keizaihousei/llp\\_seido.html](http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/keizaihousei/llp_seido.html), 11年1月5日アクセス）

### （3）三次農協の取組み

大朝農産を含めて、以上までの事例は集落営農組織や個別経営体による自生的動きが集落を超えて地域を跨ぐ広域的な連携へと発展し、地域農業あるいは地域社会としての全体合理性の追求を試みている事例であった。そのような動きのなかで、農協はそれらの取組みを側面的に支援する役割があり、地域農業のさらなる発展のためには、集落営農法人のネットワーク組織と農協との連携をいかに強化するかが課題となっていることを指摘した。

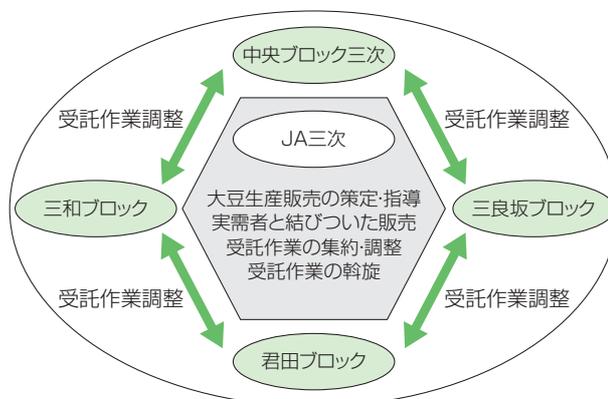
他方、集落営農法人や個別経営体同士の広域的な連携の「核」となる役割は、農協が主体となって果たすことも十分に可能である。広島県三次市の三次農協は、集落営

農組織の法人化とネットワーク化を主導し、さらに小規模農家を含めて農協が核となり地域農業の全体合理性の追求を試みている事例である。<sup>（注13）</sup>

広島県では先の大朝農産の事例にもあるように、行政が集落営農法人（なお広島県では「集落（型）法人」という名称を用いている）の設立を主導してきた。しかしその後自治体の財政難や広域合併による影響もあり、三次農協では04年に営農支援課（なお10年の組織再編後は営農企画課が担当課となっている）を設置し、集落営農法人への出資による関係強化や、集落営農法人のネットワーク組織の事務局を担当し、大豆生産の機械共有化による生産コスト削減などに取り組んでいる（第1図）。

三次農協の取組みの大きな特徴は、多様化が進む地域農業の主体の役割分担を明確にし、いわばその「分業体制」の構築を農協が主体的に進めているところである。す

第1図 集落法人のネットワーク化



資料 平成20年度集落営農・特定農業法人サミット（08年12月11～12日、島根県松江市で開催）の関係資料（関係資料04、事例報告「JA三次集落法人大豆ネットワーク」）より引用。中国四国農政局ホームページに掲載（<http://www.maff.go.jp/chushi/ninaite/19summit/20main.html> 10年1月18日アクセス）。

なわち、地域の担い手を個別農家、営農集団（集落営農）、集落農場型農業生産法人（集落営農法人）、大型農家に明確に区分（第6表）して、それぞれに適切な支援策を農協として打ち出している。三次農協は大規模農家や集落営農法人等への出資を含む設立支援や育成を図りつつ、さらにそれらのネットワーク組織を立ち上げる一方で、少量多品目を生産する生産者約1,000名を組織化し、広島市内にある三次農協のアンテナショップ等に供給・直売できる体制を構築している。このように三次農協は、農協自らがその核となって地域農業の全体合理性の追求に取り組んでいる事例であるといえよう。

小規模農家から大規模農家や農業法人のネットワーク組織などが混在している現在の地域農業において全体合理性を追求するためには、それらの機能や長所等を正しく認識・明確化した上で、各主体に適切な支援対策を施すことが重要であり、三次農協の取組事例は地域農業の多様化が進むなかにおいても農協がそうした役割を果たすことが十分可能であることを示している。

第6表 三次農協の担い手に対する考え方

主体	地域農業における役割と農協の支援方針
小規模農家	アンテナショップへの農産物の供給。生産者を組織化し、重点振興作目（アスパラ、ピーマン、ブドウ等）の生産を支援
営農集団（集落営農）	集落営農の組織化。仕組みづくりの話し合い等への活動支援
集落農場型農業法人（集落営農法人）	大規模農業経営体としての組織づくりと活動を支援
大規模農家	地域の核となる担い手として育成・支援

資料 三次農協内部資料を基に筆者作成

（注13）三次農協の取組全般や三次市の集落営農法人については楠本（2010、第3章）、田代（2006、第5章）を参照。なお三次市は04年に三次市を含む1市4町3村が合併して誕生した。

#### 4 「担い手の確保」という課題

これまでみてきたように、集落営農法人のネットワーク化は個別合理性の調整をこなしつつ、地域農業の全体合理性のさらなる追求とその実現という課題に対して、すでに一定の成果を上げている。それは米価の低落や担い手の高齢化の進展といった水田農業の抱える問題に対応するものであり、それに対して集落営農法人のネットワーク等が一定の成果を上げることに成功している事例であった。

しかしながら、今後いかに農業法人ネットワークの営農活動の継続性を確保するかという問題、言い換えれば、組織の担い手をどのように確保するかという課題は、地域農業の全体合理性の追求のみで解決することは必ずしも容易でない。とりわけ中山間地域といった都市からのアクセスが悪く兼業先に乏しいなど、雇用条件面で不利性

が強い地域ではそうした問題がより深刻である。上述した農業法人ネットワークにおいては、個々の経営体がネットワーク化することによってさまざまな取組みを実現し、地域農業の全体合理性の追求を実践しているが、他方で担い手の確保や雇用の確保については、なお重要な課題として残されているのが現実である。

大朝農産とグリーンワークでは、自らの活動のなかで地域に雇用を創出することを重要な課題として位置付けているが、現状の水田単作経営では常雇いを実現するために必要十分な仕事量を年間通じて創出することは必ずしも容易な事ではない。

グリーンワークではすでに指摘したように、設立の当初から周年雇用の創出という明確な目標があり、行政や農協からの委託業務を受ける等、さまざまな努力によって常時従事者4人（うち1名はIターン者）の雇用を実現している。こうした周年雇用の実現によって、それまで農閑期には空になりがちだったグリーンワークの事務所には、正月などを除きほぼ年間を通じて社員が勤務するようになった。常時事務所には人がいることは、過疎化が進む地域においては、地域住民の安心感を高めるなどといった効果があったという。

大朝農産でも野菜や農産加工などの導入による複合化で農作業の平準化を図るなど、常時雇用の創出を意識した取組みは行っているものの、現状ではなお常時従業者を雇用するまでには至っておらず、目下の大きな課題の1つとなっている。

法人化していないLLP横田特定農業法人ネットワークでも、農業による地域内の雇用創出の重要性は強く認識されている。しかし中山間地域の限られた農地を集積し規模拡大を追求する試みは、早晚限界に突き当たるし、米価の低落も著しく、現状では地域に新しい雇用を創出することが容易ではないこともよく認識している。

中山間地域における集落営農の意義と限界について論じた安藤（小田切，安藤，橋口（2006），第5章）の指摘によれば，集落営農の意義とは，農地保全を通じた地域社会の維持存続への寄与，コストダウンという社会経済適用性への対応の2点に集約できる。さらに中山間地域における集落営農の課題として，①集落営農の継承をどのように図るのかという点，②集落営農が展開する前提条件としての地域社会の維持のために，いかに定住条件の確保，なかんずく就業機会の創出と確保をどのように図るかという点にあると指摘した。

しかし②の課題は農業経営の規模拡大や法人化による効率化だけによって十分に解消することは極めて困難であり，農業・農村政策とはさらに別の枠組みの地域定住対策として取り組むほかはない。①の課題も②が前提であり，農業経営の高度化や効率化を追求するだけでは，こうした難問を克服するのは難しいといわざるを得ないであろう。

他方で，そうした問題に対する安易な公的支援への依存が，全体として効率性や競争力を削ぐことも避けがたいし，これまでのハード事業中心とする地域支援の内容に関する問題も提起されている<sup>(注14)</sup>。

地域農業の自助努力を引き出すことは重要であるが，それを地域内の取組みにとどめるだけでは地域農業は維持できないところも多数出てこざるを得ないだろう。そこには地域外部からの支援や連携がどうしても必要となる。こうした課題は中山間地域

に限定されず、今後はさらに多くの農村地域に該当するようになることも避けがたいと思われる。

(注14) 小田切 (2010) を参照。小田切 (2010) はこれまでの補助金やハード事業の実施に基づく集落支援政策のあり方を見直し、人による集落支援政策を充実させることの重要性を訴えている。さらに人による集落支援は市町村（ないし都道府県）が主体となる仕組みとなっているが、より効果的な支援実施には機動的なNPO等の中間支援組織（インターメディアリー）が主体となることが重要だと指摘している。他方でそうした中間支援組織として、農協もその有望な候補者になりうるかと思われる。そこで実際の農協がどのようにかわり合いを持っているのか（あるいは逆にかかわり合いがないとすれば、なぜかわり合いをもてないのか、その原因など）は、今後解明する必要がある研究課題である。

## おわりに

小稿では、高橋 (1987) による現代の地域農業における個別合理性と全体合理性との齟齬という問題提起に基づき、地域農業における集落営農法人による地域農業の個別合理性と全体合理性の追求の試みについて、いくつかの事例を手掛かりとして検討を行った。

米価の趨勢的低落や農業労働力の減少と高齢化等を受けて、とりわけ生産条件等で不利な地域における水田農業では、個別主体による個別合理性の追求の限界が早い時期で露呈した。そのような地域のなかには、集落営農の組織化と法人化のみならず、さらにそれらの広域連携を通じ、地域農業において個別合理性と全体合理性を同時に追求する取組みが実践されている。

ここで取り上げた事例は一部の中山間地

域に限定されており、さらに各地域の特殊条件もあり、それが直ちに画一的・均一的に広がるとは考えにくい。地域農業の担い手不足や高齢化は多くの農村で共通した課題であり、時間差や質的差異を伴いつつ条件の良い平地地域を含めた各地域へと波及的に広がる可能性はある。すでにそのような農家や農業法人らが連携した組織は、本稿で取り上げた中山間地域の集落営農法人に限らず、各地に存在しており、注目に値する。<sup>(注15)</sup> それらには、地縁や血縁といった共同体的論理に基づき地域農業の維持と発展を主に目的とする組織もあれば、むしろ純粹にビジネスとしての取引関係に大きく依拠している組織まで多種多様である。そのため、それらを「十把一絡げ」に論じることはできないが、そのような組織のなかからは、大朝農産等のように地域の「新しい農協」としての機能や役割を果たすものが今後増加する可能性はある。

そうした新しい担い手の出現に伴い、それらと農協とが今後どのような関係を形成するのか、その明確な回答は未だ得られたとはいえない。しかしそのような「新しい農協」では、現在農協で行っているすべての地域住民サービスを供給することはかなり困難であり、両者が協力・補完関係を構築することで地域農業の全体合理性を追求できる余地はある。また農協自らが核となって、地域農業の全体合理性を追求できる枠組みを構築することも十分可能である。例えば広域合併を果たした農協では、広域化した管内において展開する農業法人等の

ネットワークが複数存在すれば、それらをさらにつなぐことで、さらなる地域農業の全体合理性を追求できる余地を生むことができるだろう。いずれにしても農協はそれぞれ地域農業の全体合理性の追求にどう関与するかという課題に積極的に取り組む必要があるし、それを実現する余地もまた決して狭いものではないと思われる。

(注15) 前掲納口, 佐藤編 (2005), 門間編 (2009) を参照。

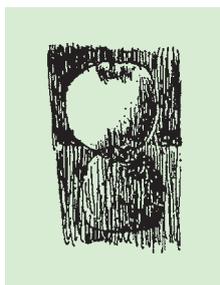
#### <参考文献>

- ・小田切徳美 (1995) 『日本農業の中山間地帯問題』農林統計協会
- ・小田切徳美 (2010) 「新たな集落支援政策の課題」『農業と経済』10月号
- ・小田切徳美, 安藤光義, 橋口卓也 (2006) 『中山間地域の共生農業システム』農林統計協会
- ・楠本正弘 (2010) 『進化する集落営農』農山漁村文

化協会

- ・田代洋一編 (2004) 『日本農業の主体形成』筑波書房
- ・田代洋一 (2006) 『集落営農と農業生産法人』筑波書房
- ・田代洋一 (2009) 『混迷する農政 協同する地域』筑波書房
- ・高橋正郎 (1987) 『地域農業の組織革新』農山漁村文化協会
- ・谷口憲治 (2008) 「経営所得安定対策下における集落営農の展開—島根県における集落型農業法人連携を中心に—」『山陰研究』第1号
- ・納口るり子, 佐藤和憲編 (2005) 『農業経営の新展開とネットワーク』農林統計協会
- ・橋詰登 (1995) 「山間農業地域における地域活性化戦略と担い手対策—島根県仁多町・横田町の事例—」『農総研季報』第25号
- ・門間敏幸 (2009) 『日本の新しい農業経営の展望』農林統計出版
- ・門間敏幸 (2010) 「ネットワーク型組織が日本農業をけん引」『AFCフォーラム』8月号

(ふくだ りゅういち)



## 発刊のお知らせ



### 自然資源経済論入門1 農林水産業を見つめなおす

寺西俊一・石田信隆編著

A5判372頁 定価3,780円(税込) (株)中央経済社

農林中央金庫は2009年度から一橋大学に資金を提供し、寄付講義「自然資源経済論」プロジェクトが開始された。

本書は2009年度の各界の専門家による講義内容を編集したものであるが、自然資源経済としての農林水産業の本質を大きく捉えて現状を解き明かすものとなっている。農林水産業を今日的な視角から理解するための格好の図書としてお薦めする。

#### 目 次

##### 第Ⅰ部 食と農業の現状と将来

(世界の食と農業、日本の食と農業、世界の食料需給をどう考えるか)

##### 第Ⅱ部 農林水産業における資源の利用と管理

(農業における資源利用とその問題点、林業における資源利用とその問題点、水産資源の順応的管理とリスク分析)

##### 第Ⅲ部 自然資源経済と地域の持続可能な発展とは

(農業の多面的機能、中山間地域の現状と将来展望、農林水産業と野生生物問題、コモンスズとしての地域資源管理、発展途上国と農林水産業、自然資源経済論研究の課題)

購入申込先……………(株)中央経済社 TEL 03-3293-3381 (営業部)  
お問い合わせ……………(株)農林中金総合研究所 TEL 03-3233-7700 (代表)

# 病院給食における食材調達と地産地消

主事研究員 尾高恵美

## 〔要 旨〕

- 1 本稿では、病院給食における食材調達について、食材の商品特性と取引方法の面から整理し、野菜を中心に地場産農産物使用の可能性を探る。
- 2 病院給食で使用する食材の商品特性としては、鮮度や安全性とともに、価格が重視されている。医療費削減政策の影響により、病院給食の収入は抑制されている。厳しい予算制約の下で病院側では食材価格や調理時間に対する意識が強く働き、一方で生鮮野菜は価格変動が大きいいため、病院給食の食材選択において、国産の生鮮野菜に限定することは難しい状況にあると考えられる。厳しい予算制約は、冷凍野菜や、とくに貯蔵性のある品目については低価格の輸入野菜を使用せざるを得ない状況をもたらしている面があることは否定できない。
- 3 また、取引方法の特性として、病院給食は、入退院の状況により給食数に変更がある一方で、必要な患者には1食も欠かさずに提供しなければならないため、急な変更に対応しつつ必要な品目を確実に品揃えすることが重要になる。加えて、1施設当たりの使用量は少なく、大規模な病院には衛生管理への対応のため、少量の生鮮食品を分散した病院に毎日配送する物流システムが必要になる。  
この結果、集積と分散の機能が充実した卸売市場から、小売業者が品揃えし、その保管機能と物流機能を利用して病院に納品するという形態が一般的になっているものと考えられる。  
地場産野菜を供給するには、鮮度の有利性を生かしつつ、このような取引方法の特性に対応できる流通システムが必要になる。
- 4 アンケート調査によると、JA厚生連病院では、2009年度に84.9%の病院が地場産野菜を使用した。この背景には、近年の農産物直売所の発展にみられるように、品目の幅や数量、品質の面において直売を主なチャネルとする生産者の地域への供給力が増したことや、学校給食に対応する過程で地域の流通システムが整備されたこと、JA厚生連病院の多くは農村地帯に所在していること、および病院と農協や生産者との関係性が強いことがあげられる。
- 5 地場産の生鮮野菜を供給している事例では、卸売市場と小売業者による補完はあるものの、直売所を運営する生産者組織や農協が核となっている。受発注や物流の機能を付加しつつ、生産者と病院との情報交換や農協の生産奨励などによって品揃えを充実させ、安全対策として生産履歴を記帳し、当日出荷された新鮮な野菜を供給している。
- 6 病院給食で重視される鮮度や安全性の高い食材として地場産農産物を提供するには、流通システムの変革が必要となる。事例として紹介した、直売所を核として生産者組織や生産者団体といった産地の組織が担う地域の流通システムは、変革の一つの方向性を示しているように思われる。

## 目次

### はじめに

#### 1 病院給食に関する規制

- (1) 病院給食にかかる収入
- (2) 生鮮食品の仕入に関する指導

#### 2 病院給食の運営方法の特徴

- (1) 基本メニューの作成方法
- (2) 食事の種類と調理時間
- (3) 1施設当たりの食材の使用規模
- (4) 食材発注の特性

#### 3 病院給食における食材調達

- (1) 食材の商品特性
- (2) 取引方法の特性

#### 4 JA厚生連病院における地場産農産物の使用状況

- (1) 地場産農産物の使用状況とその効果
- (2) 地場産生鮮野菜の使用状況
- (3) 農林水産省調査結果との相違の背景

#### 5 病院給食への地場産野菜供給の事例

- (1) 事例1：生産者組織による地場産野菜の供給
- (2) 事例2：農協直売所による地場産野菜を含めた食材の一括供給
- (3) 事例にみる病院給食への地場産野菜の供給システム

### おわりに

## はじめに

もとより「食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なもの」（食料・農業・農村基本法）である。飽食の時代といわれる現代の日本において、このことを実感する機会は少ないかもしれない。しかし、病院において入院患者に提供される食事（病院給食）は、治療の一環と位置付けられている。栄養成分や喫食状況は病気やけがの治癒に影響するという意味で、病院給食には食料の生命維持への貢献が顕著に表れているといえよう。

喫食率（盛付量に対する喫食量の割合）を高めるために、病院ではさまざまな工夫が施されているが、地場産農産物は、鮮度が高く、食味がよいため、喫食率向上への寄

与を期待できる食材として注目される。

一方、加工・業務用需要や農商工連携に対応して、近年、農協系統の販売事業のビジネスモデルに変化がみられ、とくに地産地消の多角化が目立っている。地域の業務用需要への対応として、学校や高齢者施設等と並んで、病院に地場産農産物を提供する農協が増えつつある。

そこで本稿では、病院給食における食材調達の現状を整理し、地場産農産物の使用状況を明らかにすることにしたい。構成は次の通りである。

まず、病院給食の食材調達に影響を与える規制や給食運営の特徴を整理する。次に、アンケート調査と聞き取り調査に基づき、使用する食材の商品特性や取引方法を中心に食材調達の特徴を明らかにし、最後に、地場産野菜使用の現状を示す。

本稿では、食材全般をベースに、栄養価

の面で重要性が比較的高い野菜を中心に分析している。そして、病院給食における食材調達や地場産農産物の使用等の全体的な状況<sup>(注1)</sup>については、農林水産省(1994)、および2010年度に全国のJA厚生連病院を対象に当研究所が実施した「病院給食に関するアンケート」<sup>(注2)</sup>の結果を使用した。業務多忙のなか、アンケートの実施にご協力いただいた、JA全厚連、各道県のJA厚生連、およびJA厚生連病院の方々<sup>(注3)</sup>に心より御礼申し上げる。

**(注1)** 農林水産省(1994)『平成6年外食産業原材料需要構造調査報告書』は、1993年度における外食企業の食材調達について調査したものであり、病院給食についての回答数は34事業所である。対象の食材は、野菜、果実、畜産物および水産物である。

**(注2)** 「病院給食に関するアンケート」は、2010年11月に、全国114のJA厚生連病院を対象に実施した。目的は、病院と地域農業や地元農協との関係、病院給食の食材調達を把握することである。地場産農産物の使用状況については主に09年度の状況を調査した。郵送にて配付・回収を行い、回収数は86病院、有効回答率は75.4%である。

## 1 病院給食に関する規制

病院給食に関する規制は、食材調達を規定する一因となっている。ここでは、病院の収入に関する基準と大量調理施設における衛生管理の指導について整理する。

### (1) 病院給食にかかる収入

病院給食にかかる病院側の収入は、厚生労働省告示「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」におい

て、1食につき640円に定められている<sup>(注3)</sup>。これに、糖尿病等の病状に対応した特別食を提供した場合は1食につき76円、一定の基準を満たす食堂で提供した場合には1食につき50円、それぞれ加算される。これが、食事提供への対価として病院の収入となり、材料費、メニュー作成、食材発注や調理、盛付、洗浄等にかかる人件費、施設の減価償却費や水道光熱費等の財源となる。給食にかかる収入の制約は、食材費予算や調理要員節約的な仕入形態など、食材の選択に影響を及ぼしている。

03年度における1食当たりの材料費は179円であり<sup>(注4)</sup>、これは1食当たり食事療養費640円の28.0%に相当する。

**(注3)** 管理栄養士ないし栄養士による実施など厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出て当該基準による食事療養を行う保険医療機関(入院時食事療養(I))の場合。

なお、現行の基準は06年に改定されたものであり、医療費削減政策の影響を受け、病院の収入をさらに厳しくするものであった。具体的には、入院時食事療養(I)の場合、1日につき1,920円から1食につき640円へと変更になり、また適時・適温の特別管理加算(1日につき200円)と選択メニューの加算(1日につき50円)が廃止され、さらに特別食加算は1日につき350円から、1食につき76円(1日3食で222円)に減額された。

**(注4)** 厚生労働省「平成15年度病院経営収支調査年報」

### (2) 生鮮食品の仕入に関する指導

厚生労働省は、大量調理施設に対する衛生管理のガイドラインとして「大量調理施設衛生管理マニュアル」を定めており、そのなかで、生鮮食品は調理当日に仕入れることとしている。

このマニュアルは同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する施設に適用される。厚生労働省（2010）によると、09年において、病床数300床以上の病院は全体の17.9%、200床以上は30.8%を占める。食材を供給する側にとってみれば、大規模病院への供給は、まとまった数量の農産物を供給できるメリットはあるものの、野菜や果実といった生鮮食料品は毎日供給する体制が必要であることを意味している。

## 2 病院給食の運営方法の特徴

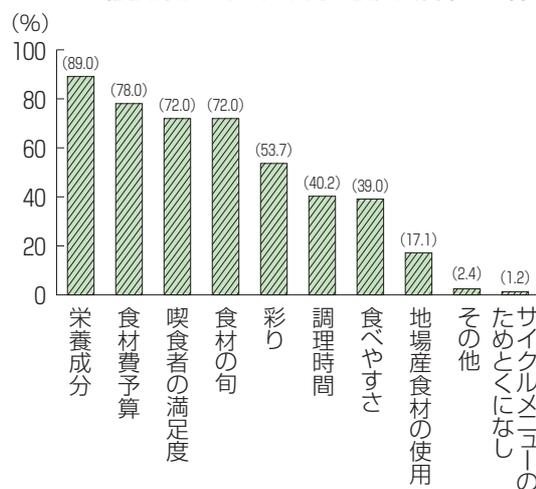
次に、食材調達に影響を与えている病院給食の運営面の特徴について、基本メニューの作成方法、食事の種類と調理時間、使用数量の規模と発注数量の変化に注目する。

### (1) 基本メニューの作成方法

基本となるメニューを作成する際、管理栄養士ないし栄養士はさまざまな要素を考慮している。すなわち、栄養成分の適切さはもちろん、喫食率を高めるために旬の食材の使用や彩りを考慮するなど喫食者の満足度を意識しつつ、限られた予算で食材を調達し、時間内に調理し完成させるといった要素である（第1図）。

JA厚生連病院への聞き取り調査によると、サイクルメニューを使用している病院が多い。サイクルメニューとは、日替わりの基本メニューを一定の周期で繰り返し使用するもので、周期は28日間から1年間と

第1図 メニュー作成の際、とくに意識している点  
(優先順位上位5位以内の複数回答(n=82))



資料 農中総研「病院給食に関するアンケート」

幅がある。サイクルメニューを基本に、味付けや残食状況をチェックしながら、微調整を行っている。全国の病院の平均在院日数は18.5日（厚生労働省（2010））であるため、サイクルメニューを使用しても1人の患者に同じメニューが提供されることは少ない。一方で、メニュー作成業務の効率化や調理の習熟化を促すメリットがある。

### (2) 食事の種類と調理時間

外食分類において、レストラン等の営業給食に対して、病院給食は集団給食に分類される。しかし、提供している食事の種類は大変多い。

おおまかには、一般食と特別食に分けられる。特別食とは、糖尿病食など病状に対応した食事である。他方、一般食とは、特別食以外の食事であり、複数の種類のメニューを用意する選択食を実施している病院もある。

一般食でも特別食でも、管理栄養士によ

る病床での入院患者へのヒアリングを通じて、アレルギーや褥瘡の有無、咀嚼、嚥下、手や腕の状態、薬効に応じた対応のほか、喫食率を高めるために嗜好に合わせた対応も行っている。また、術後や嚥下の状態により、例えば、主食は、盛付量や、米飯・粥食・重湯と炊き方を変えたり、野菜の形態も、細かく刻んだり、ペースト状で提供するなどである。1つ（選択食の場合は複数）のメニューを基本として、調理方法と盛付量の組合せによって給食の種類は多くなる。1回の給食数が300食程度のJA厚生連病院への聞き取り調査では、120～130種類になるとのことである。

学校給食の場合、昼食1食のみで、アレルギー対応を行っているものの、配膳は児童・生徒が自ら行う。これに対して、病院給食では、多様な食事に対応するため、調理は多様であるし、1食ごとにチェックしながら行うため盛付作業にも時間がかかる。それにもかかわらず、夕食の場合、調理開始から配膳までの時間は、3時間20分程度である（「病院給食に関するアンケート」）。しかも、上記のさまざまな対応のうち、加算の対象となるのは特別食（1食につき76円加算）のみである。

調理時間の制約は、後述するように、下処理に手間のかかる野菜は冷凍を仕入れるなど、食材の仕入形態に影響を与えている。

### **(3) 1施設当たりの食材の使用規模**

外食産業総合調査研究センター（2009）によると、09年度における外食市場のうち、

病院の市場規模は8,020億円であり、学校の5,008億円を上回っている。総量としては小さくないものの、1施設当たりの病床数は150床である。すべての患者に1日3食分を1回で供給するとしても、使用数量は小規模といえる。

### **(4) 食材発注の特性**

とくに急性期の患者を対象とする病院では、入退院が頻繁にあり、入院はもちろん、退院についても当日に決定する場合がある。このため、給食数はなかなか確定しない。「病院給食に関するアンケート」によると、夕食の調理開始時刻は14時31分、給食の注文締切時刻は15時48分、配膳時刻は17時55分であり、給食の注文締切時刻は、調理開始時刻の約1時間後、配膳時刻の約2時間前である。

JA厚生連病院への聞き取り調査によると、食材発注を担当する管理栄養士や栄養士は、季節、月初・月末、曜日、朝昼夕等による入退院の傾向を把握し、それに基づいて給食数を予測して食材を発注している。生鮮食品については、品目と見込数量を調理の1週間程度前に発注する。ただし、不足はもちろんのこと、前述したように予算制約が厳しいために大きな過剰も許されない。このため、調達先の選定に当たっては、供給の安定性ととも、数量の急な変更への対応が重視されている。

1施設当たりの使用数量の少なさと発注数量の変更は、調達先の選択に影響する。

### 3 病院給食における食材調達

以上の病院給食に関する規制や運営方法の特徴を踏まえ、病院給食の食材調達について、食材の商品特性と取引方法の面から整理する。

#### (1) 食材の商品特性

病院給食で使用する食材では、鮮度、安全性、価格が重視されている。これを反映して、野菜の仕入形態は約9割がホール状態の生鮮品であるが、冷凍野菜も1割弱使用されている。また、生鮮野菜の産地として、国産に限定している割合は1割強であり、可能な範囲での国産納入を要請している割合が5割強となっている。

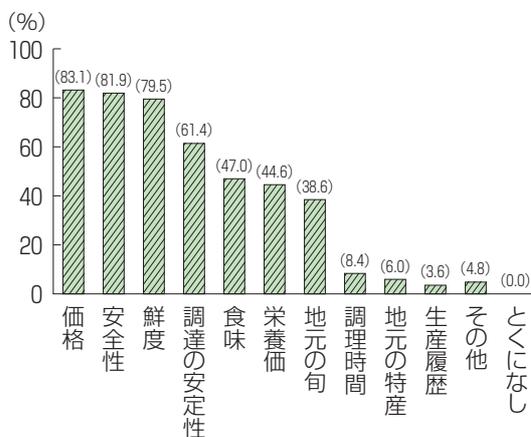
医療費削減政策の影響により、病院給食の収入は抑制されている。厳しい予算制約の下で病院側では食材価格や調理時間に対する意識が強く働き、一方で生鮮野菜は価

格変動が大きいため、食材選択において国産の生鮮野菜に限定することは難しい状況にあると考えられる。厳しい予算制約は、冷凍野菜や、とくに貯蔵性のある品目については低価格の輸入野菜を使用せざるを得ない状況をもたらしている面があることは否定できない。

#### a 食材に関するニーズ

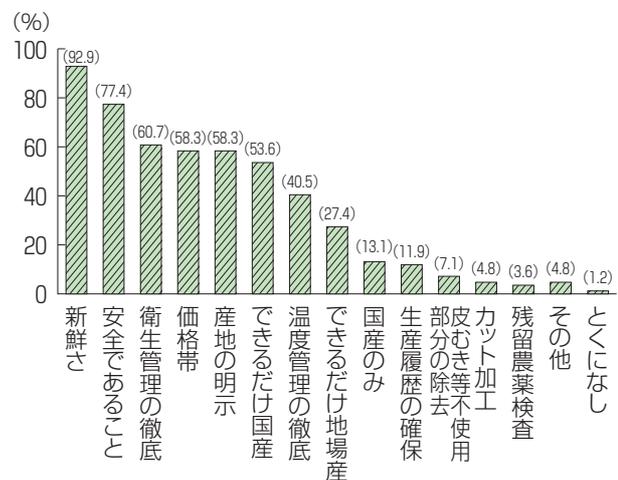
「病院給食に関するアンケート」によると、食材の種類を決める際に重視している点は、「安全性」が81.9%で第2位、「鮮度」は79.5%で第3位であり（第2図）、また、生鮮野菜に関して納入業者に要請している点は、「新鮮さ」は92.9%で第1位、「安全であること」が77.4%で第2位となっている（第3図）。新鮮な野菜は食味や歯ごたえがよいこと、また、生鮮野菜は腐敗しやすいため、鮮度を重視するのは安全性を確保する意味もあろう。08年の中央卸売市場における低温卸売場面積率は11.8%（農林水

第2図 食材の種類を決める際、重視している点  
(優先順位上位5位以内の複数回答(n=83))



資料 第1図に同じ

第3図 生鮮野菜に関して納入業者に要請している点  
(複数回答(n=84))



資料 第1図に同じ

産省（2009）と、コールドチェーンの普及速度が緩やかである現状において、鮮度を重視する病院給食は地場産野菜の強みを発揮できる販売チャネルであるといえる。

これを反映して、約7割の回答が生鮮野菜の産地として国産を求めている。具体的には、生鮮野菜の産地に関連して納入業者に要請している点を見ると、「できるだけ国産」の出現率は53.6%、「できるだけ地場産」の出現率は27.4%、さらに「国産のみ」の割合は13.1%、となっている。これらの3つの選択肢のうち、いずれか1つ以上を選択した割合は70.2%であった。

価格に関しては、食材の種類を決める際に重視する点において83.1%で第1位、生鮮野菜に関して業者に要請している点においても「価格帯」が58.3%で第4位となっている。

## b 野菜の仕入形態

農林水産省（1994）によると、病院給食における野菜の仕入形態について、仕入金額（加重平均）の90.1%を生鮮野菜が占めており、冷凍の割合は7.4%、カット済みの割合は1.1%である。<sup>(注5)</sup>

冷凍野菜を使用する背景として、1つめは前述したように短時間で調理しなければならないこと、2つめとして喫食率を高めるために、メニュー作成において彩りも大切な要素になっていることがあげられる。JA厚生連病院への聞き取り調査では、一次処理に手間のかかる野菜や彩りをよくするために季節に関係なく必要な野菜、例え

ば、サトイモ、サヤインゲンやキヌサヤエンドウ、ブロッコリーなどは、冷凍を使用するケースが多くみられた。

さらに3つめとして、急な入院など給食数量の変更に対応するために、冷凍野菜が重宝される事情もあるとみられる。

**(注5)** 病院給食でもカット野菜の使用が広まりつつあるとみられる。病院給食にカット野菜を供給している業務用食品卸売業者の状況については、清野（2001）に詳しい。

## (2) 取引方法の特性

取引方法の特性として、病院給食は、入退院の状況で給食数の変更がある一方で、必要な患者には1食も欠かさずに提供しなければならないため、数量の急な変更に対応しつつ必要な品目を確実に品揃えできることが重要になる。また、1施設当たりの使用量は少なく、大規模な病院に供給する場合には、衛生管理への対応のため、少量の生鮮食品を分散した病院に毎日配送する物流機能が必要になる。

この結果、野菜については、集積と分散機能の充実した卸売市場を介して、小売業者が品揃えし、その保管と物流の機能を使用して病院に納品するという形態が一般的になっているものと考えられる。

地場産野菜を供給するには、鮮度の有利性を生かしつつ、このような取引方法の特性に対応できる流通システムが必要になる。

### a 調達先に求められる流通機能

「病院給食に関するアンケート」において、食材の調達先を選定する際に重視する

点（優先順位の上位3項目）として、数量に関しては「供給の安定性が高い」は78.8%で第1位、「急な数量変更に対応できる」は55.0%で第3位となっている。

## b 野菜の取引チャンネル

病院給食の野菜の取引チャンネルにおいて最もウェイトが高い業態は小売業者である。農林水産省（1994）によると、病院給食における野菜の調達（金額ベース、加重平均）において、「スーパー・小売店」の割合が63.1%で最も高く、次いで「食材卸問屋」が21.5%、「卸売市場（卸売会社、仲卸を含む）」が15.3%であり、「産地等（生産者、農・漁協等）」は0.0%となっている。

農林水産省（1994）は、93年度についての調査であるものの、恐らく現在も小売業者が取引チャンネルの大宗を占める構造に大きな変化はないとみられる。複数のJA厚生連病院への聞き取り調査においても、野菜の調達先は、八百屋やスーパーマーケット等の小売業者が多く、小売も兼営する仲卸業者から調達している場合もある。小売業者は卸売市場から野菜を調達している場合が多いが、独自に地元農家と契約して地場産野菜を確保し病院等に納品している小売業者もある。

## 4 JA厚生連病院における地場産農産物の使用状況

価格面の制約や求められる流通機能を見ると、病院給食において地場産野菜を使用

するには克服すべき課題が多い。過去の農林水産省調査結果において、小売業者や食材卸問屋が生産者から直接、あるいは卸売市場経由で地場産野菜を仕入れて病院に供給している可能性はあるとみられる。しかし、病院が生産者や農協から調達している割合は極めて低いことをかんがみると、地場産野菜の使用はそれほど多くないとみられる。

一方、以下にみるように、09年度の状況<sup>(注6)</sup>についてJA厚生連病院を対象に調査したアンケートでは、地場産野菜を小売業者からだけでなく、地元の生産者や農協から調達した病院が過半を占めるという結果が出ている。本節では、とくに断らない限り「病院給食に関するアンケート」の結果を用いている。

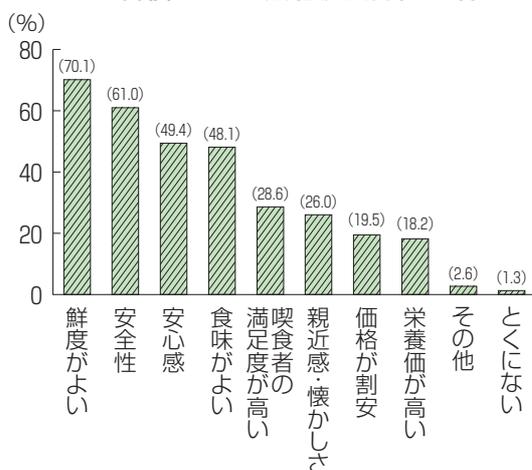
**(注6)** 農協の医療事業は、無医地区に低廉な医療を供給することを目的に、島根県の産業組合「青原村信用購買販売利用組合」が1919年に医療事業を兼営したのが始まりである。その後、全国の産業組合に広がった。現在、農協系統の医療事業は、主として県段階のJA厚生連によって運営されている。33都道県に35のJA厚生連があり、農村地域を中心に、全国で115病院、65診療所（2010年10月1日現在）を運営している。JA厚生連の主な出資者は単位農協である。

なお、戦後の我が国で、国立病院と大学病院以外で病院給食を最初に実施したのは、1947年のJA長野厚生連の佐久総合病院である（若月（1971））。

### (1) 地場産農産物の使用状況とその効果

09年度に地場産農産物を使用した割合は89.5%である。給食用食材として地場産農産物を評価している点（複数回答）をみると、「鮮度がよい」の出現率が70.1%で最も

第4図 給食用食材としての地場産農産物を評価している点(複数回答(n=77))



資料 第1図に同じ

高く、「安全性」「安心感」「食味がよい」が続いている（第4図）。食材の選択において重視されている鮮度と安全性への高い評価が地場産農産物の使用に結びついたものと考えられる。

また、地場産農産物を使用した給食への喫食者の評判や残食の状況について、「よい」と回答した割合は、全体で41.6%であり、前述した地場産農産物への評価として「食味がよい」と回答した場合には56.8%と高い。

地場産農産物の使用が、病院給食の喫食率の向上に寄与していることがうかがえる。

## (2) 地場産生鮮野菜の使用状況

09年度に地場産の生鮮野菜を使用した病院の割合は84.9%であり、このうち60.5%は通年で使用した。地場産野菜の仕入先（複数回答）は、「JA（生産部会、女性部、農産物直売所、Aコープ等）」の出現率が64.4%で最も高く、「小売業者」の49.3%が続き、「個

人の農業者」も12.3%となっている。「JA」の部門としては、Aコープ、営農販売関連部署や農産物直売所（以下「直売所」という）の回答が多い。

## (3) 農林水産省調査結果との相違の背景

前述した農林水産省（1994）の93年度に関する調査結果では、病院給食の野菜の調達先に占める「産地等（生産者、農・漁協等）」の割合は0.0%であった。しかし、JA厚生連病院を対象に09年度について調査した「病院給食に関するアンケート」では、8割以上の病院が地場産野菜を使用し、このうち6割強が農協経由で、1割強が生産者から調達している。

野菜の取引チャンネルに関する2つの調査結果の相違には、調査年次と調査対象の違いが反映されていると考えられる。

第1に、調査年次の違いについては、93年度に比べて、09年度は、直売所の著しい発展に表れているように、品目数の幅、数量、品質といった面において、直売所を主な販路とする生産者の野菜供給力は増していることがあげられる。

また、06年に策定された食育推進基本計画の目標の1つとして、学校給食の食材において地場産物の割合を引き上げることが盛り込まれた。これを一つの契機に、学校給食に地場産農産物を供給する生産者や農協は増えている。受発注や物流等の面で、生産者や農協が地場産野菜を地域の実需者に供給するシステムは、以前に比べて整い

つつあるとみられる。

第2に、調査対象について、JA厚生連病院は、全国の病院の分布に比べて農村地域に多く所在しているという地理的要因に加えて、農協や生産者である正組合員との関係性が強いことが影響していると考えられる。

JA厚生連病院と農協や農協組合員との関係性についてみると、女性部や青年部等の農協の組合員組織と懇談する機会を設けている割合は44.0%である。また、病院祭等の地域住民参加のイベントを実施している割合は69.4%であり、このうち39.0%のJA厚生連病院のイベントには地元農協がブースを開設し参加している。さらに、売店等病院の敷地内で、生産者や農協が農産物の直売を行っている割合は21.4%を占めている。

09年度に地場産野菜を使用したJA厚生連病院の割合は、全体では84.9%であるが、農協の組合員組織と懇談する機会がある場合には89.2%、病院祭等のイベントに地元農協がブースを開設している場合には91.7%と比較的高くなっている。

## 5 病院給食への地場産野菜供給の事例

上述したように、病院給食に地場産野菜を供給するには、その強みである新鮮さや安全性を確保しつつ、病院のニーズに応じて品揃えし、発注数量の変更に对应しながら、毎日供給するための流通システムが必

要になる。以下では、このような観点に着目して、給食事業を直営で運営している病院を念頭に、生鮮ホール野菜の供給を中心に、聞き取り調査により具体的にみていく。

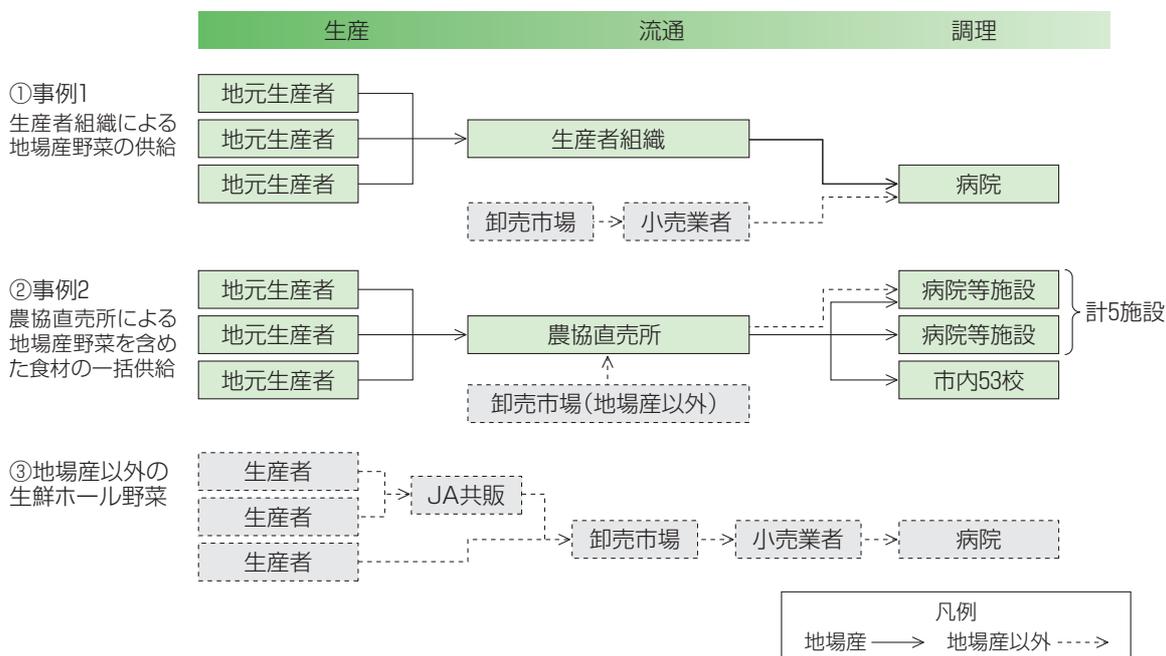
前述したように「病院給食に関するアンケート」では、農協から地場産野菜を調達している病院が約6割を占めている。農協の部門としては、Aコープ、営農関連部署や直売所の回答が多い。これらのなかで、今回は直売所を核として地場産野菜を供給している事例を紹介する。直売所に注目するのは、店舗において一定の品目数がそろっていることに加え、ニーズに応じて、生産面で比較的柔軟に対応していると考えたためである。

各事例の流通フローを第5図に示した。

### (1) 事例1：生産者組織による地場産野菜の供給

まず、福島県の会津みどり農協の生産者組織である、ふれあい市運営委員会（以下「生産者組織」という）によるJA福島厚生連高田厚生病院（本事例では「病院」という）への供給の事例をみる（第5図①）。本事例の特徴は、①鮮度への配慮と安全への対策、病院が求める規格への対応、②事前に病院側と生産者組織が協議し、両者のニーズを生産者の作付けと病院の発注に反映させていること、③直売所運営のために組織された生産者組織が共同で受注と配送を行っていること、である。

## 第5図 病院給食への生鮮ホール野菜供給の流通フロー



資料 聞き取り調査により筆者作成

### a 取引の概要

生産者組織は、01年に直売所「ふれあい市」の設立と運営のために組織された。10年の会員数は57人で、全員が女性である。農家としては、稲作を中心に野菜や果樹との複合経営が多く、出荷先は農協である。直売所向けの野菜は、少量多品目で生産している。また、病院は地域に根ざしており、病床数は214床である。

生産者組織から病院への地場産野菜の供給は06年度に始まった。JA福島厚生連とJA福島青年連盟・JA福島女性部協議会との定期懇談会での提案、つまり病院と農協系統との関係性を契機としている。

09年度の生産者組織の売上高は2,700万円で、うち病院への売上は約5%を占めている。期間は限られるものの生産者組織が10年に病院に供給した品目数は32品目であ

る。とくに食味を重視してナスと収穫後の鮮度劣化が激しいスイートコーンについては、当日朝に収穫したものを納品している。

また、安全対策として、生産者組織は農薬と肥料の使用について生産履歴の記帳を会員に義務づけ、農協の営農販売課は会員が提出した書類を確認している。

生産者にとって病院給食への出荷のメリットは、直売所出荷に比べて、小袋詰め作業を省力化でき、一定数量を売れ残りなく販売できることである。一方、病院では新鮮な野菜を調達できることをメリットとして認識している。

### b 事前協議で品目数充実

病院に供給する品目数を32品目まで拡充できた一因は、病院と生産者との合同会議で相互のニーズを把握し調整してきたこと

にある。

合同会議は年2回程度開催しており、病院は管理栄養士と調理師、供給側は生産者組織の代表者と農協職員が出席する。

前年度に病院で使用した野菜の時期、品目、数量の実績に基づき、生産者の栽培予定を加味して出荷可能な時期や品目・品種を協議している。契約ではないものの、相対で協議することにより、生産者は病院のニーズをより正確に把握し安心して作付けでき、他方、病院としても機会を逃さず発注できる。

合同会議では、野菜の規格についても話し合う。直売を主な販売チャネルとするため、それまで規格をそろえて出荷することは意識されていなかった。そこで、病院の要望に基づいて品目ごとの規格表を作成し、出荷者が必ず目にする発注リストと一緒に直売所に掲示して周知を図っている。

### c 数量調整

生育等の状況により生産者組織の会員が出荷できない場合には、3日前までに病院に連絡し、病院が地元の小売業者に再発注して仕入れている。間接的にはあるものの、地元の小売業者が補完しているといえる。

### d 共同受注と共同輸送でコスト削減

受注と配送を共同で行うために、生産者組織のなかに担当者を2名配置している。

受注は、担当者が病院に納品した際に次回発注書を回収している。出荷日、品目、

数量を直売所に掲示し、出荷希望者が名前を記載する仕組みである。先着順であるが、1人の出荷者が独占しないように、他の出荷者にも気を配っている。

受注者は、直売所で販売するものとは分けて直売所に出荷し、担当者が集荷して病院に納品する。直売所は、冬期は週4日、それ以外の季節は週1日休業日がある。しかし、生産者による出荷も、家族の協力を得て配送も、毎日対応している。

共同受注と共同輸送によって、個々の生産者が対応する場合よりもコストは抑えられていると考えられる。

## (2) 事例2：農協直売所による地場産

### 野菜を含めた食材の一括供給

次に、群馬県の高崎市農協の直売所による市内の病院への地場産農産物の供給の事例を示す(第5図②)。本事例の特徴は、①鮮度と安全対策を含めた品質の確保、②農協が使用頻度の多い品目の生産を奨励していること、③農協の直売所が、地場産だけでなく、他の食材も一括して供給していることである。

### a 取引の概要

当農協は、直売所を4店舗運営している。すべての直売所は、店舗で販売する他に、市内の複数の病院(いずれもJA厚生連病院でない病院)およびその系列の高齢者福祉施設の他、小中学校給食(53校)、大学生協の学生食堂への供給も行っている。

以下では、直売所4店舗のうち筑縄店の

取組みに注目する。筑縄店の08年度の売上高は4億円で、このうち病院や学校への売上は1億円弱を占めている。

当店から病院給食への食材供給は02年に始まった。1つの病院との取引は、既存の納入業者である地元小売業者が取引を中止したことに伴い、病院の栄養士から当店に打診があったことを契機としている。

筑縄店への出荷登録者380人のうち、病院給食に出荷している生産者は10人程度である。品質が高く、数量を確保でき、栽培履歴を記帳している生産者を直売所が選抜し依頼している。生産者にとって病院出荷は売れ残りリスクがないことがメリットである。

#### **b 地域生産振興と卸売市場活用で品揃え**

病院給食や学校給食に安定的に供給するために、当店は、使用頻度の高い品目については、選抜した生産者に作付け前の段階で口頭で依頼している。

また、農協としても、使用頻度が高いタマネギ、ニンジン、バレイショ等の種子を出荷者に無償で提供している。これらの品目は季節にかかわらず病院や学校での使用頻度が高いため、地域の出荷量が少ない時期の生産を振興するねらいがある。

受注後の品揃えとしては、直売所は、1週間前に病院から受注し、数量が多い品目については、この時点で農家に発注し、直売所出荷用とは別に、当日納品を受ける。数量が少ない品目については、当日直売所に出荷されたもののなかからピックアップ

する。いずれも直売所が買い取る方式である。

また、一部の病院からは、野菜のほか、果実、鶏卵、食肉、肉類加工品、調味料等の注文も受け、一括して供給している。地場産を調達できない場合は地元の仲卸業者に事前に発注して、取りそろえている。

病院からの注文数量は入退院の関係で、納品当日も変更が発生する。直売所出荷品については買取数量を調整し、仲卸業者への追加注文は直売所から引き取りに行つて集荷している。直売所と卸売市場流通の機能を活用することにより、数量変更への対応が可能となっている。

#### **c 学校給食向けと混載して配送**

取りそろえた直売所への出荷物と卸売市場からの納入品は、調理当日朝に直売所で職員が施設ごとに仕分けを行う。そして、病院や学校等の販売先への出荷物を混載して、直売所の配送車で配送している。

### **(3) 事例にみる病院給食への地場産野菜の供給システム**

複数のJA厚生連病院への聞き取り調査によると、病院給食への一般的な生鮮のホール野菜の供給システムは、卸売市場に集積されたもののなかから、小売業者が、品目と数量の注文に、価格帯、品質、規格に関するニーズを加味して取りそろえ、病院に納品するという流れである(第5図③)。卸売市場の集積と分散の機能、小売業者の取りそろえ機能、保管機能、物流機能を活

用することで、多品目の野菜を地元の旬の時期にかかわらず品揃えでき、数量の急な変更にも対応できるシステムとなっている。

一方、前節で述べた事例は、卸売市場の集積と分散の機能や小売業者の保管機能による補完は不可欠であるものの、地場産野菜の流通システムとして、①鮮度、安全性や規格への対応が必要であること、②品揃えを充実させるための仕組みが重要であること、③1つの供給システムとして、直売所を核とすることが有効であること、を示している。

①鮮度、安全性や規格への対応として、鮮度への配慮については、事例1でも、事例2でも、当日出荷されたものを納品している。とくに事例1では、鮮度劣化の激しいスイートコーンは朝採りを供給している。

また、安全対策としては、事例1では生産履歴の記帳を義務づけ、農協が確認を行っており、事例2では生産履歴を記帳している生産者に出荷を限定している。

規格についても、事例1では自ら規格表を作成し、直売所に掲示して周知を図っている。

②品揃えを充実させるための仕組みについては、事例1では病院と生産者組織による合同会議で情報交換を行っている。事例2では、使用頻度の高い品目を把握して、農協が種子を無償提供したり、直売所が事前に依頼している。

③直売所が核となることについては、事例1では、直売所を運営する生産者組織、

事例2では直売所が、店舗での集積機能を基盤に、物流機能を備えることによって、病院への供給を実現している。

直売所を核とすることの有利性の1つは、少量多品目の生産者が中心であるため、品揃えの面で比較的充実し、ニーズに応じた対応が可能であることがあげられよう。

ただし、個々の病院の使用量は少ないため、機能を拡充するための費用に見合う収益を確保することが難しい場合もあろう。固定費を回収するために、病院だけでなく、給食事業や加工業者など地域の食品企業の需要を取り込み、直売所の多角化の一環として取り組む視点も必要になると思われる。

## おわりに

以上のように、実際の病院給食の食材調達にはさまざまなボトルネックがある。大きなボトルネックの1つめは、食材費予算の厳しい制約である。病院では、コストと時間の厳格な管理の下で、病状ごとの対応など高度な給食業務を行っている。病院給食は、治療に影響し、また入院患者の少ない楽しみでもある。病院給食の質を維持するために、食材費やそれを捻出するための入院時食事療養の費用の水準は再評価されてもよいように思われる。

2つめは、地場産野菜の流通システムである。病院給食の食材の選択においては、鮮度や安全性といった要素も重視されてい

る。しかし、新鮮で安全な食材として、地場産野菜を提供するには、流通システムの変革が必要となる。事例として紹介した、生産者組織や生産者団体といった産地の組織が担う地域の流通システムは、変革の一つの方向性を示している。

<参考文献>

- ・ 外食産業総合調査研究センター（2009）『外食産業統計資料集2009年度版』
- ・ 清野誠喜（2001）「業務用食品卸売業者におけるカット野菜の取扱い」高橋正郎編著『野菜のフードシステム』農林統計協会，74～94頁

- ・ 厚生労働省（2010）「平成21年医療施設（静態・動態）調査・病院報告」
- ・ 鈴木久乃・太田和枝・定司哲夫（2009）『給食マネジメント論（第6版）』第一出版
- ・ 武田英二・中屋豊・高橋保子（2003）『実践臨床栄養学メモ（第2版）』文光堂
- ・ 農林水産省（1994）『平成6年外食産業原材料需要構造調査報告』
- ・ 農林水産省（2009）「農協の新事業像の構築に関する研究会資料 第3回研究会でご質問いただいた事項等について（農林水産省資料）」  
[http://www.maff.go.jp/j/study/nokyo\\_kotiku/04/pdf/data1.pdf](http://www.maff.go.jp/j/study/nokyo_kotiku/04/pdf/data1.pdf)
- ・ 若月俊一（1971）『村で病氣とたたかう』岩波新書

（おだか めぐみ）

発刊のお知らせ

農林漁業金融統計2010

A4判, 160頁  
頒価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか、農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

<頒布取扱方法>

編集…株式会社農林中金総合研究所  
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 TEL 03(3233)7744  
FAX 03(3233)7794

発行…農林中央金庫  
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

頒布取扱…株式会社えいらく営業第一部  
〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8 TEL 03(5295)7580  
FAX 03(5295)1916

<発行> 2011年2月

# 統計資料

## 目次

1. 農林中央金庫 資金概況（海外勘定を除く）	(69)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高（海外勘定を除く）	(69)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高（海外勘定を除く）	(69)
4. 農林中央金庫 主要勘定（海外勘定を除く）	(70)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(70)
6. 農業協同組合 主要勘定	(70)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(72)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(72)
9. 金融機関別預貯金残高	(73)
10. 金融機関別貸出金残高	(74)

〈特別掲載（2010年9月末数値）〉

11. 信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残	(75)
12. 農業協同組合都道府県別主要勘定残高	(76)
13. 信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高	(77)
14. 漁業協同組合都道府県別主要勘定残高	(78)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部  
TEL 03 (3233) 7746  
FAX 03 (3233) 7794

### 利用上の注意（本誌全般にわたる統計数値）

- 1 数字は単位未満四捨五入しているため合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。  
「0」 単位未満の数字 「-」 皆無または該当数字なし  
「…」 数字未詳 「△」 負数または減少  
「\*」 訂正数字

# 1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現金 預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通 合計
2005. 11	41,747,543	4,721,201	20,305,783	888,107	42,822,112	12,976,821	10,087,487	66,774,527
2006. 11	40,192,128	4,595,519	23,069,635	804,939	45,522,793	11,159,798	10,369,752	67,857,282
2007. 11	40,061,467	4,712,345	17,108,813	1,212,817	38,981,613	11,673,339	10,014,856	61,882,625
2008. 11	36,042,672	5,090,090	15,669,915	1,827,609	35,167,198	9,303,955	10,503,915	56,802,677
2009. 11	38,565,312	5,503,856	21,904,191	1,329,660	43,097,192	12,051,042	9,495,465	65,973,359
2010. 6	39,057,853	5,598,980	23,934,260	915,435	46,318,082	12,413,549	8,944,027	68,591,093
7	39,288,746	5,600,945	24,403,686	1,242,430	46,091,540	13,040,874	8,918,533	69,293,377
8	39,331,362	5,590,377	24,351,961	1,102,348	46,834,763	12,312,959	9,023,630	69,273,700
9	39,237,598	5,576,231	25,131,728	817,123	46,042,647	12,142,184	10,943,603	69,945,557
10	39,342,206	5,536,233	22,127,427	674,689	45,347,639	12,635,598	8,347,940	67,005,866
11	40,034,625	5,499,987	23,304,300	1,123,222	45,266,855	13,518,066	8,930,769	68,838,912

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

# 2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2010年11月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	32,663,236	-	407,910	1,970	121,802	-	33,194,918
水産団体	1,147,052	-	65,132	1	2,349	-	1,214,534
森林団体	4,103	9	3,195	6	86	-	7,400
その他会員	881	-	3,234	0	-	-	4,115
会員計	33,815,272	9	479,471	1,978	124,237	-	34,420,967
会員以外の者計	311,063	89,088	247,174	101,137	4,850,761	14,435	5,613,659
<b>合計</b>	<b>34,126,335</b>	<b>89,097</b>	<b>726,645</b>	<b>103,115</b>	<b>4,974,998</b>	<b>14,435</b>	<b>40,034,626</b>

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。  
3 海外支店分預金計 140,566百万円。

# 3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2010年11月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計	
系統団体等	農業団体	57,295	4,528	123,261	-	185,084
	開拓団体	137	18	-	-	155
	水産団体	10,906	3,116	9,481	-	23,504
	森林団体	2,400	7,149	1,996	88	11,634
	その他会員	619	182	140	-	941
	会員小計	71,358	14,994	134,879	88	221,319
	その他系統団体等小計	102,143	21,758	32,614	-	156,515
計	173,501	36,752	167,493	88	377,834	
関連産業	1,977,955	35,405	1,148,865	5,808	3,168,034	
その他	9,819,104	4,462	148,634	-	9,972,199	
<b>合計</b>	<b>11,970,560</b>	<b>76,619</b>	<b>1,464,992</b>	<b>5,896</b>	<b>13,518,067</b>	

(貸 方)

## 4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
2010. 6	5,093,145	33,964,708	39,057,853	-	5,598,980
7	5,200,479	34,088,267	39,288,746	-	5,600,945
8	5,312,968	34,018,394	39,331,362	3,000	5,590,377
9	5,316,363	33,921,235	39,237,598	2,500	5,576,231
10	5,216,442	34,125,764	39,342,206	-	5,536,233
11	5,899,638	34,134,987	40,034,625	-	5,499,987
2009. 11	5,759,047	32,806,265	38,565,312	-	5,503,856

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商 品 有 価 証 券	買 入 手 形	手 形 貸 付
			計	う ち 国 債			
2010. 6	88,071	827,363	46,318,082	18,282,757	2,125	-	76,569
7	60,279	1,182,150	46,091,540	17,834,475	6,191	-	82,525
8	101,683	1,000,664	46,834,763	17,202,779	7,768	-	82,397
9	99,316	717,807	46,042,647	17,294,930	7,807	-	76,772
10	52,663	622,025	45,347,639	16,954,200	6,967	-	78,435
11	98,866	1,024,356	45,266,855	15,841,807	11,787	-	76,619
2009. 11	103,034	1,226,625	43,097,192	14,786,452	1,040	-	94,732

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。  
3 預金のうち定期性は定期預金。

## 5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 金		譲 渡 性 貯 金	借 入 金	出 資 金
	計	う ち 定 期 性			
2010. 6	52,846,306	50,953,440	718,340	764,927	1,660,670
7	52,843,971	51,119,420	861,280	764,928	1,677,703
8	53,073,215	51,236,811	810,745	764,924	1,685,337
9	52,492,593	51,118,458	753,142	764,923	1,686,369
10	52,812,382	51,303,081	913,878	764,924	1,688,834
11	52,751,352	51,281,118	915,699	764,923	1,691,959
2009. 11	51,271,710	49,610,623	691,682	613,991	1,536,997

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

## 6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 金			方 借 入 金	
	当 座 性	定 期 性	計	計	う ち 信 用 借 入 金
2010. 5	25,567,311	59,275,836	84,843,147	548,739	371,229
6	25,912,834	60,073,481	85,986,315	525,078	346,693
7	25,449,314	60,394,440	85,843,754	531,306	352,887
8	25,624,335	60,327,033	85,951,368	517,661	339,902
9	25,437,161	59,957,081	85,394,242	524,167	346,162
10	26,018,452	59,700,122	85,718,574	527,735	348,383
2009. 10	25,612,368	58,961,758	84,574,126	545,032	373,248

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。  
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

# 庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コールマネー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
765,300	6,358,902	3,425,909	13,384,149	68,591,093
820,702	6,137,303	3,425,909	14,019,772	69,293,377
686,842	6,230,810	3,425,909	14,005,400	69,273,700
579,867	5,457,886	3,425,909	15,665,566	69,945,557
628,640	5,681,342	3,425,909	12,391,536	67,005,866
539,542	5,297,721	3,425,909	14,041,128	68,838,912
856,700	4,658,322	3,425,909	12,963,260	65,973,359

貸 出 金				コ ー ル ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
10,822,230	1,508,792	5,956	12,413,549	1,020,128	7,921,775	68,591,093
11,450,510	1,501,606	6,231	13,040,874	1,020,924	7,891,419	69,293,377
10,781,898	1,443,626	5,037	12,312,959	1,002,335	8,013,528	69,273,700
10,644,216	1,416,120	5,075	12,142,184	1,069,831	9,865,965	69,945,557
11,110,009	1,440,521	6,631	12,635,598	1,160,361	7,180,613	67,005,866
11,970,559	1,464,991	5,896	13,518,066	1,262,105	7,656,877	68,838,912
10,264,030	1,685,364	6,914	12,051,042	1,545,875	7,948,551	65,973,359

# 合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方						
	預 け 金		コールローン	金銭の信託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	うち系統				計	うち金融機関貸付金
61,789	31,086,527	30,986,274	12,000	397,089	16,480,567	6,929,170	1,498,824
63,401	31,062,848	30,963,814	2,000	396,174	16,550,194	6,934,112	1,488,386
61,293	31,284,443	31,182,886	2,000	402,053	16,556,034	6,934,599	1,488,900
59,213	30,714,506	30,616,006	4,000	403,902	16,477,597	6,933,061	1,510,123
56,645	31,190,557	31,097,694	32,000	406,023	16,499,200	7,034,303	1,499,814
62,975	30,783,163	30,686,889	2,000	411,564	16,985,596	6,975,532	1,512,949
61,072	28,512,284	28,409,250	-	392,399	16,960,679	7,207,815	1,530,466

# 合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方							報 告 組 合 数
	預 け 金		有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託		貸 出 金			
	計	うち系統	計	うち国債	計	うち公庫(農)貸付金		
388,730	56,967,217	56,748,776	4,854,359	1,548,076	24,128,873	256,044	722	
390,619	58,145,376	57,930,539	4,790,861	1,505,437	24,114,110	256,149	722	
385,525	58,079,310	57,863,915	4,784,333	1,505,159	24,135,452	255,763	722	
387,923	58,211,068	57,998,256	4,766,166	1,508,827	24,091,321	255,182	722	
382,054	57,749,052	57,522,567	4,756,984	1,510,103	23,983,892	253,416	720	
369,731	58,116,591	57,892,334	4,732,251	1,514,422	23,958,815	252,830	720	
372,881	56,834,627	56,607,389	4,944,754	1,619,044	23,852,066	269,778	736	

## 7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方					
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 価 券	貸 出 金	
	計	うち定期性				計	うち系統			
2010. 8	2,021,114	1,394,698	3,416	56,554	14,306	1,275,391	1,251,610	154,771	599,120	
9	2,014,080	1,388,809	3,415	56,571	13,854	1,271,031	1,248,190	156,403	595,747	
10	2,058,574	1,418,212	3,414	56,573	13,615	1,309,458	1,285,715	151,832	601,579	
11	2,047,049	1,409,304	3,313	56,573	14,525	1,305,395	1,281,228	154,248	594,125	
2009. 11	2,025,104	1,376,854	3,437	56,442	14,556	1,274,898	1,250,896	161,087	593,473	

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

## 8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方							報 告 組 合 数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 価 券	貸 出 金			
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計	うち公庫 (農)資金		
2010. 6	883,170	502,538	155,380	119,700	118,669	8,275	829,631	817,550	4,776	224,150	8,556	162	
7	880,595	512,056	155,998	120,679	118,622	7,363	827,156	813,014	4,175	224,653	8,529	161	
8	875,899	509,025	156,598	120,638	118,046	8,276	825,776	813,821	4,175	220,935	8,566	161	
9	882,507	549,665	155,606	120,146	118,644	7,733	835,857	819,233	4,175	220,516	8,540	161	
2009. 9	894,127	507,029	158,550	118,805	118,274	8,371	843,282	831,966	4,800	226,684	8,928	163	

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

2 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。(2009年4月より共済借入金を含まない)

3 貸出金計は信用貸出金・共済貸付金。(2009年4月より共済貸付金を含まない)

## 9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残           高	2007. 3	801,890	496,044	2,487,565	1,936,818	546,219	1,113,773	160,673	
	2008. 3	820,756	509,860	2,525,751	1,956,991	555,619	1,137,275	163,300	
	2009. 3	833,096	508,917	2,575,584	2,002,165	560,995	1,154,531	163,634	
	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>								
	2009. 11	844,375	512,717	2,545,976	2,023,462	568,507	1,173,422	166,063	
	12	853,057	520,050	2,534,595	2,043,112	577,352	1,185,688	168,005	
	2010. 1	847,735	515,434	2,541,101	2,028,975	572,000	1,177,279	167,212	
	2	850,048	517,091	2,550,103	2,043,890	574,687	1,183,145	168,014	
	3	844,772	511,870	2,633,256	2,072,150	567,701	1,173,807	167,336	
	4	848,037	516,230	2,615,920	2,073,746	569,910	1,188,482	168,807	
	5	848,431	518,217	2,639,017	2,077,071	568,402	1,185,709	168,756	
6	859,863	528,463	2,627,392	2,089,368	573,245	1,196,877	170,676		
7	858,437	528,440	2,583,335	2,073,691	569,539	1,192,613	170,448		
8	859,513	530,732	2,591,522	2,072,321	567,893	1,196,705	170,940		
9	853,943	524,926	2,619,065	2,071,464	570,627	1,195,743	171,601		
10	857,185	528,124	2,579,077	2,068,207	569,353	1,197,645	171,420		
11 P	856,773	527,514	2,601,743	2,073,550	568,471	1,194,795	P 171,260		
<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>									
前  年	2007. 3	1.7	1.9	△0.8	2.5	0.9	2.0	0.8	
	2008. 3	2.4	2.8	1.5	1.0	1.7	2.1	1.6	
	2009. 3	1.5	△0.2	2.0	2.3	1.0	1.5	0.2	
<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>									
同  月           比           増           減           率	2009. 11	1.5	0.2	1.2	3.1	2.5	2.0	1.4	
	12	1.7	0.7	1.8	2.8	2.7	1.8	1.6	
	2010. 1	1.7	0.5	1.8	3.1	2.7	2.0	1.8	
	2	1.5	0.3	1.6	2.9	2.6	1.8	2.1	
	3	1.4	0.6	2.2	3.5	1.2	1.7	2.3	
	4	1.3	0.9	2.3	3.0	1.0	1.8	2.4	
	5	1.3	1.5	3.7	2.9	0.7	1.8	2.5	
	6	1.4	1.5	2.2	2.6	0.7	1.8	2.9	
	7	1.6	1.7	1.8	3.1	0.7	2.0	3.1	
	8	1.4	2.0	2.7	2.8	0.1	1.8	3.0	
	9	1.5	2.5	3.3	2.7	0.3	1.9	3.1	
10	1.4	2.7	3.3	2.6	0.1	1.9	3.1		
11 P	P 1.5	2.9	2.2	2.5	△0.0	1.8	P 3.1		

- (注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。  
 2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。  
 3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）  
 4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

## 10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残           高	2007. 3	212,166	51,529	1,808,753	1,442,604	416,504	634,955	93,670	
	2008. 3	215,985	52,468	1,804,791	1,480,672	426,428	635,433	93,828	
	2009. 3	223,750	56,420	1,897,811	1,544,616	432,999	648,785	94,073	
	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>								
	2009. 11	226,095	56,773	1,811,129	1,523,166	430,611	640,200	93,733	
	12	225,258	56,714	1,819,008	1,537,588	436,304	646,571	94,401	
	2010. 1	225,004	57,004	1,806,900	1,533,707	434,297	641,725	94,100	
	2	225,035	56,437	1,803,743	1,532,833	434,000	640,894	94,186	
	3	226,773	55,916	1,797,912	1,544,708	433,144	641,575	94,025	
	4	225,826	54,998	1,777,889	1,531,534	428,340	635,021	93,768	
	5	227,369	55,306	1,766,880	1,530,272	427,572	634,292	93,495	
6	227,205	54,304	1,774,424	1,529,096	427,186	634,261	93,405		
7	227,403	54,457	1,762,812	1,539,053	428,740	636,198	93,669		
8	226,967	54,457	1,758,107	1,534,496	426,945	633,071	93,506		
9	225,874	54,230	1,763,793	1,546,611	432,112	637,070	94,022		
10	225,648	55,345	1,738,731	1,544,012	429,813	635,390	93,783		
11 P	225,611	54,626	1,725,712	1,540,993	428,648	632,816	P 93,621		
<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>									
前  年	2007. 3	2.3	3.0	△3.0	3.0	1.6	1.3	0.6	
	2008. 3	1.8	1.8	△0.2	2.6	2.4	0.1	0.2	
	2009. 3	3.6	7.5	5.2	4.3	1.5	2.1	0.3	
<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>									
同  月           比           増           減           率	2009. 11	2.8	3.1	△2.6	0.9	0.7	0.2	0.1	
	12	2.7	1.1	△4.5	0.0	0.6	△0.4	△0.1	
	2010. 1	2.6	0.3	△4.2	0.1	0.6	△0.7	△0.4	
	2	2.5	△0.5	△4.8	△0.0	0.6	△0.9	0.1	
	3	1.4	△0.9	△5.3	0.0	0.0	△1.1	△0.1	
	4	1.2	△1.1	△5.7	0.1	△0.4	△1.3	0.2	
	5	0.6	△0.6	△5.9	△0.0	△0.8	△1.6	△0.1	
	6	0.5	△1.4	△4.6	0.3	△0.6	△1.3	0.1	
	7	0.3	△1.2	△4.6	0.9	△0.4	△1.0	0.2	
	8	0.1	△1.4	△3.7	0.8	△0.7	△1.3	0.1	
	9	△0.2	△1.7	△3.1	1.0	△0.5	△1.2	0.2	
10	△0.2	△3.5	△4.1	1.0	△0.5	△1.2	0.0		
11 P	△0.2	△3.8	△4.7	1.2	△0.5	△1.2	P △0.1		

(注) 1 表9(注)に同じ。

2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。

3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

# 11. 信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2010年9月末現在

(単位 百万円)

都道府県別	貯金	出資金	預け金	うち 系統預け金	有価証券	貸出金
北海道	2,288,165	84,434	1,216,568	1,207,453	648,886	531,499
北岩茨	575,351	19,464	339,197	339,071	129,165	145,567
手城馬	1,119,840	23,804	569,372	566,944	356,747	197,886
群馬玉	1,035,244	17,889	873,036	872,851	67,367	83,138
埼玉	2,561,521	111,612	1,516,542	1,514,735	834,037	270,106
千葉県	1,440,817	67,942	1,409,539	1,409,235	-	60,555
奈京川	2,082,457	48,921	1,238,229	1,231,199	713,745	172,864
山梨	3,439,160	72,537	2,031,940	2,031,524	1,214,183	388,241
長野	428,607	14,187	250,614	250,131	81,809	71,938
	2,231,036	36,261	1,078,458	1,078,257	843,291	353,158
新潟	1,347,554	35,178	696,769	696,729	500,457	201,057
石川	741,746	17,468	414,038	411,996	220,934	127,091
福井	574,223	16,817	337,350	334,500	186,924	58,069
岐阜	2,011,220	64,940	1,236,305	1,236,050	606,575	219,678
静岡	2,996,106	111,303	1,612,214	1,606,776	1,091,775	396,223
愛知県	5,273,918	97,339	2,865,695	2,865,676	1,728,244	575,606
三重	1,498,357	39,125	842,590	840,946	466,126	198,787
滋賀	849,855	23,431	633,952	585,755	218,147	98,708
京都	852,237	26,842	477,978	474,656	247,073	82,110
大阪	3,189,648	88,462	1,960,636	1,957,624	1,073,032	618,327
兵庫県	3,672,303	104,431	1,906,117	1,905,730	1,194,741	821,978
山歌	1,121,923	44,763	702,744	702,721	275,823	141,572
鳥取	296,685	7,936	192,928	191,700	83,576	25,660
島根	549,903	15,459	379,017	378,933	147,831	42,838
広島	1,727,848	80,200	1,058,977	1,058,615	654,558	74,648
山口	878,160	35,542	527,231	526,190	258,053	106,908
徳島	649,103	32,142	415,690	414,963	220,749	24,125
香川	1,436,894	19,772	654,915	654,712	737,283	60,461
愛媛	1,127,045	43,011	677,711	676,570	391,616	97,060
高知	671,922	17,620	360,617	360,597	208,016	90,348
福岡	1,413,058	25,094	804,266	804,126	486,128	164,042
佐賀	606,611	28,133	327,995	327,775	161,829	128,830
大分	413,092	14,100	238,637	238,550	128,639	58,856
宮崎	525,833	15,867	290,889	290,820	137,051	108,793
鹿児島	865,151	29,626	575,750	571,896	163,187	136,334
<b>合計</b>	<b>52,492,593</b>	<b>1,531,652</b>	<b>30,714,506</b>	<b>30,616,006</b>	<b>16,477,597</b>	<b>6,933,061</b>
一連合会 当たり平均	1,499,788	43,761	877,557	874,743	470,788	198,087

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外  
(奈良、沖縄は県農協、それ以外は農林中金へ統合)。

## 12. 農業協同組合都道府県別主要勘定残高

2010年9月末現在

(単位 百万円)

都道府県別	貯金	借入金	預け金	うち 系統預け金	有価証券 金銭の信託	貸出金	報告 組合数
(北海道)	(3,020,403)	(161,316)	(2,107,091)	(2,095,495)	(21,254)	(973,278)	(111)
青森	479,482	5,314	257,847	256,754	6,076	162,118	10
岩手	891,304	8,664	528,503	521,144	49,892	289,430	9
宮城	949,388	7,507	461,938	459,204	77,707	383,726	14
秋田	703,204	10,398	382,115	379,914	17,224	242,070	16
山形	908,666	11,313	481,889	476,992	43,888	339,939	17
福島	1,271,395	6,352	772,248	769,235	79,742	383,845	17
(東北計)	(5,203,439)	(49,548)	(2,884,540)	(2,863,243)	(274,529)	(1,801,128)	(83)
茨城	1,506,487	9,087	1,059,551	1,051,743	91,313	353,503	27
栃木	1,529,987	2,304	999,142	995,567	134,864	371,839	10
群馬	1,320,103	5,341	1,003,528	1,001,373	55,079	291,421	16
(北関東計)	(4,356,577)	(16,732)	(3,062,221)	(3,048,683)	(281,256)	(1,016,763)	(53)
埼玉	3,729,627	6,231	2,471,426	2,470,983	277,996	1,078,969	21
千葉	2,357,142	9,054	1,408,747	1,406,920	235,361	744,228	21
東京	3,246,792	2,947	2,079,435	2,058,454	107,399	1,229,574	16
神奈川	5,442,085	1,695	3,386,798	3,382,527	385,302	1,899,075	14
(南関東計)	(14,775,646)	(19,927)	(9,346,406)	(9,318,884)	(1,006,058)	(4,951,846)	(72)
山梨	617,989	3,328	402,748	400,978	28,866	183,117	11
長野	2,841,485	14,612	2,029,585	2,026,423	49,621	814,813	20
(東山計)	(3,459,474)	(17,940)	(2,432,333)	(2,427,401)	(78,487)	(997,930)	(31)
新潟	2,091,924	24,113	1,299,973	1,298,873	200,181	640,343	26
富山	1,266,450	3,930	923,554	923,429	72,554	249,982	17
石川	1,071,416	2,274	696,784	693,552	64,862	356,864	17
福井	817,326	2,266	555,005	554,623	32,623	233,407	14
(北陸計)	(5,247,116)	(32,583)	(3,475,316)	(3,470,477)	(370,220)	(1,480,596)	(74)
岐阜	2,747,838	3,190	1,966,982	1,966,448	207,827	648,085	7
静岡	4,511,633	17,922	2,944,181	2,939,913	302,484	1,398,327	19
愛知	6,846,465	21,532	5,201,774	5,190,721	465,949	1,562,721	20
三重	2,026,153	4,468	1,441,002	1,430,234	165,597	439,634	15
(東海計)	(16,132,089)	(47,112)	(11,553,939)	(11,527,316)	(1,141,857)	(4,048,767)	(61)
滋賀	1,288,271	3,828	841,994	831,888	153,547	322,012	16
京都	1,111,053	3,786	818,242	815,048	79,924	240,062	5
大阪	3,919,796	32,234	2,972,996	2,931,723	165,190	855,888	14
兵庫	4,704,144	8,452	3,419,264	3,418,142	161,076	1,219,730	14
奈良	1,309,450	2,841	863,730	848,461	178,015	270,832	1
和歌山	1,447,536	4,279	1,054,327	1,054,210	73,606	285,565	10
(近畿計)	(13,780,250)	(55,420)	(9,970,553)	(9,899,472)	(811,358)	(3,194,089)	(60)
鳥取	485,293	7,817	287,423	284,679	42,981	123,551	3
島根	867,369	10,115	491,984	490,420	49,603	322,159	11
(山陰計)	(1,352,662)	(17,932)	(779,407)	(775,099)	(92,584)	(445,710)	(14)
岡山	1,646,160	16,481	1,090,672	1,088,945	80,141	482,267	9
広島	2,413,710	4,349	1,699,071	1,698,935	39,495	663,521	13
山口	1,211,633	3,517	852,554	848,573	78,068	286,380	12
(山陽計)	(5,271,503)	(24,347)	(3,642,297)	(3,636,453)	(197,704)	(1,432,168)	(34)
徳島	784,142	2,299	629,415	627,974	20,550	123,784	16
香川	1,597,871	3,273	1,428,255	1,428,013	702	200,996	2
愛媛	1,558,469	2,097	1,109,151	1,108,403	106,557	325,222	12
高知	816,490	2,627	598,749	596,422	40,470	184,621	16
(四国計)	(4,756,972)	(10,296)	(3,765,570)	(3,760,812)	(168,279)	(834,623)	(46)
福岡	2,371,037	6,524	1,399,417	1,389,572	79,047	936,910	21
佐賀	825,859	14,221	521,999	521,444	43,064	234,756	4
長崎	633,956	3,925	385,035	383,003	11,811	199,914	7
熊本	927,835	10,926	508,085	500,590	73,568	302,069	14
大分	635,379	8,626	378,725	378,170	22,594	218,066	6
(北九州計)	(5,394,066)	(44,222)	(3,193,261)	(3,172,779)	(230,084)	(1,891,715)	(52)
宮崎	725,468	13,834	459,082	457,851	31,928	227,787	13
鹿児島	1,206,285	9,325	755,916	753,130	5,382	390,935	15
(南九州計)	(1,931,753)	(23,159)	(1,214,998)	(1,210,981)	(37,310)	(618,722)	(28)
(沖縄)	(712,292)	(3,633)	(321,120)	(315,472)	(46,004)	(296,557)	(1)
<b>合計</b>	<b>85,394,242</b>	<b>524,167</b>	<b>57,749,052</b>	<b>57,522,567</b>	<b>4,756,984</b>	<b>23,983,892</b>	<b>720</b>
一組合当たり平均 (単位 千円)	118,603,114	728,010	80,207,017	79,892,454	6,606,922	33,310,961	-

### 13. 信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2010年9月末現在

(単位 百万円)

都府 県	道別	貯 金	出 資 金	預 け 金	うち 系 統 預 け 金	貸 出 金
北海道	北	553,839	8,458	356,622	356,259	132,624
	青森	52,914	1,746	28,344	27,364	14,071
	岩手	88,958	3,109	61,002	58,410	25,049
	福島	15,128	877	12,488	12,271	1,643
	茨城	16,093	684	10,225	9,844	5,221
千葉県	千	61,923	2,638	41,746	39,157	17,037
	東	7,147	143	5,147	5,135	1,057
	神奈川	29,749	3,191	14,082	13,709	10,502
	新潟	26,896	874	21,292	21,131	2,956
東京都	富山	32,632	567	25,770	25,321	4,944
	石川	42,471	1,190	28,487	27,998	8,212
	福井	43,715	997	26,567	26,011	13,232
	静岡	97,247	6,826	61,643	61,448	31,885
	愛知	79,143	2,134	53,033	47,915	16,243
三重県	三	89,691	3,555	53,686	53,361	37,516
	京	41,967	656	15,990	15,736	22,572
	兵庫	62,987	1,727	31,560	30,174	26,146
	和歌山	40,380	1,012	28,760	27,932	7,084
	鳥取	22,130	806	16,728	16,379	5,199
広島県	広	60,213	858	27,912	27,750	25,028
	徳島	29,236	548	24,171	23,835	2,945
	香川	49,782	3,222	38,671	38,635	11,723
	愛媛	84,300	1,459	44,711	43,669	40,526
	高知	32,054	2,048	18,399	17,089	13,366
福岡県	福	44,936	660	35,475	34,911	5,149
	佐賀	76,369	1,166	46,458	46,283	26,792
	長崎	112,418	1,726	80,985	80,836	24,088
	宮崎	35,321	1,001	23,670	23,390	12,309
鹿児島	鹿	62,515	2,196	24,693	23,727	39,981
	沖縄	21,926	497	12,714	12,510	10,647
<b>合</b>	<b>計</b>	<b>2,014,080</b>	<b>56,571</b>	<b>1,271,031</b>	<b>1,248,190</b>	<b>595,747</b>

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外。

## 14. 漁業協同組合都道府県別主要勘定残高

2010年9月末現在

(単位 百万円)

都 府 道 別	貯 金	借 入 金	払 出 資 金	預 け 金	うち 系統預け金	信用貸出金	報 告 数
北 海 道	469,983	107,178	80,608	487,215	479,009	124,234	70
青 森	7,647	250	483	7,062	6,971	955	1
宮 城	53,875	500	4,278	36,116	34,983	13,117	1
山 形	5,201	-	747	4,578	4,384	555	1
福 島	6,867	1,836	1,204	8,719	7,378	742	2
静 岡	17,374	787	438	12,543	11,226	4,782	1
愛 知	6,944	314	397	6,724	6,384	274	1
島 根	41,059	1,358	3,340	26,963	26,770	8,816	1
山 口	63,408	1,163	6,441	44,888	44,010	17,494	1
香 川	2,446	1,024	144	2,250	2,236	1,130	1
愛 媛	47,862	12,699	5,078	53,089	52,112	6,447	22
長 崎	95,147	17,666	8,026	96,317	95,866	16,784	40
熊 本	5,479	298	821	4,387	3,707	1,169	1
大 分	25,559	-	2,233	13,968	13,488	8,801	1
宮 崎	33,656	10,533	4,406	31,038	30,709	15,216	17
<b>合 計</b>	<b>882,507</b>	<b>155,606</b>	<b>118,644</b>	<b>835,857</b>	<b>819,233</b>	<b>220,516</b>	<b>161</b>

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外。

## 農中総研ホームページの全面リニューアルについて（ご案内）

この度、当農林中金総合研究所のホームページ (<http://www.nochuri.co.jp/>) を刷新いたしました。「必要な情報が見つけやすい」「レポートを柔軟に検索できる」そして「提供情報がさらに充実した」ホームページを目指しております。

そのため、使いやすさに配慮してレイアウトやデザインを全面的に見直すとともに、新たな機能を数多く加えました。どうぞご利用ください。

農林中金総合研究所は、農林漁業・環境問題などの中長期的な研究、農林漁業・協同組合の実践的研究、そして国内有数の機関投資家である農林中央金庫や系統組織および取引先への経済金融情報の提供など、幅広い調査研究活動を通じ情報センターとしてグループの事業をサポートしています。



本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



# 農林金融

THE NORIN KINYU  
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2011年2月号第64巻第2号〈通巻780号〉2月1日発行

## 編集

株式会社 農林中金総合研究所 / 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 代表TEL 03-3233-7700

編集TEL 03-3233-7775 FAX 03-3233-7795

## 発行

農林中央金庫 / 〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

## 頒布取扱所

株式会社えいらく / 〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8 Nツアービル TEL 03-5295-7579 FAX 03-5295-1916

## 定価

400円(税込み) 1年分4,800円(送料共)

## 印刷所

永井印刷工業株式会社